

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について

環総第128号

平成10年3月31日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）は、平成9年9月神奈川県議会定例会において成立し、平成9年10月17日神奈川県条例第35号をもって公布され、平成10年4月1日から施行されることになりました。

この条例は、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号。以下「環境基本条例」という。）の本旨を達成するため、環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定したものであります。

さらに、この条例を施行するため、平成9年12月26日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下「規則」という。）を公布し、また、同日に、条例第38条の規定による公害の発生要因の低減に関する指針、条例第40条の規定による化学物質の適正な管理に関する指針、条例第44条の規定による廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針、条例第46条の規定による二酸化炭素の排出の抑制に関する指針、条例第48条の規定による環境に係る組織体制の整備に関する指針及び条例第91条の規定による自動車管理計画に関する指針を告示しました。これら規則及び指針についても平成10年4月1日から施行することとしました。

条例及び規則の施行に伴い、神奈川県公害防止条例（昭和53年神奈川県条例第1号。以下「旧条例」という。）及び神奈川県公害防止条例施行規則（昭和53年神奈川県規則第63号。以下「旧規則」という。）は廃止することとしました。

条例の施行に当たっては、環境保全に係る市町村の役割を踏まえ、必要な権限を市町村長に委任する措置等をとっております。条例の施行が適正かつ円滑に行われますようよろしくお願いいたします。

また、条例の解釈及び運用等は別紙のとおりとしますのでよろしくお願いいたします。

なお、条例及び規則の施行に伴い、次の通知及び要綱は廃止します。

## 1 通知

- (1) 神奈川県公害防止条例の施行について（昭和35年11月17日環総第99号）
- (2) 神奈川県公害防止条例及び神奈川県公害防止条例施行規則の解釈及び運用について（昭和53年環総第100号）
- (3) 神奈川県公害防止条例に基づく炭化水素系物質の規制基準の運用について（昭和55年8月4日大気第30号）
- (4) 「神奈川県公害防止条例の一部を改正する条例」（昭和56年神奈川県条例第26号）逐条解説について（昭和57年5月6日環整第231号）
- (5) 神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（昭和62年8月31日環総第64号）
- (6) 神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行及び運用について（昭和63年3月7日環総第116号）

- (7) 神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（平成元年10月1日環総第57号）
- (8) 神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（平成2年5月24日環総第15号）
- (9) 神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（平成3年2月1日大気第113号）
- (10) 「脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設の排出ガスに係る有機塩素系溶剤対策指導要綱」の解釈及び運用について（平成6年12月15日大気第77号）
- (11) 神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行及び運用について（平成6年11月18日環総第111号）

## 2 要綱

- (1) 公害防止自主規制指導要領（昭和54年3月28日施行）
- (2) 新設工場等に係る指導水質（昭和59年5月1日施行）
- (3) 神奈川県生活系排水対策推進要綱（昭和59年5月1日施行）
- (4) ガスタービン、ディーゼル機関、ガスエンジン及びガソリンエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱（平成元年2月1日施行）
- (5) 神奈川県化学物質環境安全管理指針（平成3年4月1日施行）
- (6) 神奈川県地下水汚染防止対策指導指針（平成4年10月5日施行）
- (7) 脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設の排出ガスに係る有機塩素系溶剤対策指導要綱（平成7年2月1日施行）
- (8) ボイラーに係る窒素酸化物対策指導要綱（平成9年4月1日施行）
- (9) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等対策指導要綱（平成9年4月1日施行）

## 別紙

### 第1 制定の趣旨

神奈川県における公害防止の条例上の取組は、昭和26年に制定した「神奈川県事業場公害防止条例」が最初であり、事業場から生ずる公害を防止し、産業の発展と住民の福祉との調和を図ることを目的としていた。その後、公害の進展の状況を踏まえ、昭和39年には機械の新設等を許可制にするなど規制の側面を強めた「公害の防止に関する条例」を制定し、昭和46年には公害の深刻化を受け、また、公害関係の法律の整備を踏まえ、事業所を総合的に規制する許可制を導入した「神奈川県公害防止条例」を制定した。さらに昭和53年には事業所の自主規制の責務を加える等の全面改定を行った。このように、これまでその時々時代の要請に応じ、主に事業所からの公害を防止するための規制措置を中心に、県民の健康を保護するとともに生活環境を保全するしくみを整えてきた。

しかしながら、今日の環境問題は、環境基本条例前文で示すように「廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の問題にまで拡大」しており、神奈川県環境基本条例が規定する「環境保全型社会かながわ」を実現するためには、公害の防止に止まらず広く環境保全上の支障の防止に向けた制度的な取組が必要である。このため、事業者、県民及び県それぞれの責務を明確に定め、さらにその実効性を確保する手続等を定めるため、旧条例を廃止し「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を制定したものである。

この条例の制定の基本的考え方は次のとおりである。

#### 1 公害に加え、より広い環境問題に対応

これまでの工場等に対する公害規制のしくみを基本的に継承するとともに、新たに廃棄物の発生の抑制や地球環境の保全を含む広い環境問題に対応する。

#### 2 工場等に加え、より広範な環境負荷の原因者に対応

工場等からの公害の防止に加え、自動車の使用に伴う環境負荷の低減、県民生活に伴う環境負荷の低減についても対象に含めて規定する。

#### 3 強制的手法に加え、誘導的手法の導入

規制基準を遵守させるなどの強制的な手法に加え、事業者自らが計画的に環境負荷の低減に向けて管理又は配慮に取り組むよう誘導するため、知事が指導、助言できる制度を設ける。

#### 4 県の責務の明確化

事業者及び県民の環境保全に関する取組を支援するため、必要な情報の収集及び提供の役割を担うものとするなど、県の責務を明らかにする。

#### 5 行政手続の公正・明確化、簡素・合理化

要綱や指針をもとに事業者に求めている指導内容の条例への取り込み、事業者の環境に係る管理能力を考慮した手続の軽減など、行政手続の公正・明確化、簡素・合理化を図る。

なお、旧条例と条例の比較表は別表1のとおりである。

### 第2 条例の構成

条例は14章124条の構成とした。

第1章は条例全体に係る目的及び定義に関する規定である。

第2章から第5章までは「事業所」に着目した規定であり、環境負荷の低減に係る手続、規制及び

責務の内容を規定している。第2章は指定事業所に係る手続規定をまとめた章であり、第1節で指定事業所の設置及び変更時の許可制を中心とする規制の手続を、第2節でその規制の手続に併せて手続を求めることとした環境配慮書の提出の手続等を、第3節で指定事業所に係る手続の特例措置となる環境管理事業所に係る規定を定めた。第3章は事業所における公害の防止のための規制基準及び禁止規定をまとめた章である。この規制基準及び禁止規定は指定事業所の設置及び変更時の許可の際に許可基準となるものである。第4章は第2章及び第3章の規定に違反している者に対する措置命令及び改善命令等を定めた。第5章は事業所における環境負荷の低減として第3章で定めた公害の防止のための規制措置に加え事業所に求める環境負荷の低減に係る責務等をまとめた章である。第1節から第5節まで、公害の発生要因の低減、化学物質の適正な管理、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、二酸化炭素の排出の抑制及び環境に係る組織体制の整備についての責務等を規定した。この責務の項目は環境配慮書の提出をとおして配慮を求める項目である。

第6章は公害の原因となる「特定行為」に着目した規定であり、第1節から第7節までに屋外燃焼行為、炭化水素系物質を使用する作業、船舶からの排煙、拡声機騒音、飲食店における夜間騒音並びに屋外作業に伴う騒音及び振動に係る規制措置を規定した。

第7章は「土壌、地下水及び地盤環境」に着目した規定である。第1節から第3節までは土壌汚染を原因とする公害を防止するための規定、第4節は地下水の水質の浄化に係る規定、第5節は地下水の採取に伴う地盤の沈下の防止のための規定である。

第8章は「自動車」に着目した規定であり、自動車の使用に伴う環境負荷の低減について事業者及び県民の責務を規定した。

第9章は「オゾン層破壊物質」に着目した規定であり、オゾン層破壊物質の排出の抑制及び回収等に係る規定を設けた。

第10章は「日常生活」に伴う公害に着目した規定であり、第1節で日常生活に伴う騒音公害の防止について、第2節で日常生活に伴う水質汚濁の防止についての規定を設けた。

第11章は機器の製造者や親事業者等について、公害の防止等のためのいわば間接的な義務を定めた。

第12章はこの条例を施行するため、また公害等に対応するための知事の措置等を規定した。

第13章では本条例と市町村条例との関係及び神奈川県環境審議会への諮問について規定した。

第14章は条例中の強行規定に違反した場合の罰則について規定した。

### 第3 条例の解釈及び運用

#### 1 第1章「総則」について

##### (1) 目的について（第1条関係）

第1条は条例の制定趣旨、対象範囲及び目的を明らかにするものである。

条例は「神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため」に制定したものである。環境基本条例は環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の基本的な責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する基本となる事項を定めるため制定したものであり、平成8年に制定された。本県の環境の分野の個別条例は、環境基本条例に定めた基本理念の下でそれぞれの行政事務の分野での具体的な規定を定めるものであり、本県においては自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）が自然環境の分野において、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）が事業の実施の際の手続の分野においてそれぞれ個別の規定を設け

ている。本条例はそれらの条例が担っている分野以外の環境分野に広く対応する条例として、環境基本条例の理念を実現するために法的手法によることが望ましい事項に広く対応する個別条例としての役割を担うものである。

なお、環境基本条例に定める理念に含まれる内容であっても、土地利用に係る分野、街の美化に係る分野等他の条例や市町村の施策等によるべき分野についてはそれぞれの施策に委ねることが適当であることから、本条例の対象範囲としていない。

この条例が定める事項の範囲として、旧条例は「公害を防止するために必要な事項を定めること」であったのに対し、この条例では「環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めること」とした。「環境保全上の支障」とは人の活動により環境に加えられる影響により規制等の県民の権利義務に直接係わるような施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいうものであって、概ね、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が劣化することによる公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。これは、この条例の対象範囲を公害（定義は第2条第1号に定めた。いわゆる典型7公害をいう。）に限らず拡大したことを意味する。

この条例の目的は、旧条例が「県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること」であったのに対し、この条例では「現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること」とした。今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題となっている。このため、環境保全上の支障の防止は、現世代の人間が環境の恵沢を享受できるようにするとともに、将来の世代の人間にこれを継承することを目的として行われることが必要であるため、条例の目的にその旨を規定したものである。

「生活環境」については特に定義を設けず、常識的な意味で理解されるべきものであり、人の日常生活にかかわる自然又は人工の環境一般をいうが、本条例では神奈川県環境基本条例第2条第3号で説明されているところにより、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含めた意味で使用している。

これら条例の範囲及び目的の拡大に伴い、具体的には第5章の「事業所における環境負荷の低減」及び第9章の「オゾン層破壊物質の回収等」の規定を設けたところである。

なお、本条例の名称とした「生活環境の保全等」とはこの条例の目的が「県民の健康を保護すること」及び「生活環境を保全すること」であることを表している。

## (2) 定義について

条例第2条は、条例中において使用頻度が高く、かつ、語義の統一を図ることが必要である用語についてそれらの意義を規定したものである。ここでの定義は条例及び規則に共通して適用される。

第1号の「公害」の定義は環境基本条例において示されている。環境基本条例の第2条で規定されている定義はこの条例にも適用されるとみなされるが、「公害」についてはこの条例において特に重要な用語であるところから、環境基本条例を引用する規定を特に設けその解釈に誤解が生じないようにしたものである。「公害」の用語は環境基本法（平成5年法律第91号）に定義された法的に定着した用語であり、旧条例における定義と同様の内容である。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害を

いう。

第2号の「排煙」の定義における物質の範囲は旧条例における物質の範囲と同様である。なお、第2項オに定める物質を「排煙指定物質」と称することとした。これは旧条例では旧規則第2条において「指定物質」と称していた物質であるが、この条例では第25条において大気の汚染に係る規制基準を定める事項の記述を充実させたことに伴い、条例で読み替え規定を設けることとし、第28条の「排水指定物質」と区別するため「排煙指定物質」と称することとした。

第4号の「排水」の定義は旧条例からその表現を変更しているが、内容については同様である。排水とは事業所から直接公共用水域に排出され、又は地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。ここで「公共用水域」とは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいうものであり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水路及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路を指す。下水道法第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）は除かれており、これら公共下水道等に排出するものは排水に当たらない。従って、条例第28条（水質の汚濁の防止に関する規制基準）、第30条（水質保全水域への排水の排出の禁止）、第31条（排水の測定）等における「排水」、また、規則別表第1における「小規模排水施設」を判断する場合の「排水の量」等における排水には上記の公共下水道等に排出される水その他の液体は該当しないので注意を要する。

なお、排水には、公共用水域等に排出される限り雨水も含まれるものであるが、作業工程等に利用されたものを除いて排水の量には算定しないこととする。

「水その他の液体」とは水又は水溶液の他にトリクロロエチレン等の有機溶剤を主成分とする等の水を含まない液体を対象とする趣旨であり、地下に浸透することとなる水その他の液体も含めて「排水」としたことと併せ、水質汚濁防止法における「排水」の定義とは異なる。

第5号の「化学物質」の定義において示している化学物質の範囲は、おおむね従来の「神奈川県化学物質環境安全管理指針」がその対象としていた「すべての元素及びその化合物のうち、環境安全上注意を要する物質」に対応するものであり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、消防法等の環境安全関連の法令の対象物質、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）又はWHO（世界保健機関）で許容濃度等が設定されている物質等であり、神奈川県化学物質安全情報提供システムに登録されている物質はほぼこれに当たる。この条例により規制が行われている物質も当然含まれる。

「医薬品、医薬部外品」については、直接人体に取り入れて使用するものであり、環境中へ放出され環境を汚染することは、考えにくいこと、その取扱いについては、「薬事法」に規定されていることから、条例の対象外とした。また、「放射性物質」については、「放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律」に詳細な規定があるため、これについても条例の対象外とした。

第6号及び第7号で「指定事業所」及び「指定外事業所」の定義をした。工場及び事業場について旧条例では「工場等」と称していたところであるが、この条例では「事業所」と称することとした（第4号）。これは、この条例の対象が物を製造する工場に限られるものではないことを

より明確に表現する趣旨である。これと同様の趣旨で、旧条例の「指定工場」は「指定事業所」と称することとした。

指定事業所の制度は、公害の発生源となる蓋然性が高いとみられる事業所をあらかじめ指定して設置許可制等の事前規制の対象とする制度である。指定事業所は、条例別表に掲げる69種類の作業のうち規則で定める作業（指定作業）を行う事業所とした。規則においては別表1で指定作業を特定したが、指定作業の特定方法は規則別表第1の作業の内容の欄で条例別表の作業を具体的又は限定的に表現したうえで、同表の施設の欄に掲げる施設（指定施設）を用いる作業を指定作業とした。これは、旧規則では指定作業と指定施設を切り離して考えていたため、作業によっては旧規則の別表2に掲げた指定施設を用いない作業についても指定作業となる場合があり、結果として機械等の施設を用いることなく手作業で製造等の事業を行っている事業所も指定工場となる場合があったが、この条例では、事前規制の対象として実効性がある事業所に限定して許可対象事業所とする趣旨を強め、指定作業は指定施設を用いる作業とする考え方に統一して規則別表1にまとめて表現することとしたものである。

作業には「当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む」こととした。これは「作業」という言葉が製造等の工程のどの範囲までを包含するか明確にする趣旨であり、たとえば、「〇〇の製造の作業」といった場合、製造工程の一部分のみを分担して行う場合又は中間物の製造、加工等当該作業と密接に関連する作業を行う場合についても当該作業を行う場合であると解するものである。

指定事業所とする事業所からは「臨時的又は仮設的な事業所を除く」こととした。例としては、儀式、祭典、催事等明らかに一時的な用途に供するため設置されるもの、建設工事や造成工事の現場等期間の経過に伴って消滅することが明らかであるもの等が除かれるものである。

しかし、このように、いずれは消滅するものであっても相当長期間にわたり存続する予定であるものは公害を防止するための措置が必要であり、臨時的又は仮設的なものとして扱うべきではない。この場合、相当長期間とは、第14条で指定事業所の存続の判断を1年間の期間を基準に判断していることとの見合いにおいて、おおむね1年間として運用すべきであり、1年を超えて存続するものは「臨時的又は仮設的な事業所」と判断しないことが妥当である。

「指定外事業所」は指定事業所以外の事業所である。「事業所」とは一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている場所をいう。営利、非営利又は個人、法人を問わない。果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等がすべて包含される。

なお、共同住宅の管理施設など複数の家庭の共同施設としてのごみや汚水の共同処理施設、熱供給施設、駐車施設等はそれらの共同施設の用に供する部分に限り事業所として扱うべきである。

## 2 第2章「指定事業所の設置等の手続等」について

### (1) 事業所総合審査許可制について

事業所の設置や設備変更の際に許可申請を求め事業所における事業活動を総合的に審査し許可を行う事業所総合審査許可制度は、昭和46年制定の公害防止条例で導入されて以降本県の公害防止のための基本的なしくみとして機能してきた。事業所における公害要素間の相互関連性を踏まえた審査が可能な制度であり、国の環境関連法令では対応できない部分に条例独自の手法で対応する制度として大きな役割を担ってきた。

対応すべき環境負荷要素の拡大、多様化に伴い、事業所において環境問題に総合的、継続的に取り組む必要性はさらに増大している。そのため、この条例では事業所の環境要素を総体でとらえ、指導することが可能な旧条例の事業所総合審査許可制度の考え方を継承発展させることとし、本章では、そのために事業者を求める手続として、第1節で公害規制の分野で旧条例の許可制度のしくみを継承し、さらに事業所に総合的な環境負荷の低減を求める制度として第2節で環境配慮書の提出等の手続を定めたものである。また、指定事業所に係る手続の特例規定となる環境管理事業所の制度を第3節に規定した。

## (2) 第1節「指定事業所の設置の許可等」について

### ア 設置の許可等（第3条関係）

第3条第1項の指定事業所の設置に係る事前許可制は、旧条例における指定工場の許可制を継承したものである。

「設置」とは新たな指定事業所が存在することとなる場合をいう。指定事業所を新築する場合はもとより、現に設置されている事業所で指定事業所としての許可を受けていないものを指定事業所として用いようとするとき（既存の指定外事業所が新たに指定作業を行うことにより指定事業所としての要件を満たすこととなる場合等）、現に設置されている事業所の一部を継承し又は借り受けることによりこれを指定事業所として用いようとするとき（従来の指定事業所の敷地が分割され、他の事業主体が分割された敷地に独立した指定事業所を設置する場合等）も指定事業所の設置とみなし、新たに指定事業所となる事業所について設置の許可を必要とするものである。なお、この旨は旧条例の第15条で表現していたところであるが、解釈規定であることから条例本文では表現しないこととした。

許可の単位として1個の「事業所」であるかについては、一般的には敷地の利用を一体的に行っている事業活動を1つの単位としてとらえ1個の事業所とすることが公害要因を総体的にとらえる本条例の趣旨に則したものであり、社会通念にも合致している。たとえ道路等により敷地が区切られている場合であっても、敷地の利用が一体的であるか、組織、工程等から判断して密接な関連を持っているか等を基準に判断し、公害防止の機能をより効果的に発揮できる単位をひとつの事業所として許可すべきである。

ただし、例外的な場合として、敷地が同一の場合であっても、いわゆる工場アパートの場合等で事業所が組織、工程等の面でそれぞれ独立性を保っていると認められる場合には、複数の事業所として許可を行うべきである。

第3条第2項では許可を受けようとする者の提出書類の記載事項を規定した。旧条例からの変更点は次のとおりである。

- ① 第3号から、旧条例にあった「主要な生産品目及びその生産量」を削除した。これは生産品目及びその生産量の変更を事後届出の対象から外す趣旨でもある。
- ② 旧条例では同一の号に記載していた「指定事業所の位置」と「指定事業所の周辺の状況」を第4号と第5号に号を分けて記載した。これは「指定事業所の周辺の状況」の変更は指定事業所自らの責任に帰する事項ではないため、変更の際の手続に係らせない趣旨を明確にするためである。
- ③ 「廃棄物の種類及び量」及び「廃棄物の処理に関する計画」を削除した。廃棄物の発生の抑制及び適正な処理については一定の事業所から環境配慮書を求め指導を行う制度を設けた



こと等から、廃棄物に係る指導は環境配慮書により統一して行うこととし、許可申請書の記載事項からは削除したものである。

④ 旧条例では規則事項であった「建物の規模」、「用水及び排水の系統」及び「排水の排出先」を条例事項とした。

⑤ 第14号の規定による規則事項として規則第7条で「指定事業所における自動車の出入口の位置」を定めた。自動車の出入口の位置については旧条例では記載事項とすることが明確でなかったため、規則において明確にしたものである。

#### イ 許可の基準等（第4条関係）

第4条では審査の原則と許可の基準を示している。

##### (ア) 審査の原則

審査は「速やかにこれを審査するもの」（第1項）とし、「当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、また、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討する」（第2項）ものとされている。

「速やかに」審査を行うという点については行政手続法（平成5年法律第88号）及び神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）に定められているところであり、知事又は市町村長が申請に係る処理を迅速かつ適正に行うことは法及び条例上の義務である。処分庁が知事の場合、神奈川県行政手続条例第6条の規定により申請書が市町村の窓口には到達してから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安として公表されている標準処理期間は、指定事業所の設置及び変更の許可申請については35日間である。

ただし、申請の形式上の要件に適合しない申請書の補正が行われる場合、又は事業者が任意に許可申請の内容に係わる行政指導に従うことにより許可申請書の内容の変更等が行われる場合は相当の期間を要することが許されるものであり、これらの場合には標準処理期間を超えて処分を保留することが許される。この場合においても、神奈川県行政手続条例第31条（申請に関連する行政指導）の趣旨を踏まえた運用に留意する必要がある。

なお、条例第16条の規定により、一定の事業所からは許可申請の際に環境配慮書が提出されるが、環境配慮書の提出に伴う事業者に対する指導は第3条又は第8条の申請に係る審査とは切り離して行われるべきものであり、環境配慮書に係る指導等が未了であることを理由として許可申請に係る処分を保留することはできない。

第2項は審査を行う場合の留意点を規定したものである。本条例は事業所総体を審査する許可制であり、その実効性を確保するために、事業者に対しては第3条第2項で「公害について総合的な防止の方法を講じ」る公害の防止の方法に関する計画の作成を求めているところであるが、審査を行う側の知事も「事業活動の全般を包括して体系的に」「当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に」検討する必要があることから本項を設けたものである。

##### (イ) 許可の基準

第4条第1号から第3号までは許可の基準を定めた。

第1号は規制基準に適合することであり、旧条例における場合と同様である。

第2号はこの条例で禁止した行為に違反しないことであり、住居系地域における悪臭及び騒音に関する行為の禁止（第26条第2項、第33条第2項）については旧条例における場合と同様

である。特定有害物質を取り扱う事業所に係る禁止行為については、排水の地下浸透の禁止（第29条第1項）及び水質保全水域への排水の排出の禁止（第30条第1項）に関しては旧条例における場合と同様であるが、特定有害物質を取り扱う作業に係る排水が地下に浸透することとなることを防止するために同物質を取り扱う作業に係る施設の構造の基準を定めた第29条第2項の基準を許可基準に加えた。

第3号は生コンクリートプラントである場合の接道基準であり、旧条例における場合と同様である。

なお、旧条例で許可基準としていた廃棄物の処理の方法については許可基準としていない。これは、旧規則による基準である「廃棄物の処理の方法に関する計画が確立していること」及び「廃棄物の処理に必要な資格を有する者に委任することが予定されていること」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定があり、また、この条例では廃棄物の発生の抑制及び適正な処理について環境配慮書により一貫した指導を行うこととしたことによる。

#### ウ 許可の条件（第5条関係）

第3条第1項（第8条第4項の規定により第8条第1項の許可にも準用）の許可には条件を付することができる。

条件は「公害の防止上必要な限度において」付するものであり、公害の防止と関連のない事項について許可の条件とすることは許されない。

また、ここでの「条件」は許可という行政処分の効果を限定する付款として付するものであり、許可するか否かについては第4条の許可の基準のみにより判断しなければならない。従って、第4条の許可基準に適合しない申請に対して不適合部分を今後適正なものに改めることを条件として付して許可を行うことは許されない。

なお、第5条の規定により条件を付することは許可という行為に付帯しているものであり、規則第1条により条例第3条又は第8条の許可の権限を委任されている市長は当然条例第5条の規定により条件を付することができる。許可権限を委任された市長が条件を付することができることについてはあえて規則第1条の委任事務では表現していない。

#### エ 表示板の掲示（第6条関係）

表示板の掲示の制度は、事業者が公害防止の責任を自覚させるとともに、連絡先等を表示することにより、地域住民と事業所との環境に係るコミュニケーションに資することも意図している。掲示を要する事業者の範囲、掲示内容等は旧条例と同様である。なお、旧条例の規定により設置されている表示板は、この条例の規定により設置する表示板とみなすこととした（条例附則第8項）。

#### オ 変更の許可、事前届出及び事後届出（第8条～第10条）

##### (7) 許可、事前届出及び事後届出の手続

指定事業所における変更時の手続については、公害防止上の影響があると認められる「公害の防止上重要な」変更については許可を要することとし、一般的に禁止し許可対象とする必要までは認められないが公害の防止上支障を生ずる恐れがある「公害の防止上比較的重要な」変更については事前届出により着工以前に検討を加える機会を設けることとしている。また、指定事業所の名称の変更等公害防止上の影響が無い事項及び指定施設の使用の廃止等明らかに環境への負荷が減少する変更については許可権者が情報として把握しておく必要があることから事後届出を要

することとしている。

変更許可の対象とする事項（規則第11条第1項）、事前届出の対象とする事項（規則第14条第1項）及び事後届出の対象とする事項（規則第16条第1項）は原則として旧規則におけるものを継承している。

旧条例からの変更点としては、指定施設の構造の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなる場合（指定施設の範囲に規模又は能力の限定がある場合に構造の変更により当該規模又は能力に該当しなくなる場合）及び指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなる場合（指定施設として小規模排水施設（1日当たりの排水の量が20立方メートル未満である事業所に設置される施設）を除く旨規定している場合に指定事業所の排水の量の変更により当該指定施設が小規模排水施設に該当する場合）は事後届出であることを明確にしたこと。排水の排出先の変更で下水道接続となる場合において当該下水道接続により指定事業所が指定事業所に該当しなくなる場合は条例第10条の事後届出ではなく、条例第12条の指定事業所の廃止等の届出であることを明確にしたことである。

変更許可の際に提出する書類は規則第11条第2項に掲げた。旧規則にあった「廃棄物処理方法変更計画書」はアに述べた理由により削除した。

また、「公害防止方法変更計画書」について、旧規則では公害の防止の方法を変更することとなる場合に限り提出する規定であったが、この規則では「公害の防止の方法を変更することとならない場合にあつては、その提出を省略できる」こととした。これは、指定施設の設置等により公害防止方法の変更が必要となる場合がむしろ原則であると考えられ、変更申請を行う場合には公害防止方法の見直しを検討することが望ましいことから規定を改めたものである。

なお、このただし書きの規定により公害防止方法変更計画書が提出されない場合において、許可権者が必要と認める場合にはその提出を指導できることは当然である。

#### (4) 環境管理事業所に係る手続の軽減

条例第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所は、変更の許可、変更の事前届出及び変更の事後届出の手続を免除する。

条例第8条第1項のカッコ書で変更の許可の手続を免除している。本項で例外的に許可を要することとしている「公害の防止上特に重要な変更として規則で定める変更」は今回規則で規定していないことから、規則で新たに定めるまでの間はすべての変更許可の手続が免除される。

第9条第1項のカッコ書では変更の事前届出の手続を全面的に免除している。

第10条の変更の事後届出については、氏名、名称、所在地、業種等条例第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項は行政が事業所の基礎的な情報として持つべき項目であり、行政が審査を行う趣旨で届出を受けていた項目とは異なるため、当該項目の変更については環境管理事業所においても届出は免除せず、その他の事項について手続を免除することとした。

なお、指定作業及び指定施設の概要などの環境管理事業所の認定の申請の際の提出事項に変更がある場合の事後届出の手続については、後述のように第21条に規定している。

#### (3) 第2節「環境配慮書の提出等」について

##### ア 環境配慮書の提出（第16条関係）

###### (7) 環境配慮書の提出の制度について

第16条では環境配慮書の提出の手続について定めた。

「環境配慮書」は、第5章「事業所における環境負荷の低減」の各節に責務として定めた「公害の発生要因の低減」、「化学物質の適正な管理」、「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理」、「二酸化炭素の排出の抑制」及び「環境に係る組織体制の整備」の各項目（以下「環境配慮項目」という。）について事業者が自ら配慮した内容を記載する書面である。

第5章に掲げた責務はすべての事業所の責務であるが、環境負荷の大きい事業所に対しては環境配慮項目に係る具体的な対応を促し、知事がそれらの取組を支援・指導できる仕組みが必要である。事業者は公害の防止のための取組と併せて環境負荷の低減のための総合的取組として環境配慮項目にも対応すべきであることから、旧条例で行っていた事業所の公害要素を総合的に審査し許可する仕組みを活用することにより新しい環境配慮項目にも対応することとした。そのため、環境配慮書の提出の仕組みは公害防止のため許可対象としている指定事業所を原則対象とし、公害関係の許可手続に併せて指導を行うことができる仕組みとした。

なお、環境配慮書の提出の制度は、個々の事業者の環境配慮項目に係る取組を支援・指導する仕組みであるとともに、環境に係る事業者の取組をなるべく透明なものにしようとする試みでもある。その意味で、知事は環境配慮書が提出されることにより集積される情報を他の事業者の指導に役立てるとともに、他の事業者が環境配慮項目に係る取組を進めるうえで参考とすることができるように、優良な取組の事例集を編集し公表するなどの運用を行う。ただし、公表等を行う場合は、個々の事業者の技術上のノウハウ等の保護には十分配慮することが必要である。

(イ) 環境配慮書の提出を要する事業所

環境配慮書の提出を要する事業所の範囲及び提出する環境配慮書は、規則第21条から第23条により規定しており、次の(a)から(d)に該当する事業所はそれぞれに掲げる環境配慮書を提出するものとしている。

(a) 指定事業所で常時使用する従業員が50人以上である事業所

「公害の発生要因の低減」、「化学物質の適正な管理」、「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理」及び「環境に係る組織体制の整備」に係る環境配慮書

従業員数を50人以上としたのは、従来、廃棄物の適正処理を義務づけるなかで指導を行ってきた事業所が50人規模以上であったこと（旧規則第6条第3号）及び神奈川県化学物質環境安全管理指針により自主管理マニュアルの報告を求めている事業所が50人規模以上であったことから行政指導の連続性を維持することを考えたものである。これは条例による指導の出発点として50人規模以上で始めるということであり、将来的には、指導の必要性、指導体制の整備の状況等を踏まえ、順次、環境配慮書の提出を求める事業所の規模の見直しが考えられる。

「常時使用する従業員」とは事業所に使用され給与を支払われる者のうち、期間を定めず若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者、又は日々若しくは1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者（労働省勤労統計調査等という「常用労働者」をいう。）で、パートタイム労働者（1日の労働時間が短い者又は1週の労働日数が少ない者）を除く者をいう。

(b) 建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上の指定事業所又は百貨店若しくはマーケットで店舗面積が1,000平方メートル以上の指定事業所

「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理」及び「環境に係る組織体制の整備」に係る環境配慮

書

廃棄物の発生の抑制及び適正な処理については、事業所の形態による廃棄物の発生の実態を勘案し、従業員が50人以上である事業所に加え、床面積の大きな事業所も対象に加えることとした。

床面積を3,000平方メートルとしたのは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（通称「ビル管理法」）により届出が義務づけられている「特定建築物」が原則床面積3,000平方メートル以上の事業所であることを考慮し、指導の実効性が確保できる規模として規定したものである。百貨店又はマーケットについて店舗面積1,000平方メートル以上としたのは、百貨店及び生鮮食料品を扱うマーケットから排出される廃棄物の床面積当たりの標準的排出量が工場等の約3倍であるとの調査結果等を考慮し、百貨店及び生鮮食料品を中心に扱うマーケットに限ってその他の指定事業所の3分の1の面積をもって対象としたものである。

「マーケット」とは主として食料品、衣料品、日用品を扱う小売業者であって、通常はセルフサービス販売方式をとる小売業者をいう。生鮮食料品を取り扱うものに限っているのは、たとえば衣料、家具、家電、DIY等を中心に扱っている小売店の床面積当たりの廃棄物の量は食品スーパーのような顕著な発生が通常ないと見られることによる。

なお、床面積により対象とする事業所からは、横浜市、川崎市及び横須賀市に所在し、指定施設がボイラー、冷暖房施設又はし尿処理施設のみである指定事業所を除いている。これは、環境配慮書の提出による指導の趣旨が、事業者の公害要素と環境配慮項目に係る取組を総合的に指導すること及び廃棄物については一般廃棄物と産業廃棄物を総合的に指導することであり、ボイラー、冷暖房施設又はし尿処理施設のみを設置する事業所についてはそれらの施設からの公害の要素と廃棄物の要素との関係が薄いこと、また、横浜市、川崎市及び横須賀市については保健所設置市として産業廃棄物の指導に係る権限を持ち一般廃棄物と産業廃棄物を総合的に指導するしくみが整っていることから、環境配慮書による指導との重複を避けたものである。

- (c) 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上である指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上である廃棄物焼却炉を設置している指定事業所

「二酸化炭素の排出の抑制」に係る環境配慮書

条例第45条の規定による責務は燃焼及び熱効率の合理化を中心とした内容であるため、環境配慮書の提出を求める事業所は規模の大きい燃焼又は焼却施設を持つ指定事業所とした。

- (d) 建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上の指定外事業所又は百貨店若しくはマーケットで店舗面積が1,000平方メートル以上の指定外事業所

「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理」に係る環境配慮書

指定事業所は公害発生の蓋然性が高い作業を行う事業所を指定していることから、廃棄物の発生量が大きい事業所であっても指定事業所には該当しない事業所が多く存在するものと予想される。廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に係る指導を徹底するため、廃棄物の発生量が大きいと予想される指定外事業所にも提出を求めるものである。

- (ウ) 環境配慮書の提出

- (a) 指定事業所の環境配慮書の提出

対象の指定事業所が環境配慮書の提出を要する時は、第3条第1項の設置の許可の申請を行

う時（第16条第1項）及び第8条第1項の変更の許可の申請を行う時（第16条第2項）である。

環境配慮書の提出を許可申請の時としたのは、事業者に環境に係る総合的な取組を求めるためには環境配慮事項に係る指導を公害要素と併せて指導するしくみが有効であること、事業者が具体的に環境配慮項目に係る取組方法を決定するのは事業所の設置や施設等の変更の際に新たな事業内容や施設等に応じた取組を決定する場面での比重が大きいため、その場面で環境配慮項目に係る取組の検討を促し、指導を行うことが有効であることによる。

なお、条例第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所は、変更許可の申請が不要であることから、当然、環境配慮書の提出も不要である。

環境配慮書は、「指針に基づき自ら配慮した内容」を記載する書面である。指針は5(3)で述べるように条例第5章に定める責務について事業者自らが取組を進めるに当たっての具体的項目を示しているいわばメニューであるから、環境配慮書は、指針に掲げる項目を参考に事業者自らが取組の内容を決定し、指針の項目のうち事業者が実際に取り組む内容を具体的に記述するものである。指針に掲げる各項目への一々の対応状況をすべて記載しなければならないものではない。

また、事業者が指針を参考に環境への配慮を検討した結果、条例第5章の責務を達成するために、指針に掲げている項目以外でも配慮を行う場合には、その内容を環境配慮書の内容とすることもできる。

条例第8条第1項の変更の許可の申請を行う時の環境配慮書は「当該指定事業所が行おうとする変更の内容に関して配慮した内容」について記載することとしている（規則第22条）。この条例で事業者に環境配慮項目に係る取組を求めている趣旨は、各指針で具体的な内容を示しているように、事業者の一般的な環境方針を審査しようとするものではなく、個々の場面でより具体的な取組を促すことを意図している。このため、変更時には、施設の変更等の個々の場面をとらえて当該変更等に係る環境配慮項目の具体的な指導を行っていくことが必要であり、環境配慮書は当該変更の内容に関して配慮した内容を記載することとした。「変更の内容に関して」とは、たとえば施設の導入の際に、施設の構造、原材料、燃料、廃棄物の処理等にどのような配慮を行ったかということから、当該施設の導入をきっかけに、たとえば化学物質の管理体制の見直しを検討した（検討する必要がある）場合にはその結果について環境配慮書として提出すべきものである。

ただし、「環境に係る組織体制の整備に係る事項」については、組織体制の整備は事業所全体の仕組みとして継続的な点検と改善が必要な項目であることから、環境配慮書を提出する時点における内容を提出することとしている（規則第22条）。

なお、環境配慮書については規則でその様式を定めていない。これは、事業者自らが創意工夫して行う環境配慮の内容はきわめて多様であることが予想され、様式を定める意味は少ないこと、また、事業者が内部稟議のため作成した資料等既存の資料の写しを利用することを可能にすることにより、事業者の事務的負担を軽減することを意図している。

ただし、事業者が環境配慮書を作成するための参考として、標準的な様式を作成した。環境配慮書の様式は標準様式1のとおりである。

(b) 指定外事業所の環境配慮書の提出

対象の指定外事業所が環境配慮書の提出を要する時は、指定外事業所を設置する時（条例第

16条第3項)及び建物の増改築を行う時で増改築する床面積が300平方メートル以上の場合(規則第23条第2項及び第3項)である。

指定外事業所は変更許可が無いことから、外形的に事業所の変更をとらえる場面として建物の増改築の機会をとらえることとしたが、その際、床面積300平方メートル以上としたのは、それより小規模の増改築では事業内容の実質的変更により廃棄物に係る配慮の方法等に変更を要することとなる蓋然性が小さいと判断したことによる。

#### イ 環境配慮書に係る指導(第17条関係)

知事は、提出された環境配慮書について条例第5章の各指針を勘案して必要な指導及び助言を行う。ここにいう指導及び助言は事業者の環境に係る取組を支援するために実施するものであり、行政手続法及び行政手続条例に規定する行政指導の原則に則って実施されるべきものである。2(2)イ(7)で述べたように許可申請の審査とは切り離して実施することが原則である。

指導及び助言により事業者が環境配慮の内容を変更する場合には環境配慮書の記述の訂正又は環境配慮書の差し替えを行い、事業者の環境配慮事項に係る取組の内容を明らかにしておく必要がある。知事は、事業者が環境配慮書の内容に沿った取組を行っているかについて、立入検査等の機会をとらえ継続的な指導を行うことができる。

知事は、提出されるべき環境配慮書が提出されない場合に限り勧告を行うことができる。この勧告も指導及び助言と同様に強制力を伴うものではない。

### (4) 第3節「環境管理事業所」について

#### ア 環境管理事業所制度について

指定事業所に指定施設の変更等を一律に禁止し、設備の変更等を行う場合には事前の許可を必要とする制度は、事業者の環境に係る管理能力を判断せず、事業者が公害の発生を未然に防止するための必要な措置を実施する能力が未だ十分ではないことを前提に、すべての事業者に一律に手続を求めているものである。しかしながら、近年の事業者の環境に係る自己管理の意識と能力の向上を踏まえると、自己管理の能力を備えている事業者についても一律に事前の手続を求めていくことは必ずしも合理的な仕組みではなく、行政手続を簡素・合理化し、能力ある事業者には不必要な手続が省略できる制度が必要であると判断した。

事業者の能力に応じた制度とするためには、事業者の環境に係る管理能力を客観的に判断できる基準が必要であったが、事業所の環境管理・監査に係る国際的な規格(ISO14000シリーズ)とその認証登録制度が整備され、事業者の環境に係る自己管理能力を客観的に判断できるしくみも整備されたことから、この条例では、環境管理・監査を行っている事業所を申請に基づき「環境管理事業所」として認定し、当該事業所が設備の変更等を行う場合の手続を軽減することとした。

この制度による手続の軽減については、第8条(変更の許可)、第9条(変更の事前届出)及び第10条(変更の事後届出)に規定し、「環境配慮書」の提出も免除されることについては(2)及び(3)で述べたとおりであり、行政、事業者双方にとって事務の簡素・合理化が図られるものである。

また、この制度は、知事が環境管理事業所の名称、環境方針等を公表することにより、事業者が環境に対する取組を県民にアピールできる場を提供するものであり、その意味でも、事業者のメリット制度として機能することを意図している。

さらに、県民にとっては、環境管理事業所の環境方針が知事により公開されることにより、事業所の環境への取組を知る機会が提供されるものである。

このように、環境管理事業所の制度は、①事務手続きの簡素・合理化を進める、②事業者の環境に係る自主的取組を啓発する、③事業者の環境に係る取組の透明化を図ることを意図して導入したものである。

環境管理事業所制度の概要については別表2のとおりである。

## イ 環境管理事業所の認定（第18条関係）

### (ア) 認定の基準

知事は、「環境管理・監査」を行っている指定事業所で基準に適合するものを認定する。

環境管理事業所の認定の基準は規則第24条に定めた。認定の基準は次の(a)から(d)までの4項目である。

#### (a) J I S Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、「審査登録機関」に登録されていること。（規則第24条第1号）

環境マネジメントシステムとは、環境基本条例第21条で県が普及に努めるものとしている「自主的な環境管理」の方法であり、事業者が、自主的に環境への取組を改善するための方針と具体的な計画を策定し、実行し、さらに実行結果や実行の体制について内部と外部から公正で客観的な評価を受け、改善点の把握や目標項目の上乗せなどを図ることで計画の改善や目標のレベルアップに反映し、継続的な改善が可能になる経営システムをいう。

環境マネジメントシステムに係る規格は、I S O (International Organization for Standardization) (国際標準化機構)において世界標準の規格化が行われており、I S O 14001として平成8年9月1日に国際規格として発行し、平成8年10月20日には工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づきJ I S Q14001として制定された。各事業所の環境管理システムがI S O (J I S Q) 14001の規格に適合するかについては「審査登録機関」という公平な第三者機関が審査を行い、合格すれば登録を行う仕組みとなっている。「審査登録機関」は各国ごとに1機関設置される「認定機関」が認定することになっており、わが国の「認定機関」は（財）日本適合性認定協会（J A B）がこれに当たっている。各国の認定機関が相互承認を行うことにより、認証登録の効力が他の国でも通用する仕組みとなっている。

事業所が「環境管理・監査」を行っているか否かの判断は、これら環境マネジメントシステムに係る規格及び信頼に足る審査登録体制が整備されたことから、県が重ねての審査を行うことを避け、当該認証登録の結果を受け入れることとしたものである。

登録の確認方法は、審査登録機関が事業所に発行する登録証の写しが、規則第26条第2項の規定により認定申請書に添付されることから、これにより確認を行う。審査登録機関は「（財）日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で知事が指定するもの」の認定を受けていることが必要である。知事は、（財）日本適合性認定協会が相互承認を行うレベルである外国の認定機関のうち本県内で登録業務を行っている審査登録機関を認定している認定機関を必要に応じ指定し、指定を行った場合には、条例第18条の認定事務を委任している市長に通知することとする。

環境管理事業所として認定するためには、認定する指定事業所の全体が審査登録機関による登録の範囲に含まれている必要がある。指定事業所の一部（たとえば研究開発棟）のみ、又は一部を除いて登録されている場合には当該指定事業所を環境管理事業所として認定することはできない。逆に、指定事業所全体を含むいくつかの関連事業所が一括して審査登録機



関の登録を受けている場合は、当該指定事業所を環境管理事業所として認定することができる。

なお、条例第18条の認定を受けている環境管理事業所が認定の有効期間終了を控えて再度の認定を申請する場合において、「登録を証する書面」としての審査登録機関の登録証（次期登録期間のもの）が認定の申請の段階で事業所に交付されていないことがありうるが、この場合は、当該環境管理事業所が審査登録機関に次期の登録に向けての行っていることを示す書面を規則第26条第2項の書面として受け取り、認定の審査を開始し、認定の決定は登録証の写しの提出を待って、又は審査登録機関に登録の事実を確認して行うこととする。

これは、すでに環境管理事業所として認定している事業所が引き続き環境管理・監査を実施していく場合に、第18条の認定に切れ目が起きないようにするためであり、審査登録機関への再登録が行われる場合は通常前期の登録と連続して行われることを踏まえてこのような運用とする。この場合においても、審査登録機関への次期の登録が行われるまでは認定処分ができないことは当然である。

- (b) 条例第27条及び第31条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされていること。

環境マネジメントを実施し審査登録機関に登録されている事業所は、条例に定める自主測定の義務を当然遵守しているものと考えられるが、大気及び水質の自主測定は環境に係る自主管理を行う上で基本的事項であり、条例で特に義務づけている項目であることから、環境管理事業所の認定基準のひとつとして、特にその実施を確認することとしたものである。

また、提出された測定結果については、行政が保有する情報として、県又は市の情報公開条例による公開制度の対象となるものであり、県民等から情報公開の請求がある場合には原則公開の対象となることから、事業所の環境に係る情報をなるべく透明なものにしていくことも意図した制度である。

ここで認定基準としているのは条例第27条及び第31条に定める測定義務が実施されていることである。万一、測定結果の一部に規制基準に合致しないものがあつたとしてもこの認定基準に適合しないものではない（(b)の基準に合致するかが判断されることとなる。）。

また、提出する測定結果は計量証明を受けたものである必要はない。

なお、当然ながら、条例により測定が義務づけられていない事業者（規則第32条第1項又は第31条第1項の対象となっていない事業者）については測定データの提出は不要である。

- (c) 環境への影響が重大な事故又は環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したと認められる事故が発生した場合は、当該事故の日から3年以上経過していること。

環境管理事業所の制度は、事業所の環境に係る管理体制への社会的信頼を基礎に成り立つ制度である。その意味から、いったん周辺住民に被害が及ぶような事故が生じた場合（規則第24条第3号ア）又は環境に係る管理体制への信頼を失わせるような事故が生じた場合（規則第24条第3号イ）には、たとえその後当該事業所の管理体制が抜本的に改められ他の認定基準には合致するようになった場合であっても、事故が発生した日から3年間は環境管理事業所として認定しないことが適当であると判断したものである。

- (d) 公害を除去するための措置が特に必要な事業所であると認められないこと。

現に公害が発生しており、「公害を除去するための措置が特に必要」である事業所を環境管理事業所として認定すべきでないことは当然である。ここで「公害を除去するため

の措置が特に必要な指定事業所」とは、単に公害が生じていることではなく、その公害を除去するための具体的な措置を行政が求めるべき状況にある場合をいう。具体的には、文書指示、文書勧告等の指導や改善命令等の措置がとられていることなどがこれに当たる。

なお、条例第24条の規定により、環境管理事業所がこの基準に合致しなくなった場合には認定の取消し事由になることから、万一、環境管理事業所において現に公害が発生し行政による措置命令等の措置がとられた場合には、審査登録機関による登録の取消し又は停止の措置がとられる前であっても、この基準により認定の取消しを行うことができる。

#### (イ) 認定申請の手続等

条例第18条の認定は、指定事業所が環境管理・監査を行っていることを知事が確認する行政行為である。認定は事業者からの申請により行うこととした。提出書類及び記載事項は条例第18条第2項及び規則第26条で規定した。

提出を要する事項は、認定のための審査に必要な事項に加え、環境管理事業所が条例第8条から第10条までの手続を免除されることにより行政機関が入手しなくなる情報のうち、行政機関が最低限もつべき情報の届出を求める趣旨で、「指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要」（条例第18条第2項第5号）の提出を求めることとした。これは事業所にどのような指定施設が設置されているかを把握しておくため、規制基準への適合等を審査しようとするものではないから、施設のリストとしての提出で足りる。

認定の有効期間は3年の範囲内で知事が定める期間（条例第18条第3項）とした。審査登録機関による登録は3年の有効期限を設けて登録されることに合わせたものである。従って、「知事が定める期間」は知事の任意によるものではなく、申請書類により審査登録機関による登録の有効期限を確認し、その期間に合わせるべきものである。

#### ウ 欠格事項（第19条関係）

条例第19条は欠格条項であり、認定を受けることができない事業者を定めた。

環境管理事業所の制度は、事業所を設置する事業者への社会的信頼をベースに一種の特典を付与する制度であることから、この条例又はこの条例が対象範囲とする環境保全上の支障の防止に係る法令への違反により刑を受けた者は、そもそも環境管理事業所としての認定を受ける資格がないこととしたものである。

#### エ 環境管理事業所の公表（第20条関係）

環境管理事業所の公表は、環境に関して自主的な取組を行っている事業所を県民に公表する趣旨で設けた制度であり、事業者にとっては環境への取組を県民にアピールする機会であり、県民にとっては、環境管理事業所の環境への取組を知ることができる制度である。

公表する内容は条例第20条に掲げているが、事業者の環境への取組を具体的に表す項目としては「環境に関する方針の概要」である。「環境に関する方針」は環境管理・監査の基礎的事項であり、環境マネジメントシステムの規格でも一般に公表するものとされていることから、県民が環境管理事業所の環境に関する取組を知るために最低限必要な事項として条例で規定したものである。知事が公表する事項として規則で定める事項は当面定めていないが、今後、事業者の環境に係る取組の透明化を進めるうえで順次検討を行う。

なお、環境管理事業所の公表は、環境管理事業所の認定を行う行政機関（知事及び委任を受けた市）がその機関の事務所等に条例第20条各号に掲げる事項を記載した書面を備え置くことによ

り行うこととした（規則第1条第18号、規則第28条）。これは、認定とその公表とは一体の事務であることによる。

なお、県民が県内の環境管理事業所を一覧で見ることができるよう、環境管理事業所の認定を行う各市は、環境管理事業所の認定を行ったときは遅滞なく知事に当該環境管理事業所に係る条例第20条各号の内容を報告し、知事は全県の環境管理事業所の公表内容を一覧できる資料を作成し公表することとする。

#### オ 変更の届出（第21条関係）

環境管理事業所の認定の申請書に記載した項目に変更がある場合は、事後届出を求めることとした。条例第18条第2項各号に定める項目のうち1号及び2号は指定事業所に係る変更の事後届出として届出がなされる（条例第10条第1項）ことから、条例第18条第2項第3号から第6号までの変更の事後届出についてここで規定した。

この規定により、指定作業又は指定施設の追加等について届出がなされるものであり、行政として最低限必要な事業所の現況に係る情報を把握しようとするものである。

#### カ 表示板の掲示（第22条）

環境管理事業所は、環境管理事業所である旨の表示板を設置することができる。

環境管理事業所の表示板は規則様式とはしていないが、標準的な様式は、標準様式2のとおりである。

#### キ 認定の失効及び取消し（第23条・第24条）

第23条では認定の効力を失わせる事由を掲げた。第23条各号の事由が生じた場合は即時に認定の効力が失効するものであり、手続又は処分を要するものではない。

なお、認定の有効期間が満了したときは認定の効力は失効するから、有効期間満了後も引き続き環境管理事業所の認定を継続したい事業所は、有効期間の満了前に再度の認定を受ける必要がある。

第24条では認定の取消しを規定した。第24条各号に該当する場合は取消しの処分を行う必要がある。この取消しは不利益処分であり行政手続条例の手続に則って実施する必要がある。

### 3 第3章「事業所における公害の防止」について

#### (1) 第1節 大気汚染及び悪臭について

##### ア 大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準（第25条関係）

##### (ア) 旧条例からの変更点

第1項では、大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準として規定する事項を条例で明らかにする趣旨で、規制基準の項目を明示した。

規制基準に係る変更としては、これまで要綱により指導してきた窒素酸化物、炭化水素系物質及びばいじんについて今回条例化することとし、それぞれ規制基準を設定した。

具体的には、窒素酸化物については、これまでの事業所ごとの総量規制に加え、「ボイラーに係る窒素酸化物対策指導要綱」（平成9年4月1日施行）及び「ガスタービン、ディーゼル機関、ガスエンジン及びガソリンエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱」（平成元年2月1日施行）で指導対象となっていた排煙発生施設について条例で規制基準を設けることとした。

炭化水素系物質については、脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設に係る有機塩素系溶剤について、「脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設の排出ガスに係る有機塩素系溶剤対

策指導要綱」（平成7年2月1日施行）での指導を踏まえ、適用関係の見直しを行った。

ばいじんを発生する施設のうち廃棄物焼却炉については、平成9年4月1日から施行の「廃棄物焼却炉に係るばいじん等対策指導要綱」の指導基準を条例の規制基準には馴染まない管理基準を除いて、原則としてそのまま適用したが、ダイオキシン対策として廃棄物処理法の廃棄物焼却炉の構造基準の一部を条例に取り込み整合性を図っている。

なお、旧条例第23条の排煙の拡散の抑制については、大気の汚染の防止の方策のあり方を示す基本理念として規定したものであるが、いうまでもなく当然の規定であるため、条文では規定しないこととした。

#### (イ) 硫黄酸化物に係る規制基準

硫黄酸化物の規制基準については旧条例と同様である。

事業所において排出する硫黄酸化物の許容限度として定められたもので、横浜市、川崎市及び横須賀市の3市の区域に適用される基準とそれ以外の区域（以下「3市以外の区域」という。）に適用される基準とに区分されているが、いずれもいわゆる総排出量規制基準の形式をとっているものである。なお、これらの基準を具体的に適用するに当たっては、原料及び燃料の使用量が極めて重要な要素となるものであり、その把握の方法は、それぞれ規則別表第2の備考において定められているが、3市以外の区域に係る基準における「指定施設の1稼働時間当たりの重油換算使用量」とは当該指定事業所における硫黄酸化物に係るすべての指定施設において使用する燃原料の重油換算使用量の1稼働時間当たりの平均値を指すものである。

3市以外の区域の指定事業所において排出することができる硫黄酸化物の量（以下「Q値」という。）は、指定事業所に設置された硫黄酸化物に係るすべての指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を基に設定することとしている。

本規制基準は、規制の対象となる指定事業所の規模を、すべての硫黄酸化物に係る指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量の重油換算合計使用量が1.0kl/h以上である指定事業所と1.0kl/h未満の指定事業所に区分して定めているところであるが、ここでいう「すべての硫黄酸化物に係る指定施設」とは、指定事業所に事実上設置されているすべての硫黄酸化物に係る指定施設をいうものであり、当該指定施設とは、使用を廃止された施設（条例第12条の規定による廃止の届出がなされた指定施設を除く。）、予備として設置されている施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用を休止している施設が含まれるものであること。ただし、各指定事業所のQ値の算定に係る「W」又は「W<sub>i</sub>」の認定に当たっては、これら廃止された施設等を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を、当該「W」又は「W<sub>i</sub>」に含まないものであること。なお、これらの場合において休止している施設とは、将来1年以上にわたって使用することが予定されていない施設をいうものであり、従って、現在は使用していないが、季節により使用することが明らかに予定されているものは、休止している施設に該当しないものである。

また、ここでQ値は、指定事業所に設置されているすべての指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を基礎として定めているものである。従って、指定事業所におけるQ値の遵守の確認の方法は、現に稼働する指定施設から排出される硫黄酸化物の量を、当該指定施設を定格能力で運転した場合に排出されることとなる硫黄酸化物の量に換算して当該指定事業所のQ値と比較するものである。ただし、指定事業所のQ値の算定の基礎が燃料の

燃焼による場合であって排煙脱硫装置が設置されていないときは、事実上燃料使用基準による規制方法（具体的には、使用する燃料の硫黄含有率を定めて規制する方法）を採用しているものであることから、このような場合にあっては、指定施設を定格能力で運転する場合における使用燃料の硫黄含有率の許容限度と実際に使用されている燃料の硫黄含有率とを比較することにより当該指定事業所におけるQ値の遵守の状況が確認できるものである。なお、このような燃料使用基準による規制を適切に行うため、指定事業所における使用燃料の硫黄含有率が変更することとなる燃料の種類の変更については、条例第9条第1項の規定に基づく変更計画届出書を提出するよう事業者を指導されたい。

また、本規制基準が適用される事業所に小型ボイラーが設置されている場合にあっては、昭和62年9月10日以後当該事業所において排出することができる硫黄酸化物の量は変更されるものであるが、このうち、昭和60年9月10日前に設置の工事が着手された小型ボイラーを有する事業所に係る当該硫黄酸化物の量の見直しに当たっては、それぞれ別表第2の1(1)の表の備考2中「昭和51年4月1日」とあるのは「昭和60年9月10日」としたので、昭和60年9月10日前に設置の工事が着手された小型ボイラーで使用される燃料の量は「W」として取り扱われるものである。

なお、昭和62年9月10日前に事業所に設置された小型ボイラーについて、その設置実態を把握するための届出等に関する手続規定を定めていないが、規制基準の適用に関し、当該小型ボイラーの設置実態の把握を必要とする場合にあっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく届出等により把握し得た情報等を基に、その実態把握をされたい。

また、ガスタービン及びディーゼルエンジンに係る同規制基準の適用に当たって、これらの施設において使用される原料及び燃料の量の重油の量への換算に係る同表の備考2及び備考3に掲げる「W」及び「W<sub>i</sub>」の取扱いについては、同備考中「昭和51年4月1日」とあるのは「昭和63年2月1日」としたので、昭和63年2月1日前に設置されたものについては、昭和51年4月1日以後に設置されたものであっても、既存の排煙発生施設として取り扱われるものである。

同様にガスエンジンについても、同規制基準の適用に際して、原料及び燃料の量の重油の量への換算に係る同表の備考2及び備考3に掲げる「W」及び「W<sub>i</sub>」の取扱いについては、同備考中「昭和51年4月1日」とあるのは「平成3年2月1日」としたので、平成3年2月1日前に設置されたものについては、昭和51年4月1日以後に設置されたものであっても、既存の排煙発生施設として取り扱われるものである。

(ウ) 窒素酸化物の総量規制

窒素酸化物の総量規制基準については旧条例と同様である。

事業所において排出する窒素酸化物の許容限度として定められたもので、横浜市、川崎市及び横須賀市の3市の区域に適用される基準とそれ以外の区域に適用される基準とに区分されているが、いずれもいわゆる総排出量規制基準の形式をとっているものである。この規制基準が適用されるのは、事業所に設置されている窒素酸化物を発生するすべての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料を重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり4.0キロリットル以上である事業所であり、W及びW<sub>i</sub>は、原料及び燃料の使用量を重油の量に換算したものの常用最大の量であるので留意する必要がある。

また、本規制基準が適用される事業所に小型ボイラーが設置されている場合にあっては、昭和62年9月10日以後当該事業所において排出することができる窒素酸化物の量は変更されるものであるが、このうち、昭和60年9月10日前に設置の工事が着手された小型ボイラーを有する事業所に係る当該窒素酸化物の量については、別表第3の備考2及び3中「昭和57年4月1日」とあるのは「昭和60年9月10日」としたので、昭和60年9月10日前に設置の工事が着手された小型ボイラーで使用される燃料の量は「W」として取り扱われる。

また、ガスタービン及びディーゼルエンジンに係る同規制基準の適用に当たって、これらの施設において使用される原料及び燃料の量の重油の量への換算に係る同表の備考2及び備考3に掲げる「W」及び「W<sub>i</sub>」の取扱いについては、同備考中「昭和57年4月1日」とあるのは「昭和63年2月1日」としたので、昭和63年2月1日前に設置されたものについては、昭和57年4月1日以後に設置されたものであっても、既存の排煙発生施設として取り扱われる。

同様にガスエンジンについても、同規制基準の適用に当たって、これらの施設において使用される原料及び燃料の量の重油の量への換算に係る同表の備考2及び備考3に掲げる「W」及び「W<sub>i</sub>」の取扱いについては、同備考中「昭和57年4月1日」とあるのは「平成3年2月1日」としたので、平成3年2月1日前に設置されたものについては、昭和57年4月1日以後に設置されたものであっても、既存の排煙発生施設として取り扱われる。

この他、昭和57年4月1日付環境部長通知大気第5号「神奈川県公害防止条例に基づく窒素酸化物の規制基準の運用について」及び昭和57年12月20日付環境部長通知大気第45号「神奈川県公害防止条例に基づく窒素酸化物の量の測定に関する運用について」については、それぞれ内容を適宜この条例の対応する規定に読み替えて適用する。

本条例における指定施設に該当するか否かの判断を行う規模認定に当たって、液化石油ガスの重油換算については、液化石油ガス16キログラムが重油10リットルに相当するものとして換算を行うが、これは、大気汚染防止法での規模認定（気体燃料16ノルマル立方メートルが重油10リットルに相当）とは異なっており、法の対象施設と条例の対象施設が異なる可能性があることに留意する必要がある。

#### (エ) 窒素酸化物に係る規制基準の変更点

「ボイラーに係る基準」及び「ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る基準」について

##### a 規制の趣旨等

県内における窒素酸化物による大気汚染は、依然として改善が進んでおらず、横浜市、川崎市及び主要幹線道路を中心に二酸化窒素の環境基準を超えているところが多い。

事業所に設置されるばい煙発生施設のうち、ボイラーが約70パーセントと最も多くを占めており、ボイラーからの窒素酸化物排出量の影響は大きい。

またガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジン（以下「ガスタービン等」という。）についても、発電と熱供給を同時に行うコージェネレーションシステムの原動機として普及が進んでおり、これらの施設も窒素酸化物排出濃度が高く、また、排出ガス量が多い。

そこで、技術的に実施可能な範囲において、早急に指導を進めていく必要があるとして、平成元年1月24日に「ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱」（以下「ガスタービン等要綱」という。）を制定（施行は同年2月1日）し、

平成9年2月12日に「ボイラーに係る窒素酸化物対策指導要綱（以下「ボイラー要綱」という。）を制定（施行は同年4月1日）し、窒素酸化物排出抑制を指導してきたところである。

ガスタービン等要綱については、平成3年4月と平成7年2月に一部を改正したが、最近では、電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正により卸電気事業許可制度が撤廃（平成8年1月施行）され、卸電気事業への参入が増えることが予想されることを受けて平成7年10月に一部改正を行っている。

本条例に定める基準は、これらの要綱を条例化したものであるが、県内には大気汚染防止法又は条例の対象施設に該当するガソリンエンジンの設置がないため、条例化に際しては、規制対象から除外した。

ボイラーやガスタービン等に係る窒素酸化物の規制基準の強化としては、大気汚染防止法に基づく上乘せ排出基準の設定による方法もあるが、その検討は、平成11年度に予定している総量削減計画の見直しの際に行うこととし、大気汚染防止法とは別に、後述する排出量規制の方法により規制を行うこととした。

ボイラーやガスタービン等に係る基準の「新設」・「既設」の区分は、要綱による指導の実績を踏まえ、要綱の施行日をもって区分することとし、既設の施設に係る経過措置についても要綱に準じた。

#### b 小型ボイラーに係る規制

小型ボイラー（伝熱面積が10平方メートル未満のボイラーであってバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるボイラーをいう。以下同じ。）にあっては、小規模でありながら燃焼能力が高く、多量の排出ガスを排出することから、他のボイラーの規制との公平性を確保する必要があること、また局地的な大気汚染を防止する必要があるために、昭和62年9月10日から指定施設に追加して規制を行ってきた。

この小型ボイラーについて、大気汚染防止法では昭和60年9月10日以後に設置されたもののうち、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油及びA重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものについては、法による濃度基準の適用がなく総量規制基準のみの適用となっているところであるが、平成9年4月1日以後に設置された小型ボイラーについては、今回設定の条例の規制基準を適用していくこととした。

なお、非常用の発電の作業（通常は電力会社等から供給される電力を利用している事業所において、停電その他の事故により一時的に当該事業所で必要とする電力を供給するために行われる自家発電の作業）に用いられる施設については、事前規制の対象外としている。

#### c 規制基準値について

施設ごとの規制基準値は、施設の設置時期及び規模の区分ごとに設定した。

窒素酸化物の量の許容限度（ $Q_i$ ）は、規模別、設置年月日別に定めた係数（ $C_i$ ）に、定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（ $V_i$ ）を酸素濃度換算（ボイラー、ガスエンジンにあっては0%、ガスタービンにあっては16%、ディーゼルエンジンにあっては13%とする。）した乾き排出ガス量（ $V$ ）を掛け合わせたもので、 $Q_i = C_i \times 10^{-6} \times V$ である。

一方、施設から実際に排出される窒素酸化物の量（ $Q$ ）は、実測する窒素酸化物濃度（ $C_s$ ）を酸素濃度換算したもの（ $C$ ）に、前述の乾き排出ガス量（ $V$ ）を掛け合わせたもので、

つまり、 $Q = C \times 10^{-6} \times V$ である。このため、許容限度との比較は、実測値から算出した排出濃度  $C$  (ppm)を備考2で定める係数である  $C_i$  と比較すれば良いこととなる。

(a) ボイラー関係について

新設に係る窒素酸化物の量の許容限度のうち、中小規模のボイラー（バーナーの燃焼能力がおおむね2000キロリットル未満のもの。）の係数については、ガス又は軽質液体燃料を使用し、最新の技術レベル（ガス燃料では、低 $NO_x$ バーナー使用により60ppmが、液体燃料では、排ガス再循環、水噴射の実施や低 $NO_x$ バーナーの組み合わせにより80ppmが技術レベルとなっている。）の採用を前提としたレベルとした。また、大規模のボイラー（バーナーの燃焼能力がおおむね2,000キロリットル以上のもの。）の係数は、排煙脱硝施設の設置が標準となるレベルである。

既設の中小規模のボイラーに適用される規制基準については、ガス及び軽質液体燃料を使用し、適切な燃焼管理をすれば達成可能なレベルであり、大規模なボイラーについても、適切な管理により達成可能なレベルとした。

液体及び気体燃料を混焼している場合の排出量規制基準は、「液体燃料を専焼させるもの」の欄を適用することとする。

酸素濃度0%換算としたのは、既に0%換算がメーカー等で広く使用され一般的になっていること、また燃焼コントロール技術が進み酸素濃度が非常に低い状態でも運転されるようになってきていることを考慮したものである。

(b) ガスタービン等関係について

「ガスタービン」に係る規制については、排出ガス量が多く影響が大きいこと及び技術的レベルが向上していることから、新設（平成7年10月1日以後）にあつては、神奈川県全域を同一基準（ただし、「ガスを専焼させるもの以外」で「2,000kW未満」の基準を除く）として規制していくこととした。

新設基準の設定にあつては、基本的には規制基準値は規模が大きくなるにつれて厳しい値とし、2,000kW未満は燃焼技術の改良で対応できるレベルとし、排出ガス濃度が35ppm（ガスを専焼させるもの以外のもの（横浜市、川崎市及び横須賀市の区域に設置されているものに限る。）にあつては50ppm）に相当する排出許容量とする。2,000kW以上は煙脱硝装置の設置が標準となるものである。

なお、ディーゼルエンジン、ガスエンジンの施設規模は、燃料の燃焼能力を重油換算で設定しておりガスタービンとは異なっている。

d その他の留意事項

本条例では、ディーゼルエンジン及びガスエンジンについて、対象規模を旧条例の「7.5kW以上のもの」から、それぞれ「燃焼能力が重油換算500/h以上のもの」及び「燃焼能力が重油換算350/h以上のもの」へと変更しているが、これは大気汚染防止法との整合を図ったものである。なお、ガスエンジンの規模算定に当たっては、法と同様、重油のカロリーを9,600kcalとして気体燃料の換算を行うこととしている（環境庁大気保全局長通達：平成2年環大規第384号）。

ただし、これは、施設の規模認定を行う際に使用する規定であり、大気汚染防止法及び条例による窒素酸化物に係る総量規制の使用燃料の重油換算については、従来どおり「大気汚



染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」(昭和57年神奈川県告示第309号)の別表第2及び規則別表第3の1備考5の(2)のアの表を使用し、都市ガスについては「その他の燃料」として、重油のカロリーを9,450kcalとして換算を行うものとする。

(ウ) 炭化水素系物質に係る規制基準

a 旧条例からの変更内容

炭化水素系物質に係る規制基準は旧条例のものを継承しているが、脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設に係る有機塩素系溶剤について、従来の指導を踏まえ、適用関係の一部見直しを行った(規則附則第8項・第9項)。

平成7年度末に特定フロン、1.1.1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産等が全廃されたことに伴い、これらに代わる物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの使用量の増加が見込まれたことから、平成7年2月1日以降、「脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設の排出ガスに係る有機塩素系溶剤対策指導要綱」により条例の規制対象外の施設についても指導を行ってきたところである。この条例では、これらの指導内容を規制内容に加えた。

b 変更に係る規制の内容

(a) ドライクリーニング施設について(規則附則第8項関係)

旧条例では、旧規則の経過措置により、1回当たりの洗浄能力の合計が18キログラム未満であるドライクリーニング施設について規制基準を適用していなかったが、この条例では、1回当たりの洗浄能力の合計が18キログラム未満であっても、平成7年2月1日以後に設置された施設(指定施設としてテトラクロロエチレンを用いるものに限っている。)について、規制基準を適用することとした。

(b) 脱脂洗浄施設について(規則附則第9項関係)

旧条例では、旧規則の経過措置により、脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル未満の脱脂洗浄施設について規制基準を適用していなかったが、この条例では、槽の内容積が500リットル未満の施設であっても、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンを使用する脱脂洗浄施設であり、槽の内容積が100リットル以上で、平成7年2月1日以後に設置された施設について、規制基準を適用することとした。

c 炭化水素系物質を使用等する施設に係る留意事項

この項については、旧条例での取扱いを継承するものである。

(a) 脱脂洗浄施設

規則別表第1の64の項の指定施設である脱脂洗浄施設には、金属から油脂を洗い落とす施設の他に、金属やプラスチック等の表面に塗装した塗料、樹脂等のはく離施設、感光性樹脂のエッチング施設を含む。

槽の内容積は、槽の底面から上端までの間の内容積により算定することとする。ただし、槽の上部に有機溶剤の排出防止装置である凝縮冷却管が設置されている場合は、槽の底面から当該凝縮冷却管の下端までの間の内容積により算定することとする。一の槽が複数の槽に仕切られている場合、及び複数の槽が構造上・機能上から一の脱脂洗浄施設を構成している場合の内容積の算定は、それぞれの槽の合算の内容積とする。算定の対象となる槽

は、「脱脂洗浄の用に供する槽」であり、直接被脱脂洗浄物が出し入れされ脱脂洗浄用に使用される槽以外のものは含まないものであり、例えば、有機溶剤の貯蔵用の貯槽は脱脂洗浄施設に付属していても算定の対象とならない。

(b) 貯蔵施設

規則別表第1の68の項の指定施設である貯蔵施設は、貯蔵物質による限定が付されているが、ここにいう有機溶剤とは、光化学反応性、飲料用、原料用等の使用目的による区別はなく、炭化水素系特定物質に限らず、有機溶剤として使用しうる物質をいい、ベンゼン、飲料用アルコール、アクリロニトリル等も含まれる。

(c) 出荷施設

規則別表第1の68の項の指定施設である出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、規則別表第4の1の備考により、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によることとしているが、その詳細は、「神奈川県公害防止条例に基づく炭化水素系物質の規制基準の運用について」（昭和55年8月4日付け神奈川県環境部長通知大気第30号）の別紙「炭化水素系物質の出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度測定の方法」に定めた方法である。なお、同別紙については、同通知の廃止にかかわらず、なお効力を有することとする。

(d) 給油施設

規則別表第1の68の項の指定施設である給油施設に係る設備の基準は、規則別表第4の1により、通気管において蒸気返還方式接続設備を設けることとしているが、通気管に設置することが困難なものにあつては、計量口部等の適切な場所に備えることも差し支えないこととする。

なお、回収ホースは、給油施設の蒸気返還方式接続設備に含まれるものであり、給油施設に備えなければならない。

(カ) 廃棄物焼却炉に係る規制基準

a 廃棄物焼却炉に係る条例規制の趣旨等

県内における廃棄物焼却炉からのばいじんに係る生活被害が苦情として非常に多く行政機関に寄せられている。苦情は、大気汚染防止法の届出対象外又は旧条例の許可対象外である小型の施設を原因とするものが特に多い。

また、県内における大気中の浮遊粒子状物質濃度は、全県的に環境基準値を超えており、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等もその一因とみられる。

旧条例では、大気汚染防止法の改正（昭和57年6月）に合わせ、同年の10月にばいじんの排出基準を全面改正したが、その後、廃棄物焼却炉の燃焼技術や排出ガスの処理技術等が進歩し、現在の規制値との技術レベルに差がみられる。

そこで、条例では、廃棄物焼却炉のばいじん量の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び排出ガス処理施設の設備基準を「廃棄物焼却炉に係る基準」として新たに定めた。

廃棄物焼却炉に係る基準については、平成9年2月12日に制定（同年4月1日施行）した「廃棄物焼却炉に係るばいじん等対策指導要綱」（以下この節において「要綱」という。）の指導基準を、条例の規制基準には馴染まない管理基準を除いて、原則としてそのまま適用したが、ダイオキシン対策として平成9年8月29日に廃棄物処理法により制定された廃棄物

焼却炉の「構造基準」との整合性を図ったことにより一部要綱の基準とは違いがある。

ばいじん規制の強化としては、大気汚染防止法に基づく上乘せ排出基準の設定が考えられるが、県がばいじんに関する大気汚染防止法の上乗せ排出基準を設けることのできる範囲は一般排出基準が適用される区域に限られる。このため、特別排出基準が定められている横浜市、川崎市及び横須賀市（以下この節において「横浜市等」という。）の区域にあつては、上乘せ排出基準を設定することはできない。仮に、横浜市等以外の区域に要綱で定めた指導基準値を上乗せ排出基準値として定めた場合、横浜市等の区域の特別排出基準より厳しくなってしまう、大気汚染の状況を考えると政策的に問題が残るため、大気汚染防止法で定める濃度規制とは別の手法として排出量規制の方式で規定をしたものである。

また、①廃棄物焼却炉の設備基準、②排出ガス処理施設の設備基準も併せて設定し、事業者に対し確実な公害防止対策を求めることとした。

要綱で定めのある「管理基準」については、別途条例で定める「配慮指針」の中の「公害の発生要因の低減に関する指針」を基に指導していくこととした。

具体的には燃焼の適正管理を徹底することを求め、特に、小型焼却炉（焼却能力200kg/h未満で、かつ、火格子面積2㎡未満の焼却炉をいう。以下同じ。）については、廃棄物焼却炉の構造基準に適合していても、廃棄物の投入量による負荷変動が大きいために維持管理が悪ければ黒煙が多く発生されることが予想されるため、同指針で「ばいじん、悪臭、有害物質の排出防止対策をとることが難しい小型の焼却炉にあつては、その使用を避けること」とし、適正な管理が望めないような場合については使用の停止を求めていくこととした。

なお、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類は、廃棄物焼却炉の内部（以下「炉内」という。）での不完全燃焼で生成されるほか、排出ガス温度が300℃前後のときに排出ガス処理装置において最も多く生成されることが判明しており、また、その多くがばいじんに付着し排出されると考えられている。条例では、直接ダイオキシン類に係る規制措置は盛り込んでいないが、ばいじんの規制基準を強化したこと及び廃棄物処理法の構造基準との整合性を図ったことにより、ダイオキシンに係る対策にもつながる規制内容となっている。

#### b 規制対象とする廃棄物焼却炉について

条例で定める「廃棄物焼却炉」とは、一般的に上下四方を鉄板やレンガ等で囲うなど廃棄物を燃やすための燃焼室、必要な燃焼用空気の供給装置、焼却対象物の送り込み口等の構造を備えるとともに、燃焼ガスを排出するための煙突を有している施設をいい、廃棄物焼却炉の概念を広く捉え、規制基準を積極的に適用していくこととする。

廃棄物焼却炉については、その規模の大小にかかわらず生活被害が多いことから、事業所に設置される全ての廃棄物焼却炉を規制対象施設にすることとした。小型焼却炉であっても規制基準を遵守する必要がある。

なお、小型焼却炉にあつては、事前規制の対象とはしておらず、新設、既設に係わらず小型焼却炉からの黒煙や悪臭などにより人の健康又は生活環境に係る被害が生じている場合に、改善命令等の行政処分を行えるものとしている。

「人の健康又は生活環境に係る被害が生じている場合」とは、具体的には、黒煙により洗濯ものが汚れる、煙の臭いで通常の日常生活が営めないなどのことが考えられる。

#### c ばいじんに係る排出量規制基準値について（規則別表第5 2(1)関係）

廃棄物焼却炉ごとの排出量規制基準値は、廃棄物焼却炉の設置時期及び規模別に設定することとした。設置時期は、従来の指導との整合性を確保するため、要綱の施行日をもって区分している。

ばいじんの量の許容限度は $Q_i = C_i \times V$ である。一方、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量の計算方法は、実測値から算出した排出ガス中のばいじん濃度（ $C$ ）と実測値から算出した乾き排出ガス量（ $V_c$ ）から計算されるばいじんの量（ $C \times V_c$ ）に、当該施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（ $V$ ）を実測値から算出した乾き排出ガス量（ $V_c$ ）で除して得た値を乗じて得た値（ $Q = (C \times V_c) \times (V / V_c)$ ）とした。つまり、 $Q = C \times V$ となる。このため、許容限度との適合状況は、実測値から算出した排出濃度 $C$ （ $g/Nm^3$ ）を備考2で定める $C_i$ と比較すればよく、時間当たりの排出量（ $g/h$ ）で定めている係数は、事実上は、排出濃度（ $g/Nm^3$ ）と同等である。

ただし、実測値から算出した乾き排出ガス量（ $V_c$ ）が、定格能力で運転する場合の排出ガス量（ $V$ ）より大きくなる場合は、 $V / V_c = 1$ すなわち $Q = C \times V_c$ として計算することとする。

d 廃棄物焼却炉の設備基準について（規則別表第5 2(2)関係）

廃棄物焼却炉の設備基準は、要綱で定めた設備基準（廃棄物焼却炉の構造基準）の内容を条例化することを基本に、平成9年8月29日に新たに廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の規制措置を盛り込んだ廃棄物処理法の政省令が公布されたことを受け、既設の廃棄物焼却炉の経過措置も含め、焼却能力 $200kg/h$ 以上のもの又は火格子面積 $2m^2$ 以上の施設については廃棄物処理法との整合も考慮し設定した。

また、旧規則第34条第3項に定めていた屋外燃焼行為を行う場合に必要とされる焼却施設の設備基準である「二次燃焼室を備え、かつ、通風を良好にする方法又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた焼却施設」を継承し、これをすべての廃棄物焼却炉が備えるべき基本的な基準とした。

(a) 焼却能力 $200kg/h$ 以上又は火格子面積 $2m^2$ 以上の場合

設備基準として、一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室その他の設備を規定した。

「燃焼室」とは、一次燃焼室及び二次燃焼室などを合わせた燃焼室全体をいう。「二次燃焼室」とは、一次燃焼室において生成した未燃ガスや未燃カーボンを再度高温で完全燃焼（再燃焼）させる室をいい、燃焼ガスが1秒間（一次燃焼室と合わせると2秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。なお、都市ごみ焼却炉のように市町村が設置する多くの大型焼却炉については、一次燃焼室と二次燃焼室との明確な区分のないものもあるが、一般的には、二次空気吹込口から上部の燃焼室が二次燃焼室に当たるものである。

「助燃バーナーを備えた二次燃焼室」とは、助燃バーナーの機能として燃焼ガス温度を $800^\circ C$ 以上に維持できることが必要である。

「通風を調整できる設備」とは、押込送風機や誘引通風機、又は必要に応じてその両方を設置し、ダンパー等により燃焼空気を取り入れるとともに、排出ガスとのバランスをとる装置であり、廃棄物焼却炉の所定の能力を発揮させるために必要なものをいう。

「又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備」とは、「一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備」以外のものとして、800℃以上の高温燃焼、燃焼ガスの一定時間以上の滞留、未燃ガスと燃焼空気との混合等、廃棄物の炉内での完全燃焼又は完全処理が可能な構造を持つ設備のことをいう。このような特殊な炉形式を有するものとしては、ガス化炉、ロータリーキルン炉、熔融炉、炭化炉などが想定される。これらのものは、炉内で完全燃焼等ができることを証明できる資料により判断することとする。

「ガス化炉」とは、ガス化燃焼方式による廃棄物焼却炉のことで、「乾留設備」と「ガス燃焼室」とから構成されたものをいう。具体的には、まず乾留設備に一括投入した廃棄物を燃焼空気をほとんど入れない状態で部分燃焼を開始させ、発生した熱により焼却対象物を次々と分解させ、これにより発生した可燃性ガスをガス燃焼室で完全燃焼させるものである。ガス化炉は、乾留設備内でのガス化温度が通常の廃棄物焼却炉における燃焼温度以上には上昇しない（おおむね400～500℃程度まで）ことから、乾留設備は燃焼室の範疇には分類しないこととする。

なお、「半ガス化炉」と呼ばれている方式では、ガス化炉の乾留設備に相当する場所で一部燃焼が行われているが、焼却対象物で占められていて燃焼ガスの滞留空間が極端に少ないため、この乾留設備に相当する部分も燃焼ガスの滞留時間の計算には加味しないこととする。

「ガス化炉」など廃棄物を炉内に一括投入し、ガス化や燃焼を行うタイプの廃棄物焼却炉の設備基準としては、燃焼ガスが800℃以上で2秒間以上滞留できる燃焼室を基本とする。このような炉の施設の規模の算定は、投入した廃棄物量を燃焼開始から燃焼温度として800℃を保持できなくなる時点までの時間（なお、炉内の廃棄物が灰の状態になるまでバーナーを使用して800℃を保持しなければならないものである。）で割った値とする。

「炭化炉」とは、廃棄物を無酸素状態で間接加熱し可燃ガスを発生させ、その発生した可燃ガスを燃料として再度間接加熱に利用する構造の設備をいう。

適切な燃焼管理を行うため、「炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること」とし、記録装置は、チャート紙等に測定結果を記録できるものとする。設置場所は、炉内温度計は二次燃焼室の出口部、酸素濃度計と一酸化炭素濃度計は煙突に設置することを原則とする。ただし、煙突の手前で白煙防止などを目的に加熱空気を混入する場合は、この手前で測定することとする。

#### (b) 小型焼却炉の場合

設備基準として、二次燃焼室を備え、かつ、通風を良好にする方法を講じた設備又はこれと同等以上の設備効果を有する設備を定めた。

「通風を良好にする方法を講じた設備」とは、排出ガス量に対し煙突の径及び高さが十分で、かつ、炉内が負圧となる構造（煙が、廃棄物投入口へ逆流しない構造のもの）又は適正な燃焼空気量を供給できる送風機が設置されたものをいう。

「二次燃焼室」とは、燃焼ガスについておおむね800℃以上の状態を0.5秒間以上確保できる容積・構造のものとする。

「又はこれらと同等以上の設備」とは、燃焼ガス温度をおおむね800℃以上に保持でき

るよう燃焼室に助燃バーナー及び燃焼空気量の調整ができる送風機を備えたものをいう。

e 排出ガス処理施設の設備基準について（規則別表第5 2(3)関係）

排出ガス処理施設については、排出ガスの全量を処理できる構造のものとしなければならない。排出ガス処理施設の設備基準の設定に当たっては、おおむね排出量規制基準値に見合った設備を規定することとした。

小型焼却炉に係る排出ガス処理施設の設置については、技術的な対応の可能性を考慮し、処理能力100kg/h以上のものに限って適用することとした。

なお、廃棄物焼却炉で良質燃料に相当する廃油（灯油、軽油、特A重油、A重油相当）を専焼し、かつ、バーナーで定量を持続的に燃焼する施設、又はガス化炉等、ばいじんの発生量の少ないことが予測されるもので、ばいじんの排出量規制基準値を遵守できることが明かな施設は、それぞれに応じた排出ガス処理施設を選定しうるものである。

f 経過措置

規則附則第10項から第12項までに、廃棄物焼却炉に係る規制に関する経過措置を定めた。

既設の廃棄物焼却炉の排出量規制基準は、原則平成12年3月31日まで適用を猶予することとしている。また、設備基準については廃棄物処理法の構造基準の適用期日と整合を図るため、平成14年11月30日まで、段階的に適用することとしている。これら基準の適用期日は、別表3のとおりである。

「設置の工事がされているもの」とは、施設本体の据え付け工事以外に、施設の基礎、排出ガスのダクト等施設本体と密接不可分な工事に着手されているものを含むことは、旧条例の考え方と同じである。

イ 住居系地域において禁止される行為（第26条関係）

第26条は、旧条例第24条を継承している。悪臭による公害は、住居系地域において問題を生ずることの多い公害の一つであるが、一般的な事業所の立地状況、施設、設備の状態、公害防止技術の現状等からみたとし、住居系地域においてある種の行為を行うことは、ほとんど必然的に悪臭公害に連なるとみるべき場合が少なくないところから、これを有効に防止するにはあらかじめ当該行為を禁止しておく以外にないであろうとの理由により設けているものである。

なお、具体的な対象行為は、規則第31条において指定している。

ウ 排煙の測定（第27条関係）

第27条は、排煙を大気中に排出する一定の事業者について排煙量及び排煙濃度の測定、記録義務を課することを規定したものである。これは第27条第1項の排煙の規制基準の自主的な遵守を確保するとともに条例に基づき実際に規制する場合に役立てようとするものである。

具体的には、排煙の測定に関しては、規則第32条に定められているところであり、第1項において測定義務を課せられる事業者の範囲が、第2項において測定の方法が、第3項において記録の方法等がそれぞれ規定されている。測定義務を課せられる事業者は排煙のうち窒素酸化物については、規則第32条第2号に規定する窒素酸化物に係る特定事業所の事業者であり、窒素酸化物を除くその他の排煙の測定については指定事業所に係る事業者の範囲に属するものである。

(2) 第2節 水質の汚濁について

ア 水質の汚濁の防止に関する規制基準（第28条関係）

(ア) 旧条例からの変更点等

第28条は、旧条例第30条に対応するものであるが、今回の改正においては、規制項目をカドミウム、シアン、トリクロロエチレン等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものを排水指定物質とし、一方、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもののうち、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）その他の水の汚染状態を示す規則で定める項目に分けた。これは、大きく化学物質とそれ以外の指標となる項目に分けることにより、規制項目を整理したものである。

水質の汚濁の防止に関する規制基準としては、規則33条において、公共用水域に排出される排水の規制基準を設定したところである。事業所の規制基準は、指定事業所であると指定外事業所であるとを問わず適用される。

なお、旧条例第31条の排水の希釈の抑制については、水質の汚濁の防止の方策のあり方を示す基本理念として規定したものであるが、いうまでもなく当然の規定であるため、条文では規定しないこととした。

(イ) 公共用水域に排出される排水の規制基準（1）（規則別表第9）

旧規則別表第10として掲げられていた物質の一部を別表10に移行したが、規制基準は継承し、排水指定物質の規制基準を定めたものである。

ただし、これまで事業所の排水の規制基準は、汚染状態の負荷量及び濃度の許容限度の両面から定めていたところであるが、負荷量の許容限度は、現在の排水処理技術の進歩や排水の実態から規制の必要性がなくなっていることから、濃度の許容限度のみをもって規制基準とした。

なお、規制基準の水域区分については、公共用水域の利用の態様等に応じた基準を定めるための区分であり、水質保全湖沼には、新たに宮ヶ瀬湖を追加した。

(ウ) 公共用水域に排出される排水の規制基準（2）（規則別表第10）

旧規則別表第11として掲げられていた規制基準をほぼ継承し、事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、水素イオン濃度その他の水の汚染状態を示す項目について規制基準を定めたものである。

なお、規制基準は、規則別表第9と同様水域区分ごとに基準を定めた。旧規則にあった負荷量の許容限度は（イ）と同様の理由で必要性がなくなっていることから、濃度の許容限度のみをもって規制基準とした。

規制基準の改正内容については、従来の「神奈川県生活系排水対策推進要綱」（昭和59年3月29日制定）や「新設工場等に係る指導水質」（昭和59年5月1日制定）による行政指導の指導水質を次のとおり規制基準とした。

第1に、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、卸売・小売業、飲食店又はサービス業のうち1日当たりの排水の量が50立方メートル未満の事業所については、旧条例では一般基準に比べて緩い規制基準を適用していたが、現在の排水処理技術の向上等により一般基準を適用することが可能であることから、新たに設置する1日当たりの排水の量が20立方メートル以上の事業所について一般基準を適用することとした。サービス業のうち旅館業についても、1日当たりの排水の量が20立方メートル以上の事業所に旅館業に係る規制基準を適用することとした。

第2に、し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した

処理対象人員が50人以下のし尿浄化槽を除く。)のみを設置する事業所に係る排水についての基準を強化した。

なお、し尿その他生活に起因する下水とは、家庭から排出されるし尿及び雑排水と性状的に類似する集合住宅、事務所、学校等の下水をいう。

また、し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であって処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を設置している事業所が、新たに501人以上のし尿浄化槽を設置する場合には、当該事業所の規制基準は処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する場合の新設以外の場合の基準となる。

#### イ 特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止（第29条関係）

##### (ア) 地下浸透の禁止の趣旨

旧条例第32条（排水の地下浸透の禁止）と同じ趣旨の制度であり、規則第34条で定める特定有害物質を含む水その他の液体が地下水を汚染することを防止しようとするところに主眼を置くものであり、水、その他の液体が公共用水域に排出される場合と比べて、地下に浸透する場合（排水管・排水処理槽の破損、事業場床面のひび割れ等により排水等が漏出し地下浸透が生じることを含む。）は、帯水層に達した汚染物質が極めて長い期間にわたって地下水を汚染し続け、汚染が長期化、深刻化するという事情があるため、このような制度が設けられている。

##### (イ) 旧条例との変更点について

###### a 規制の対象となる事業者

旧条例においては、「排水を生じる事業者のうち、規則で定める事業者」を規制の対象としていたが、新条例では「事業者は」という表現で事業者全般を規制の対象とした。このことにより、業種による限定が撤廃されるとともに、従来対象外となっていた、下水道に全量接続している事業者についても規制対象に加えられた。

###### b 「特定有害物質」

規制の対象となる物質25物質を新たに条文で「特定有害物質」という名称で総称したが、その内容は実質として変更されていない。

###### c 規制対象とする行為

旧条例においては、「排水を地下に浸透させてはならない」として、非意図的なものも含め、排水の地下浸透行為を禁止していた。新条例では、「水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない」として、恒常的な排出方法としての地下浸透を禁止することとしており、従来あった立地規制的な意味合いをなくしている。なお、非意図的な地下浸透を防止するために、条例第29条第2項において構造基準を設けた。

###### d 命令規定

罰則について旧条例では、排水を地下浸透させた時点において即時に罰則が適用される、いわゆる「直罰規定」が採用されていたが、新条例では、行政指導の実効性を確保するために、条例第29条第3項及び第4項に基づいて行われた命令に違反した場合に罰則が適用される「間接罰規定」を採用した。

##### (ウ) 「特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業」について

「特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業」とは、工業的に特定有害物質を取り扱っているすべての作業を含むことを意味している。なお、容器、包装等により



適正に密封された特定有害物質を含む製品を、販売を目的として陳列等する作業（例えば、ホームセンターなどで販売する塗料、接着剤、ハンダ等）及び流通の過程でたまたま一時的に保管されることとなる場合（例えば、一般の物流倉庫）はこれに該当しない。

(エ) 地下水浄化対策としての地下水の地中還元について

汚染された地下水を揚水し、「水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通産省令第2号）第6条の2に定める有害物質を含むものとしての検出要件」に該当しないまでに浄化したものを、地下水量の保全を図る目的で、再び地中に還元する行為については、本条で禁止している地下浸透にはあたらないものである。

(オ) 特定有害物質を製造等する作業に係る施設の構造基準

第29条第1項では排水の排出方法としての地下浸透行為を禁止しているが、非意図的に地下浸透が生じることは十分に予想できる事態であり、それを放置することは環境保全上適当でない。そこで、同条第2項において、特定有害物質を製造等する作業に係る施設についての構造基準を設定し、取り扱い上の不注意や管理の不徹底により生じる地下浸透を防止することとした。構造基準は規則第35条で定めた。この基準は指定事業所に係る許可基準でもある。

なお、この構造基準は附則第13項において規則で定める日から適用することとしており、今後、新たに規則で定める日から適用される。

同条第5項は、今後の規則改正により特定有害物質を新たに追加することにより新たに本条の規制対象となる事業者について、規則により経過措置を設けることをあらかじめ規定しているものである。

ウ 水質保全水域への排水の排出の禁止（第30条関係）

(ア) 水質保全水域への排水の排出の禁止の趣旨

第30条第1項は、排水指定物質のうち一定の物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水の一定水域への排出の禁止という行為規制の形態をとるものであり、この制度は、旧条例33条とほとんど同様のものである。

このような制度を設けた趣旨は、文字どおり県民の“水がめ”であるところの相模湖、津久井湖等の湖沼はもとより、飲料水を取水している水域等に、有害な物質が流入することを防止するため、排水の排出の禁止という最も厳しい形の規制を行うものであり、その根底には、これらの水域周辺においては、事業所が日常仮に排水に係る規制基準を忠実に遵守していたとしても万一事故等を生じた場合には取り返しのつかない事態をみることは明らかであり、潜在的に危険性のある行為は、あらかじめ禁止することが必要であるとの考え方である。

他面、この種の排水を排出する事業所が上水源水域に立地することを規制する立地規制としての機能を有するものである。

(イ) 旧条例からの変更点

規制の対象となる水域は、規則第36条第2項に、物質は同条第3項に定められているが、水質保全湖沼には新たに宮ヶ瀬湖を加えた。具体的な適用の形式としては、芦ノ湖、丹沢湖、津久井湖、相模湖、奥相模湖及び宮ヶ瀬湖並びにこれらに接続して流入する河川及び水路に対しては、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン等の25物質及びその化合物の排出を禁止し、千歳川、新崎川、早川、酒匂川、金目川及び相模川のうち一定区域並びにこれらに接続して流入する支派川及び水路に対しては、シアン化合物の排出を禁止している。

なお、旧条例においては、一定の物質を含む排水若しくはその工程中において当該物質を使用し、若しくは発生させる作業に係る排水としていたが、一定の物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水とし、ここで規定する排水の定義を具体的かつ明確化した。

また、規則第36条第1項に定める事業者は、旧規則で定める事業者の範囲とほぼ同様であるが、「教育機関」を「高等教育機関」等に限る変更をした。

#### (ウ) 経過措置

第30条第2項は、将来規則が改正され、適用対象が拡大される場合にあらかじめ備える趣旨で設けた規定である。

条例の附則第14号では経過措置として、この条例の施行の際現に第30条第1項の規則で定める排水指定物質を製造し、使用し、若しくは処理し、又は保管する作業に係る排水を同項の規則で指定する水域に排出している事業者（旧条例第33条の規定に違反している事業者を除く。）については、第30条第1項の規定は、規則で定める日から適用することとしている。

#### エ 排水の測定（第31条関係）

第31条は、排水を生ずる事業者のうち、排水量が規則で定める量以上である事業者に、排水の汚染状態及び量の測定、その結果の記録、及び保存を規定した。

排水の測定義務は、規則第37条第1項に定める1日当たりの排水の量が300立方メートル以上であり、第2項において測定の方法を定めている。なお、第2項の「その他実情に応じた方法」とは、排水の量の測定を、量水計の使用以外に、例えば、水道水の使用量で把握することを認める趣旨である。

規則第37条第3項は、指定事業所の業態により、第2項に代る方法による測定を認めるものである。

当該事業所の排水に係る別表第9及び別表第10の項目のすべてにつき測定するものとするのは、水質汚濁の状況からみて必ずしも実際的でないので、当該排出に係る事業所に属する業態からみて排水に含まれない又は含まれるおそれのない項目については、測定する必要はない。

なお、条例第31条の規定は、1日当たりの排水の量が300立方メートル以上である排水を生ずる事業者に係るものであるが、1日当たりの排水の量が300立方メートル未満である排水を生ずる事業者にあっても、排水の規制基準の遵守を確認するため、自主的な測定が行われるべきものである。

### (3) 第3節 騒音及び振動について

#### ア 騒音及び振動の防止に関する規制基準（第32条関係）

第32条は、旧条例を継承しているものであり、騒音及び振動の防止に関する規制基準としては、規則第38条において、騒音の規制基準及び振動の規制基準を設定しているところである。

#### イ 住居系地域において禁止される行為（第33条関係）

第33条は、旧条例の条文をそのまま継承している。

この規定の趣旨については、第26条と同様であり、住居専用地域など住居系地域において、深刻な問題を生ずることの多い騒音による公害に対処するため一定の行為をあらかじめ禁じておくもので、具体的な対象行為としては、規則第39条において指定している。

## 4 第4章「指定事業所等に対する命令等」について

### (1) 許可違反に対する措置命令（第34条関係）

第34条は、旧条例第53条を継承した規定であり、許可を受けていない指定事業所又は許可を受けずに変更を行った事業所が存在し、操業することによる周辺の生活環境への被害を防止するため、事業の停止、施設の除却等の措置命令を行うことにより、違法な状態を除き、環境を保全しようとする趣旨である。

(2) 指定事業所に対する改善命令等（第35条関係）

第35条は、規制基準に適合しない指定事業所が操業を続けることによる周辺の生活環境への被害を防止するため、排煙等の処理方法の改善、施設の構造の改善等を命ずることにより、違法な状態を除き、環境を保全しようとする趣旨である。旧条例第54条を継承する規定であるが、旧条例第54条は許可を受けた指定工場が規制基準に違反している場合に限った規定であったのに対し、本条は許可の有無にかかわらず指定事業所に係る規定とした。これにより、万一無許可で設置された指定事業所が規制基準に違反している場合にも本条に基づく改善命令を行うことができることとし、違反状態に対する知事の対応の幅を広げたものである。

(3) 指定外事業所に対する改善命令等（第36条関係）

第36条は、指定外事業所が規制基準に違反して操業を行い公害が生じている場合、排煙等の処理方法の改善、施設の構造の改善等を命ずることにより、違法な状態を除き、公害を除去することを目的としている。旧条例第55条を継承する規定であり、この条例は指定外事業所について事前規制を行っていないことから、公害が生じた時点で確実な対応を行おうとする趣旨である。

## 5 第5章「事業所における環境負荷の低減」について

(1) 本章の趣旨

第5章では、すべての事業者に対し環境負荷の低減のための責務を定めた。

条例の範囲が「公害を防止するため」から「環境保全上の支障を防止するため」に拡大したことに対応するものである。

環境保全上の支障は、人の活動により環境に加えられる影響（環境への負荷）のうち直接又は集積することによって規制等の施策を講じる目安となる程度の環境の劣化を生ずるものをいうが、この章で対象とした環境保全上の支障の項目は、条例による義務づけの必要性及び指導の実効性を考慮し、神奈川県環境基本計画（平成9年3月制定）で定めた目標を達成するため生活環境保全の分野で事業者具体的な責務を求めることが必要な事項、旧条例で「公害防止のための自主規制」として規定していた事項及び従来県が行政指導として事業者に求めていた事項を踏まえて選択したものであり、事業内容、事業所の形態等に応じて事業者が実施に努めなければならない事項として「公害の発生要因の低減」（第37条）、「化学物質の適正な管理」（第39条）、「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理」（第43条）、「二酸化炭素の排出の抑制」（第45条）及び「環境に係る組織体制の整備」（第47条）（以下「環境配慮事項」という。）に係る責務を定めた。

事業者に対応を求める手法としては、従来行っていた公害防止のための規制基準の遵守義務などの一律の規制措置ではなく、環境保全上の支障を防止するため取り組むべき内容を責務として定め、さらにその取組を支援するための指針を知事が定めることとした。これは、公害の防止のためにはすべての事業者最低限守らなくてはならない基準を遵守させる手法が必要であり有効であるのに対し、広く環境保全上の支障を防止することを目的に一律の規制になじまない分野に対応するためには、事業者に対し環境負荷要因の低減に向けた総合的かつ継続的な管理又は配慮を義務づけたうえで、事業者の自主的な創意、工夫による取組を具体的に求める手法が有効であることによる。

## (2) 第5章における責務規定について

第5章では、各節で、環境配慮事項について「事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努める」とし、それぞれの責務の内容を列挙している。

これは、事業所の事業内容（作業の内容、取り扱う物質等）、形態（事業所の規模、建物の状況等）等に応じ個々の事業者がそれぞれの責務規定に対応する具体的内容を判断し実施すべきことを規定しているものである。従って、すべての事業者が環境配慮事項のすべての項目について必ずしも具体的対応が必要とされるとは限らず、また、それぞれの項目についての具体的対応は作業内容、形態、規模等に応じ様々な内容が想定される。

しかしながら、事業所の事業内容、形態等から判断して本章に掲げている各項目について対応が必要と認められる事業所であるにもかかわらず対応の努力が行われていると認められない場合には、本章に定める責務を実施していないこととなり、本章の規定に違反していると判断される。

## (3) 知事が定める指針について

知事は、事業者が行う環境配慮事項に係る「取組を支援するため」、指針を定め公表しなくてはならない。

指針は、環境配慮事項に係る責務を個々の事業所が実施する場合のより具体的な方法を提示するものである。本来、環境配慮事項に係る責務を実施する方法は事業所の事業内容、事業所の形態等に応じ個々の事業者が創意、工夫すべきものであり、全事業者に一律の方法による対応を求めるべき性格のものではない。そこで、知事は、指針により、個々の項目について環境負荷を低減するために効果があると認められる方法を事業者が自主的な取組を行う場合の参考のための「メニュー」として列挙し、事業者の取組を支援するものである。

知事は、事業所における環境配慮事項の実施を指導する場合、事業所の事業内容、形態等から判断して指針の定める方法に照らし適当な方法による対応が行われているか判断し指導を行う。事業所の事業内容、形態等から判断して当然実施されるべきと判断される指針の内容について実施の努力がなされていないと認められる場合は、翻って条例の求める環境配慮事項に係る責務を果たしていないと判断できる。

これら事業者の対応状況については、指導の記録を残しておくことが適当である。

## (4) 公害の発生要因の低減について（第37条関係）

### ア 公害の発生要因の低減の責務

公害の発生要因の低減は、排煙や排水といった直接的に公害の原因となるものを規制するだけでなく、事業活動全体の中でのより根底的な段階で環境への配慮を行い、公害の原因となりうる発生源そのものを継続的に減少させる取組を求めるものである。第37条に掲げる項目は、旧条例第58条で「公害の発生要因の逡減」として求めていた事項をさらに発展させ、有害物質の使用やエネルギーの消費に係る事項に加え、東京湾、相模湾の富栄養化対策として指導していた事項、生活排水に係る事項、騒音・振動の防止に係る事項及び地下水の利用に係る事項も含め規定を設けたものである。

### イ 事業者の責務

第1号の有害な物質の使用の回避に係ることは、旧条例第58条第1号の内容を発展させ、原料の選択に加え製造の方法についても対応を求めている。

第2号の有害な物質の発生の防止に係ることは、旧条例第58条第2号の内容を発展させ、物の

製造の工程に加え物の処理、廃棄等すべての工程からの有害物質の発生の防止を求めている。これを受け、指針では廃棄物の焼却炉の使用に当たっての配慮も規定したところである。

第3号の原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費の見直しに係ることは、旧条例第58条第3号の内容を発展させ、原材料及びエネルギーに加え水の使用についても対応を求めることとした。

第4号の公共用水域の富栄養化の防止に係ることは、湖沼の富栄養化に対応するとともに、これまでの「東京湾富栄養化対策指導指針」及び「相模湾富栄養化対策指導指針」の指導内容を踏まえ規定したものである。

第5号の生活排水の処理に係ることは、第10章第2節で日常生活等に伴う水質汚濁の防止を規定したことと併せ、事業者に対し生活排水の処理を求めるものであり、従来の「神奈川県生活系排水対策推進要綱」の指導内容も踏まえ規定したものである。

第6号の騒音及び振動の低減に係ることは、騒音及び振動の公害の発生源を継続的に低減することを施設の選択等の段階から総合的に求めるものである。

第7号の地下水の保全に係ることは、事業所の管理における場合のみならず、地盤沈下の大きな原因となっている掘削工事を行う場合も含め、地下水の保全に係る総合的な対応を求めるものである。

#### (5) 化学物質の適正な管理について

##### ア 化学物質の適正な管理（第39条関係）

##### (ア) 化学物質の適正な管理について

##### a 化学物質の特徴

化学物質は、原材料、副資材等として、製造業をはじめ、多くの業種において、様々な用途・条件下で使用されている。化学物質は、種類が非常に多く、化学物質の有害性に関する科学的知見は十分とはいえず、多数の化学物質の中で、環境中における安全性が確認されているものは少ない。

これらの化学物質の中には環境中で分解しにくく、生態への蓄積性・濃縮性が高いなどの性状を有するものがある。そのため、生産工程や消費段階で環境中へ排出された化学物質は、大気、水域、土壌、生物等、環境媒体を複雑に移動して、蓄積するなど、汚染が拡大する可能性があることが特徴である。

また、化学物質による環境汚染は、地下水汚染の場合のように実態がわかりにくいことや、生態系や人への影響メカニズムが複雑で、影響が顕在化するまでに時間がかかることなどのため、気がつかないうちに環境汚染が進行してしまうという特徴がある。

##### b 条例での規定の趣旨

化学物質の中には、大気汚染防止法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）、消防法（昭和23年法律第186号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法律により、排出や取扱いの規制等が定められているものもあるが、これらの規制の対象となっている化学物質の種類や内容は、個々の物質ごとに有害性や危険性についての科学的知見が充足しているものに限定されている。

このため、化学物質による環境汚染の未然防止のためには、このような法律による規制的

な措置と併せて、科学的知見が不十分であっても、有害性等の影響を及ぼすおそれが認められる化学物質、いわゆる未規制の化学物質についても、環境汚染の未然防止の観点から適正な管理を行い、環境への排出を抑制していく必要がある。

これらの多数の化学物質の適正な管理に当たっては、事業者自身が取扱い化学物質に対する認識や意識を高め、取扱い条件や使用目的などを定めるとともに、各事業所の工程や取扱い条件に応じた、化学物質の購入から使用、排出、廃棄に至るまでの一貫性のある、かつ包括的な管理を行うことが必要である。

そこで、本条においては、各事業所における適正管理の枠組みや必要な取組についての基本的な事項を明らかにしている。

なお、本県では、化学物質による環境汚染や災害事故等を未然に防止し、良好な地域環境の確保を図ることを目的に、平成3年3月に「神奈川県化学物質環境安全管理指針」（以下「安全管理指針」という。）を制定し、事業所での化学物質の自主管理を指導してきた。条例は、「安全管理指針」の趣旨や運用状況を踏まえて、指導の公正・明確化を図るため、化学物質の適正管理の基本的な項目について本条で規定したものであり、「安全管理指針」はこの条例の施行に伴い廃止する。

#### (イ) 適正管理を求める化学物質について

条例第39条により適正管理が必要となる化学物質は、条例第2条第5号において、定義した化学物質であり、1(2)で述べたところである。

「安全管理指針」では、環境安全上注意を要する物質のうち県内の使用量や有害性等を考慮して200の化学物質を「特定管理物質」として示し、そのうえで、「特定管理物質」を一定量以上取り扱う従業員数50人以上の事業所に「自主管理マニュアル」の概要の報告を義務づけし、200の化学物質の取扱い時の注意を喚起していた。

通常、法令等では、対象となる化学物質を、危険性・有害性の程度や使用量等を基準に「規制対象化学物質」と「規制対象外の化学物質」とに明確に区分し「規制対象物質」を列挙するのが通例であるが、本条例では、対象とする化学物質名を列挙しないこととした。これは、化学物質の危険性・有害性の知見が、日々、蓄積されつつある状況にあるため、環境汚染の未然防止の観点からは、現時点での知見をもって、対象化学物質を列挙し、一律に条例の及ぶ範囲を固定することは、本条例の趣旨に照らして適当ではないという判断によるものである。

このことから、条例第2条第5号の定義では、新たに危険性・有害性が判明したものや、新たに「人の健康を損なうおそれ」が認められた化学物質も逐次本条例の対象となるように規定したものである。

なお、本条例の対象となる化学物質について、事業所において適正な管理を行うためには、有害性、危険性等の情報を収集把握することが重要である。そこで、中小の事業所や化学物質の管理に精通していない事業所においても、効率的な適正管理ができるよう、条例第41条に基づき情報提供していくこととしている。具体的には、「発がん性物質」等、化学物質の特性が明確になるような化学物質リストの作成を予定している。

#### (ウ) 適正管理の内容

条例第39条第1号から第5号までに、事業者が実施する適正管理の基本的な項目を規定した。事業内容、事業所の形態等に応じた「化学物質の適正管理」の具体的な内容は、条例第40条

に基づく「化学物質の適正管理に関する指針」（以下「適正管理指針」という。）の中において示した。

#### イ 化学物質の適正な管理に関する指針（第40条関係）

「適正管理指針」では、条例第3条の許可に基づいて設置される「指定事業所」とそれ以外の「指定外事業所」を区分して示している。

##### (ア) 指定事業所における適正管理

指定事業所に対しては、第39条第1号に掲げる適正管理の事項ごとに、それぞれ取組むべき項目を掲げた。例えば、「化学物質の管理体制の整備」としては、管理組織の整備、管理規程類の整備、環境の保全に関する研修の実施、災害及び事故への対応、化学物質を含む廃棄物の適正処理、事業所内の表示の6項目を掲げた。

その他、条例第39条第2号以下に掲げる「情報の収集及び整理」、「受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握」、「使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用」、「回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用」等の事項についても、それぞれ取組むべき項目を掲げている。

また、事業規模の大きい事業所や研究所と事業規模の小さい事業所とでは、取扱いを別に示した。即ち、「安全管理指針」の運用を基本的に踏襲する考えに立ち、従業員数30人未満の事業所（研究所を除く。）に対しては、優先的に取り組む必要があるものとして基礎的・重点項目に絞った適正管理の内容を示している。

##### (イ) 指定外事業所における適正管理

指定外事業所は従来「安全管理指針」の対象ではなかった、このため、当初から第39条第1号に掲げる適正管理のすべての事項について一律に取り組むことが困難な場合が考えられる。そこで、優先的に取り組む事項として、「管理体制の整備」としては、責任者の明確化、災害及び事故への対応、化学物質を含む廃棄物の適正処理、事業所内の表示の4項目を掲げている。

また、「情報の収集及び整理」、「受入れ、保管及び使用の量及び方法の把握」、「使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用」、「回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用」の各事項についても、それぞれ適正管理の上で優先的に取り組むべき項目を示している。

##### (ウ) 事業所の特性に応じた適正管理

「適正管理指針」は、さらに、指定事業所か指定外事業所かを問わず、「事業所の特性に応じた適正管理事項」として、事業所の規模、事業所の立地条件等の特性に応じた項目を示している。

具体的には、「研究所である指定事業所又は従業員数100人以上の指定事業所」、「化学物質を屋外等開放系で使用する事業所」、「危険性及び有害性の高い化学物質を使用する事業所」、「化学物質を大量に使用する事業所」、「飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設に近接している事業所」といった5つの特性を示し、よりきめ細かい適正管理の実施に係る内容を示している。

#### ウ 県による化学物質情報の提供（第41条関係）

##### (ア) 県による化学物質情報の提供について

事業者が化学物質の適正管理を行うためには、化学物質の危険性・有害性、物理化学的性質、

管理上注意を要する事項、また、取扱設備の構造や維持管理に係る技術的な事項等の情報が必要である。このため、条例第39条第2号では、化学物質の適正管理の一項目として、「化学物質を適正に管理するための情報の収集及び整理を行うこと。」と規定している。

このことから、条例第41条では「事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため」、知事が「化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理」し、「事業者に提供」することを規定した。

なお、知事は、従来から「安全管理指針」において200の「特定管理物質」の情報を、また同指針に関連して「特定管理物質の基礎情報」、「自主管理マニュアル作成資料」等の情報を提供してきたところであるが、それらの情報は引き続き化学物質の適正な管理を行うに当たり参考とされるものである。

#### (イ) 情報提供の内容

条例第41条に基づき知事が行う情報提供の対象者は、全事業者であり、もちろん化学物質製品の販売者等も含む。

知事が提供する情報としては、事業者が共通して利用できる個別の化学物質情報、化学物質の排出量を把握するための技術的情報、具体的な適正管理の事例等様々なものがある。

なお、県では、既に「神奈川県化学物質安全情報システム」(KIS-NET)により、約5,000種類の化学物質について、急性毒性、慢性毒性、発がん性等の毒性データ、法令規制、取扱い上の注意点等、広範囲な情報をパソコン通信やファクシミリ等により提供しているところであり、その充実を図ることとしている。

### エ 化学物質製品の販売者等による化学物質情報の提供(第42条関係)

#### (ア) 販売者等による化学物質情報の提供について

化学物質製品を利用する事業者が、化学物質の適正な管理をするためには、化学物質製品を供給する販売者等がユーザーである事業者に対して化学物質製品の情報を提供することが不可欠である。

化学物質製品を供給する販売者等による情報提供については、既に、国において化学物質による労働災害の防止や国民の健康保護を目的に「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(平成4年労働省告示第60号)及び「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」(平成5年厚生省・通商産業省告示第1号)により指導が行われているところであるが、その重要性に鑑み、国の指針と同等の内容を条例化し、化学物質情報の提供の徹底を図ることとしたものである。

#### (イ) 対象化学物質製品

対象となる「化学物質製品」は、規則第40条第1項の規定により、「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針(平成5年厚生省・通商産業省告示第1号)第3条第1項に規定する危険有害物質」と定め、国の指針と一致させた。

これは、国の指針と県の条例の対象物質が異なることによる事業者の混乱を避けるとともに、情報提供を行うべき化学物質製品の範囲を絞り、指導の徹底を行う趣旨である。

#### (ウ) 対象事業者等

「譲渡し、又は提供する事業者」とは、県内に事業所を持つ事業者である。化学物質製品等の製造業者だけでなく、販売事業者や、化学物質製品を提供して作業等を委託する事業者等を



含む。

「相手方の事業者」とは、事業活動にその化学物質製品を使用する事業者である。化学物質製品を原料として用いる事業者だけでなく、商社、販売店等の化学物質製品を仕入れ卸売、小売する事業者等も含まれる。

情報提供の相手方については、事業者のみを対象とし、県民個人は対象としていない。これは、県民個人が消費等する商品としての化学物質製品については、塗料、接着剤等の製品に係る必要な情報について「家庭用品品質表示法」（昭和37年法律第104号）により表示が義務づけられていることによる。

#### (エ) 提供する情報

提供する情報は、規則第40条第2項に列挙している。これらの項目は、国の指針が示す情報提供の項目と一致させている。

提供する情報の内容及びいわゆる「企業秘密」に係る情報の扱いについては、「化学物質の危険有害性等の表示に関する指針について」（平成4年基発第394号労働省労働基準局長通達）による扱いに準じるものとする。同通達では、混合物の有害性の評価については原則として混合物の成分であるそれぞれの化学物質の固有の有害性の情報に基づいて行うこと、化学物質製品の成分及びその含有量が特許法（昭和34年法律第121条）の規定による願書が提出されている場合等の企業秘密に係る情報の扱い等が示されている。

規則第40条第2項に列挙されている項目に関しデータがない等の理由により、情報が提供できない場合は、情報提供ができない理由を相手方に伝えることが適当である。

情報の提供の方法について条例では特に定めていないが、国の指針では、化学物質を譲渡又は提供するときは、相手方に情報を記載した文書を交付することとしている。このため、条例においても文書による情報提供を原則とするが、確実な情報の伝達が担保されるのであれば、他の方法によって行うことも可能である。

なお、規則第40条第2項に掲げる事項以外の事項に係る情報であっても、条例第39条に規定した化学物質の適正管理に有効な情報があれば、販売者等は積極的に情報の提供に努めることが望ましい。

#### (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理について（第43条・第44条関係）

##### ア 廃棄物に係る環境配慮

事業所から発生する廃棄物は、業態などによってその発生要因や発生量が異なり、これに対し数値化した環境保全上の一律の配慮を求めることは困難であることから、「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理」に係る環境配慮書は、環境負荷の低減のための総合的取組の一つとして、条例第44条に基づく「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」に掲げる項目を参考に、事業所の設置時や増改築による変更時に、事業者の創意、工夫による自主的な取組の内容を書面により提出してもらう制度であり、廃棄物処理法に規定する多量排出事業者への減量等に関する計画の作成の指示とは異なるものである。

「廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条に規定されたものをいう。

「適正な処理」とは、廃棄物による環境保全上の支障を防止するため、減量化又は再資源化若しくは有害性（毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状）を考慮した処理方法の選択等に努めることをいう。上記の「減量化」とは廃棄物の中間処理

による減量化、再利用（廃棄物をそのままの形で再び利用すること）、再生利用（廃棄物を原材料等として利用すること）による減量化をいう。

#### イ 事業者の責務

条例第43条では、事業者の配慮すべき責務として、廃棄物の発生の抑制の観点から、第1号で長期使用、再利用又は再生利用について定めている。また、発生した廃棄物の適正な処理の観点から、第2号で減量化・再資源化について、第3号で公害防止について定めている。

さらに、これらの責務に対する事業者の取組を支援するため、条例第44条による「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」では、より具体的な実施事項を定めている。

「長期使用、再利用又は再生利用」には、製品の構造、材質、設計、仕様等への工夫による廃棄物化回避への取組等が該当する。

「減量化又は再資源化」には、廃棄物の中間処理による減量化はもとより再利用や再生利用、再資源化を前提とした廃棄物の分別・回収等への取組等が該当する。

「適正な処理による公害防止」には、公害防止の観点からの管理体制の整備、廃プラスチック類の焼却・埋立の回避方策、埋立処分前に行う無害化等への取組等が該当する。なお、廃プラスチック類の処理については、適正な処理施設を用いて処理を行う必要があり、環境保全上の支障を防止する観点から安易な焼却処分又は埋立処分の回避を求めているものである。

### (7) 二酸化炭素の排出の抑制について（第45条関係）

#### ア 二酸化炭素の排出の抑制の責務

本県においては、地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制について平成5年に作成した「アジェンダ21 かながわ」の中で県民運動として取り組んできたところであり、神奈川県環境基本計画ではこのうち二酸化炭素の排出量の削減について数値目標を設定し、より具体的な行動を進めることとした。

そこで、条例では、二酸化炭素について、その排出の削減を進めるために事業所において取組むことが効果的であると考えられる事項について責務を定めた。

#### イ 事業者の責務

##### (ア) 燃料の燃焼の合理化を図ること。

「燃焼の合理化」とは、燃焼を行う場合、燃料の未燃分を残さずに燃焼しつくせるようにすると同時に、燃焼に要する空気の量を、燃焼計算上で必要とされる理論的な空気量に可能な限り近づけるよう低減させることによって、熱効率を可能な限り向上させることであり、具体的な方法について指針で示している。

##### (イ) 加熱、冷却、伝熱等の合理化を図り、及び放射、伝導等による熱の損失を防止すること。

「加熱、冷却、伝熱等の合理化」とは、加熱及び冷却の方法並びに熱の移動の機構の改善を図ること、「放射、伝導等による熱の損失」の防止とは、加熱、冷却、伝熱の過程で生じる熱の損失を可能な限り低減することをいう。指針では、特に熱損失の防止について具体的な方法を示した。

##### (ウ) 廃熱の回収利用を行うこと。

「廃熱の回収利用」とは、事業所において加熱、熱処理や蒸気の発生などの一次目的に使用された後、利用価値のないものとして排出されていた熱を直接再利用するか、又は回収装置を用いて回収利用した後に再利用することをいう。発電と同時に発生した廃熱を利用して暖房な

どを行う熱電併給施設（コージェネレーションシステム）もここに含まれるものとして指針で示している。

(エ) 二酸化炭素を排出する設備の合理的使用を行うこと。

設備全般の合理的導入、使用、改善等を行うことにより二酸化炭素の排出量の削減を求めるものである。指針では、設備の合理的使用の方法及び二酸化炭素排出量の少ない燃料の使用について示した。

なお、二酸化炭素の排出量の抑制を進めるためには、本条で示した事項以外にも、たとえば、電気の合理的使用、電気の損失の防止等多様な方法がある。事業者は、二酸化炭素の排出の抑制に係る取組を進めるにあたり、事業内容、事業所の形態に応じ最も効果的と考える方法で実施するべきであり、本条及び指針の項目に限らず多様な取組が望まれる。その取組内容については、指針の項目以外であっても、二酸化炭素の排出の抑制に係る環境配慮書を提出する場合の記載内容とすることを妨げるものではない。

(8) 環境に係る組織体制の整備について（第47条関係）

環境に係る組織体制の整備の責務は、旧条例第57条で「工場等の自主規制」として工場等に求めていた内容を体系的に発展させたものである。条例第5章により規定した事業所における環境負荷の低減に係る項目は、一定の規制基準の遵守を手法とする公害規制の場合と異なり、事業者がそれぞれ最も適正な対応手法を考え、自主的に取り組むことにより対応が進む項目である。その意味で、事業者の自主的な取組を進めるうえでの基礎となる環境に係る組織体制の整備は第5章の責務すべてを推進するための基本となる重要な責務である。

第47条で定めた責務の内容は、旧条例第57条及び従来の「公害防止自主規制指導要領」の内容、平成8年9月に国際規格として発行し、同年10月20日に工業標準化法に基づきJISQ14001として制定された環境マネジメントシステムの規格の内容を踏まえ規定した。第1号に規定した環境保全のための方針、目標及び計画の作成から第7号に規定した環境保全のための方針、目標及び計画の実施状況並びに環境の保全のための組織体制の定期的な点検まで、事業者の環境に係る自主的な取組を継続的に実施し、向上させていく仕組みとして一連の責務である。

## 6 第6章「特定行為の制限等」について

### (1) 第1節「屋外燃焼行為の制限」について（第49条関係）

#### ア 屋外燃焼行為の制限について

屋外燃焼行為については旧条例においても規制が行われていたところであり、廃棄物の処理を業とする業者等特定の事業者が、ゴム、皮革等の特定の物を焼却施設を用いることなく、屋外において燃焼することを禁止し、一方、特定の事業者以外の者には特定の物を多量に燃焼させることを禁止していた。しかしながら、特定事業者であるかの認定、多量の燃焼であるかの認定が難しいことなどから、有効な効果をあげえず、屋外燃焼行為による生活被害に係る訴えが非常に多い状況である。これらの問題点を踏まえ、被害の訴えの発生状況等を検討・整理し、条例の規定を定めた。

条例第49条では、すべての事業者に、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある特定の物について、規則で定める焼却施設を用いない屋外燃焼行為を行うことを全面的に禁止した。ただし、農林業者（園芸サービス業者を除く。）が行う燃焼行為、小規模な面積による燃焼行為及び

地域的慣習による催し等に伴う燃焼に限り例外的に燃焼を認めることとした。

また、旧条例では違反行為に対して直接罰則を適用することとしていたが、この条例においては第49条第3項で第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている者に燃焼の中止を命ずることとし、命令に従わない場合に罰則を適用することとした。これは、行政が命令を行うことにより違反者の義務を明確にし、違反行為を確実に是正していこうとする意図である。

#### イ 屋外燃焼行為の制限の内容

対象とする「事業者」とは、広く工業、商業その他の事業を行う者を包括する趣旨であり、事業目的が営利又は非営利は問うところではなく、公共団体等も含まれることは他の規定と同様である。

「屋外において燃焼」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物の内部以外の場所で行う燃焼行為をいう。

焼却施設を用いることなく屋外の燃焼を禁止する物は、規則第41条第1項に規定した合成樹脂、ゴム、木材（伐採木及び木の枝を含む。）、油脂類（鉱油及び有機溶剤を含む。）、布及び紙並びにこれらを含む物とした。

「木材」には、材として用いられた木その他、伐採木、枝、木くず等の全般を含むものである。

「これらを含む物」とは、たとえば、落ち葉、草、稲わら等の燃焼が許容される物を主に燃焼させる場合であっても、合成樹脂等が混入している場合は屋外における燃焼を禁止する趣旨である。

なお、畳は、畳表、畳床又は畳縁のいずれかに合成樹脂が使用されている場合が多く、一般的には屋外燃焼を禁止している合成樹脂に該当する。

「規則で定める焼却施設」は、規則別表第5の2に定める廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準に適合する焼却施設とした。

例外として認める燃焼行為として、規則第41条第3項で次の3項目を規定した。

- ① 農林業者（日本標準産業分類に定める農業（園芸サービス業を営む者は除く。）及び林業を営む者）が自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為（合成樹脂、ゴム、油脂類及び布を含まないものに限る。）

農林業者とは、日本標準産業分類の大分類に定める農業及び林業を営む者をいう。農業者のうち耕種農業（切り花類栽培業、植木（緑化木、庭公園樹等）栽培業等の花き作農業を含む。）、畜産農業、養蚕農業及び農業サービス業を営む者を行為制限の対象から除外し、園芸サービス業（主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う者）を営む者は行為制限の対象としている。

- ② 燃焼行為を行う面積が市街化区域で1㎡未満又は市街化区域以外の区域では2㎡未満である燃焼行為（合成樹脂、ゴム、油脂類及び布を含まないものに限る。）

面積の除外規定については、社会通念上許される範囲内であると判断されること並びに本条例に基づく廃棄物焼却炉の許可等の規模が火格子面積2㎡以上となっていることなどを参考とし焼却面積による除外規定を定めたものである。2㎡未満の焼却面積については人の生活する地域の区分のうち市街化区域以外の区域とし、市街化区域では住居が多いことから更に厳しく1㎡未満としたものである。

ここでいう面積は、地面への投影面積である。同一敷地内の数カ所で燃焼行為を行って

る場合は、同一敷地内の燃焼面積を合算して認定することとする。同一敷地であるかについては、管理者が同一であるか、地形的に連続しているか、搬入路や重機等を共通して使用しているか等を総合的に判断することとする。

①、②の場合とも、合成樹脂、ゴム、油脂類及び布は著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがあることから燃焼を禁止した。「布」は繊維を織り込んだ織物であるが、合成樹脂である化学繊維が混合されることが多く、目視では判断できないため、合成樹脂と同様の扱いとした。

なお、接着剤が付着又は合成樹脂がラミネートされた木材や紙は、それら合成樹脂の付着が目視で確認される程度であれば、合成樹脂とみなし、燃焼を禁止することとする。

### ③ 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行為

地域的慣習による催しとは、地域の人々や関係者により昔から守り伝えられてきた伝統行事や祭事（「どんど焼き」、「大文字焼き」等）、地域の伝統として定着している歳事（初日の出）等をいう。また、宗教上の儀式行事としては、「護摩焚き」や「火渡り」等が考えられる。

なお、炭焼窯で行う炭焼き、登り窯で行う陶芸品等の焼成については、当該目的のための特別な施設を用いており、ここでいう屋外での燃焼には当たらず、それぞれの施設に係る規制基準の適否が問われるものである。

また、消火訓練に伴う燃焼行為、キャンプファイヤー、バーベキュー又は土器等の焼成のための燃焼行為は、地域的慣習による催しと同様、社会的に容認されるものであり、条例で定める禁止行為としての屋外燃焼行為に該当しないものである。

これら例外として認められる燃焼行為であっても、「みだりに燃焼させてはならない。」としている。「みだりに燃焼させる」とは、社会通念上正当と認められる理由なく廃棄物を屋外で燃焼し、他人に黒煙や悪臭等生活環境の被害を与えるような燃焼行為をいう。

また、許される面積の燃焼行為であっても、穴を掘って、又は縦長の容器を設置して燃焼を行うことは燃焼の量を著しく増大させることとなり、みだりに燃焼しているとみなされる。

## (2) 第2節「炭化水素系物質を使用する作業の制限等」について

### ア 炭化水素系物質の発散の防止の設備（第50条関係）

第50条は、旧条例を継承している。その内容は、移動発生源を対象として炭化水素系物質の運搬に伴う積み降ろし作業に際しての炭化水素系物質の発散を防止する趣旨で設けたものであり、出荷施設又は給油施設において揮発油の積み降ろしを行うタンクローリーに蒸気返還方式接続設備を用いて炭化水素系物質の回収をしなければならないものとした。

### イ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出（第51条関係）

第51条は、旧条例の特定作業の届出制度の規定について見直しの結果、特定作業の規定自体は廃止し、新たに旧条例規則で定める6種類の特定作業のうち「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業」を伴うガラス繊維強化プラスチック（別名FRP）製品の製造の作業についてのみ事前の届出制度を存続することとしたものである。

旧条例の特定作業は、作業によっては別の規制制度等により事前の指導等が可能であり、また、特定作業は比較的に軽易な作業であって公害の発生要因としても単一型のもののため届出制度の周知が困難であり、事前規制の効果が上がっていないことから廃止したものであるが、FRP製

品の製造の作業については、悪臭苦情の発生が現実であり、指導上届出制度が有効であることから、旧条例の届出制度を、一部手続を見直したうえで継承したものである。

この条文中の「反復し、又は継続して行おうとする事業者」とは、旧条例の特定作業の運用解釈と同様であり、同作業が指定外事業所において行う作業を対象としているものであるが、その作業内容が需要の変動や季節的な繁閑に応じて中断されることのある作業までも一律に排除する趣旨ではなく、また、反復性と継続性はそのいずれかを備えれば足るものであって必ずしも両者が兼備されることを予期しているものではない。

なお、新条例施行時に、旧条例において指定工場で旧条例規則第4条第6号に掲げる不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を伴うガラス繊維強化プラスチック（別名FRP）製品の製造の作業を反復し、または継続して行っていた事業所が、新条例の適用により指定外事業所となった事業所が同一の作業を行っている場合については、条例規則附則の規定により同条の届出を行った指定外事業所とみなすこととしている。また、この場合、同附則経過措置の第4項によりこの規則の施行の日から起算して6月以内に同条に掲げる事項を市町村長に届けることとし、その様式については、同附則第6項に規定する不飽和ポリエステル樹脂塗布作業既設届出書により行うものとする。

(3) 第3節「船舶からの排煙の排出の制限」について（第52条関係）

第52条は、旧条例第25条を継承したものである。

船舶の往来が激しい本県の状況を踏まえ、事業所、自動車等を規制の対象とするだけでなく、船舶についても規制の対象としたものである。対象となる港湾は、規則第44条において横浜港及び川崎港を指定し、排出限度については、同条第2項においてリンゲルマン濃度1度とした。これらの点も、旧条例におけるものと同様である。

(4) 第4節「拡声機騒音の規制」について（第53条関係）

第53条は、拡声機騒音の規制について規定しているところであり、同条第1項から第4項までは旧条例をそのまま継承している。第5項について、旧条例では第2項及び第3項に違反した者に対し、警告を発することができる」と規定していたものを、この条例では、同項の違反者に対し当該行為の中止を命ずることができることとした。

拡声機騒音の規制区域（規則第45条）及び宣伝放送を行う者の遵守事項（規則第46条）は、旧条例の場合と同様の内容である。

条例第53条第4項に規定している「公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送」とは、選挙時において候補者が行う選挙運動放送や選挙管理委員会等が行う棄権防止等の拡声機放送、その他行政が行うもの、災害時における広報宣伝、断水、停電等における広報宣伝放送が該当するものである。

なお、政治団体等が、車両に拡声機を備え付けて宣伝放送を行っている場合は本条例の「営利を目的としない宣伝放送」に該当し、本条例による規制の対象とはならない。ただし、拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年神奈川県条例第36号）の禁止行為に該当する場合は、同条例の適用を受けるものである。

また、営利を目的とする宣伝放送の範囲として、スーパーマーケットや商店街等で商品の宣伝と直接関係なく流す音楽放送いわゆるバックグラウンドミュージック（BGM）については、直接商品名等について述べていないものであっても不特定多数の者に購買の意欲を起こさせるものであり、

間接的ではあるが営利を目的としたものと考えられ、規制の対象となりうる。この場合、同一の場所における拡声機の使用に関し、使用時間を1回10分以内とし1回につき15分以上の休止時間をおくこととしている基準の適用が問題となるが、BGM放送についても、公害の発生状況等の実情に応じ、その実施者に対して本条例の規定を遵守すべく指導していくべきものである。

拡声機騒音の測定方法については、規則において音源から1メートルの位置において測定することと規定しているところであるが、実際の測定にあたって、1メートルの地点での測定が困難な場合は、音源から1メートル以上離れた地点であっても測定可能な地点を測定地点として音量を判断することとする。

#### (5) 第5節「飲食店における夜間騒音の防止」について

##### ア 飲食店における音響機器の使用時間の制限（第54条関係）

第54条の規定は、旧条例第39条を継承している。

対象となる飲食店営業は、食品衛生法施行令第5条第1号に掲げる飲食店のうち設備を設けて客に飲食させる営業を行う者をいい、営業形態としては、一般食堂、料理店（風俗営業法の規制の対象のものを除く。）、すし屋、そば屋、レストラン、カフェー、バー（風俗営業法の規制の対象のものを除く。）、中華料理店、スナック、大衆酒場、軽飲食、旅館の経営を兼ねる飲食店営業、自動車による飲食店、季節営業、ビアガーデン、山小屋及び曳車による露店飲食店等が該当する。

これらの飲食店の音響機器から発生する音が騒音公害を生ずることのないようにするために設けられたものであり、対象地域にある飲食店の営業者は、夜間（午後11時から翌日の午前6時）における音響機器の使用を制限されるものである。ただし、飲食店営業者が、音響機器から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合には、騒音による公害の発生するおそれがないという理由から規制対象から除外している。

この音が外部に漏れない防音装置とは、飲食店の敷地境界線上で、あるいは、いわゆる“雑居ビル”においては飲食店に隣接する室内で、音響機器から発する音が音響機器等の通常の使用状態で聞こえないものでなければならない。したがって、防音装置を実施することは、物理的にも経済的にも相当な困難が予想されるため、この条項の運用にあたっては音響機器の使用時間の制限の指導や命令を原則とし、防音装置の設置に向けた指導や命令については慎重を期する必要がある。

対象とする音響機器は規則第47条のとおりである。旧条例の規則で定めたところの音響機器の名称等を現状に合わせるため一部見直しを行った。

当該音響機器の機器名については、日本標準商品分類上の名称としたことにより、旧条例による「電気蓄音機」は、「ステレオセット」と改めた。「カラオケ装置」については、当該装置の解説を見直し、現在、飲食店で多く普及している「通信カラオケ」についても該当の機器として対象となるよう改めた。また、旧条例の「ジュークボックス」については「ステレオセットその他の音声機器」に含まれるものである。

「拡声装置」は、マイクロホン、増幅器及びラウドスピーカーを組み合わせたものに限る。したがって、ラジオ単体では該当しないが、例えば、それにマイクロホンを接続し、ラジオを増幅器とラウドスピーカー機能として使用する場合は、拡声装置となる。また、「カラオケ装置」も、伴奏音楽を収録した録音テープ又は録音盤等を再生することなく、人声のみで使用する場合には

拡声装置となる。

「使用し、又は使用させてはならない」とは、飲食店営業者が飲食店に備えてある音響機器を自ら使用し、又は飲食店利用者に使用させてはならないということであり、また、利用者等の持ち込む音響機器についても同様である。

同条第2項に規定している「騒音による公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を満たしている場合等である。

- ① 飲食店がまったく防音装置を実施していないか、あるいはその装置が不十分であるため、飲食店内の音響機器から発する音が敷地境界線上で聞こえていること。
- ② 飲食店の音響機器から発する音によって、精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。
- ③ 騒音の聞こえる範囲内で、現に、苦情者が生活を営んでいること。

「防音設備の改善」とは、建屋の防音対策や防音壁の設置をいい、「その他必要な措置」とは、たとえば敷地の拡大、小出力のスピーカーやアンプへの交換、スピーカーの位置の変更等をいう。ただし、一時しのぎのボリューム操作等による減音措置は含まれない。

#### イ 飲食店営業に係る営業時間の制限（第55条関係）

第55条の規定も旧条例を継承しているものであり、飲食店が深夜に営業することにより、店の内外において客、従業員等が発する騒音及び自動車の発停車等によって生ずる騒音から住民の生活環境を保全するため、特に住居専用地域に限って、飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれのない場合を除き、深夜における営業を制限したものである。また、深夜に営業している飲食店に対し、この条項を適用することは、その経営に影響を及ぼすおそれがあることから、営業時間の制限の指導又は命令は、慎重かつ公平に行う必要がある。

規則第48条で「営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者」を定めているところであるが、同条第1号の「移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業」とは、夜なきそば屋、やきいも屋等の移動しながら営む飲食店営業のことである。ただし、移動式店舗であっても、一定場所に定置して営むものは該当しない。

「事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業」とは、事業所に勤務する者のために営む従業員食堂をいうものである。

「ホテル又は旅館の施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業」とは、ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）が、宿泊客のために営む飲食店営業又はホテル等の中に設けられたスナック、バー等で宿泊客のために営む飲食店営業をいうものである。なお、ホテル等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する「ホテル営業」「旅館営業」及び「簡易宿泊所営業」をいう。

「地域的慣習となっている行事」とは、初もうでと同様な夜を徹してざわめきの生ずるような行事をいう。

「当該初もうで又は行事が行われる地域」における、初もうでの行われる地域には、神社仏閣周辺地域はもちろんのこと、さらに初もうでを目的とした参拝客等の往来する地域も含まれるものとする。

条例第55条第1項の「その付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き」とある除外規定には、飲食店の付近に住居がない場合又は飲食店の付近に幹線道路がある場



合が該当する。

#### ウ 飲食店に係る外部騒音の防止（第56条関係）

第56条も旧条例を継承しているものであり、飲食店の深夜における営業について客の出入、自動車の発停車等に伴って生ずる騒音から生活環境を保護するための制度である。

同条第2項の外部騒音により公害が生じていると認めるものと判断する基準としては、おおむね次のとおりとする。

- ① 当該騒音が、飲食店の周囲の暗騒音を超える等、付近の静穏を著しく害する程度以上であって、2時間の範囲内において、自動車の発停車音又はドアの開閉音が5～6回程度以上あるものとし、また、当該飲食店の利用客が同飲食店の出入口周辺で長時間にわたって大声を出して会話や歌を歌うなどの行為をして周辺住民の安眠を妨害している。
- ② 深夜における営業を続ける限り、当該騒音が繰り返し行われる可能性が大きい。
- ③ 当該騒音に係る被害を訴える者が、その地域に現存している。

これらの認定により、営業時間の変更についての勧告を行うにあたっては、当該外部騒音の発生状況、地域の実情等一切の客観的な条件を考慮して規制の必要性を判断する等、慎重な配慮が必要である。

#### (6) 第6節「屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止」について（第57条関係）

第57条は、今回、新たに設けた規定であり、近年、騒音等の苦情が増加傾向にある開放型事業場といわれる資材置場・残土置場や荷物集配所等における屋外での資材の積卸し、運搬用機器（フォークリフトやベルトコンベア等をいう）の使用、車両の運行等、騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動の発生を最小限にするための諸対策を講じるよう努力義務を課したものである。

なお、このような事業所においても条例第32条の騒音及び振動の防止に関する規制基準が適用され、当該規制基準を遵守しなければならないことは当然のことであるが、第57条は、規制基準の適否にかかわらず、騒音及び振動による公害を防止するための措置を講じることを求めているものである。

### 7 第7章「土壌、地下水及び地盤環境の保全」について

#### (1) 汚染された土壌等に起因する公害の防止について

土壌の環境保全について、国においては、平成3年8月に土壌の汚染に係る環境基準が設定され、更に、平成6年2月には土壌環境基準の一部が改正され、有機塩素系化合物等の項目追加が行われた。また土壌環境と密接な関連を有する地下水質の保全については、水質汚濁防止法に基づく地下浸透規制の措置が講じられてきた。

本県での現状を見ると、過去の特定有害物質の使用状況を詳細に記録している事業所は少なく、また、土地売買を繰り返した結果、敷地内において過去に有害物質が取り扱われていた事実を事業者自身でさえ把握していない状況があり、そのような土地が再開発されること等による環境への影響が問題になっている。

このような状況に対応するためには、特定有害物質が、事業所等において、いつ、どこで、どのように取り扱われていたか、また、漏出等の事故が生じたことがなかったのか、といった情報が確実に管理されること、及びその情報に基づき、土地の区画形質の変更等を行う場合には土壌の汚染

に起因する公害が生じないように対処することが必要である。

このことから、条例では、特定有害物質を取り扱っている事業者の義務として、特定有害物質の使用状況等の記録管理、土地売買等に際しての記録の継承の義務を定め、また、土地の区画形質の変更等を行う者に土壌の汚染に起因する公害を防止する義務を定めた。

なお、特定有害物質使用地に係る土壌関係指導等の概要を別表4に、特定廃棄物処分場敷地に係る土壌関係指導等の概要を別表5に示した。

(2) 第1節「土地の区画形質の変更に伴う公害の防止」について（第58条）

第58条は、土地の区画形質の変更を行おうとするすべての事業者に係る義務である。

この規定は、土地の区画形質を変更する際に、当該土地の汚染された土壌又は埋め立てられた物の飛散、流出等に起因する公害を防止するものである。

必ずしも既存の土壌汚染の解消を目的としてはおらず、また、搬入される土等による新たな汚染を防止することを目的にしたものではない。

土地の区画形質の変更とは、土地の分筆に伴う敷地の区画変更及び土木工事等による土地の形質の変更をいう。

(3) 第2節「特定有害物質使用地の適正管理」について

ア 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第59条関係）

(イ) 特定有害物質の使用状況等の調査及び記録

第59条では、特定有害物質を製造、使用、処理または保管する事業所を設置している者は、その使用状況等を調査し、記録しておかなければならないこととした。

調査事項は規則第49条第2項で規定している。調査は毎年1回以上行い、調査事項に変更がある場合にはその都度その状況を調査することとしている。記録は、土地の区画形質の変更等を行う場合に、調査、対策を効率的に進めるための記録であるから、古い記録を新しいものに更新するのではなく、古い記録に新しい調査記録を追加する方法で行うことが必要である。

「特定有害物質を製造、使用、処理または保管する事業所を設置している者」は、事業所規模又は特定有害物質の使用量の大小に係わらず第59条の義務の対象となる。これは、有害物質の使用量が少量であることが必ずしも土壌汚染のリスクが少ないことを意味しないためである。

また、条例附則第15項において、この条例の施行の際現に当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を所有し、又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を返還していないものは特定有害物質使用事業所を設置している者とみなしている。この場合、当該土地も特定有害物質使用地とみなし、条例第59条第2項後段の「特定有害物質の使用状況の調査記録の交付」及び第60条から第62条までの「土地の区画形質の変更の実施に係る特定有害物質の汚染状況の調査、基準に適合していない場合の公害防止計画の策定、土壌調査結果記録の管理等」の規定が適用される。

なお、非意図的に特定有害物質が含有されている製品（ベンゼンを微量含むガソリン等）、一般消費者の生活の用に供する製品で特定有害物質が含まれるもので容器、包装等により適正に密封されている製品（小売店等において保管、陳列されている小売薬品、ペンキ等）等を扱う小売店等については、土壌汚染の蓋然性が少ないと考えられ、本条の義務の対象としないこととする。

さらに、農薬を保存する農家については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）により製造、販売を含めた農薬の適正管理が義務づけられていることから、本条の義務の対象としないこととする。

(イ) 特定有害物質使用地を譲渡等しようとするときの義務

条例第59条第2項では、事業者が特定有害物質使用地を譲渡等しようとする場合に特定有害物質の使用状況等の記録をその譲渡等する相手方に交付しなくてはならないこととした。記録をその後の管理者に交付することにより、不用意に土地を改変することに伴う土壌の汚染に起因する公害を防止するとともに土壌の汚染に係る調査を行う場合の効率化を図ることを目的としている。

特定有害物質使用地を譲渡しようとする場合又は借りていた土地を返還しようとする場合にあっては、その土地に係る記録の原本をそれぞれ譲渡先、返還先に引き渡し、また、土地を貸与する場合にあっては、その写しを貸与先に引き渡し原本はそのまま貸与元が保管する。

「特定有害物質使用地」とは、特定有害物質使用事業所の敷地全体を指しており、特定有害物質を使用していた特定の場所・区画を指すものではない。当該事業所の敷地内の土地であれば、たとえ緑地等であってもこの記録交付の義務の対象となる。また特定有害物質使用事業所として該当しなくなった場合や当該事業所を廃止した後の敷地も含まれる。

第59条第2項後段は、特定有害物質使用地が転々譲渡される場合も、第59条第1項の記録が継続して引き継がれるべきことを規定している。第59条第2項の義務は特定有害物質の使用に伴う義務ではなく特定有害物質使用地の管理に係る義務であり、当該土地が第63条に該当することとなるまでは土壌汚染に伴う公害が発生する蓋然性があるため、転々譲渡された土地の管理者であっても義務を負うものである。

(ウ) 特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときの義務

a 特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときの義務について

第59条第3項では、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときの調査及び報告の義務を定めた。これは、特定有害物質を使用していた者がその土地を明け渡す機会に、特定有害物質使用地の土壌に係る調査を自ら行うことが、その後に土壌に起因する公害を防止するうえで最も有効であると考えられることによる。

「事業所を廃止しようとするとき」とは、当該事業所の事業全体を再開を前提とせずに廃止することを指し、事業所の移転に伴う廃止、組織の解散に伴う廃止等が該当する。当該事業所の事業が継続しているならば、特定有害物質を使用していた工程の廃止又は特定の建物の廃止は事業所の廃止に該当しない。

b 調査の内容

(a) 調査の方法（H15.3.31付け気水第285号により改正あり）

特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき必要な調査の内容は規則第50条に定めた。調査は(ア)の記録の調査を基本に、土壌の汚染の可能性に応じ表土調査又は土壌ガス調査を実施し、さらに、土壌の汚染が確認された場合にはボーリング調査等の実施を求めることとしている。

規則第50条第1項第1号アの資料等の調査は、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするすべての事業者の義務であるが、条例第59条第1項の規定による記録で原則足りるもので

あり、作成等をしていない場合、記録が不十分である場合に改めて調査が必要となる。

資料の紛失等があった場合は、実際に有害物質を取り扱う部門の責任者や、古くからの従業員に対して聞き取りを行い、記録に残っていない事故や不適切な取り扱いがなかったかどうかを確認する。

現場踏査が必要と判断される場合には、現場で特に目に付いた点について記録するとともに、スナップ写真等、現場の概況がわかるような資料を作成することが必要となる。

規則第50条第1項第1号アの資料等の調査により土壤汚染の可能性がないと認められない場合に、同号イの表土調査又は同号ウの表層の土壤ガス調査の実施が必要となる。

表土調査を実施する区域は、資料等調査の結果から安全が確認できた区域以外の区域とし、調査項目は、原則として汚染の可能性のある項目とする。表土調査は地表面からごく浅い土壤について調査することが原則であるが、過去に盛土等が行われている場合には、盛土の下、つまり過去の地表面を基準にする必要がある。事業者は、資料等調査の「過去の造成に係る記録」の内容を留意し、表土調査を実施する必要がある。

また、有機塩素系化合物に係る場合は、土壤ガス調査の実施を必要とした。

規則第50条第1項第1号の調査により土壤の汚染が確認された場合には、同項条第2号のボーリング調査が必要である。

ボーリング調査を実施する際には、地質の概況や地下水流動等に係る知見を収集しておくことが望ましい。また、ボーリング調査の結果、汚染が帯水層に達している、またはそのおそれがある場合は、帯水層から地下水を採取し分析することを要する（同項第3号）。周辺環境へ汚染が拡大する可能性について判断する材料を得ることが目的である。

なお、地下水汚染の可能性を判断するためには、当該地域の地質的な状況を知ることが必要不可欠であるので、ボーリングの際の地質柱状図及び地下水位のモニタリングを行い、その結果についても保存するものとする。

(b) 土壤の汚染の確認について（H15.3.31付け気水第285号により改正あり）

本条例での土壤汚染の判断については規則第50条第1項第1号イ(ア)から(ウ)の基準による。

「土壤の汚染に係る環境基準等（溶出値）」により行うものであるが、「重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針」（平成6年11月11日付け環境庁水質保全局長通知環水管第205号・環水土第207号）に基づき、土壤の飛散、流出等による被害防止の観点から、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びその化合物の4物質による汚染のおそれがある場合にあっては、溶出試験に併せて、必要に応じて含有量試験を行うこととする。

また、フッ素及びフェノール類の基準については、それぞれ規則第50条第1項第1号イ(イ)及び(ウ)の基準とした。

なお、この条例でいう「土壤の汚染が確認された場合」には自然由来による汚染は含まないこととする。重金属類による土壤汚染には自然的要因によるものと思われる場合があるが、そのような汚染については、調査結果を次に掲げる項目に基づき検討した上で、自然系汚染であるかどうかを判断することとする。

- ① 人為的に合成された物質以外による汚染であること。
- ② 相当広範囲にわたって汚染が存在していること。
- ③ 事業場に汚染物質の取扱いの事実が過去から存在しないこと。

④ 地質中に当該汚染物質が含まれている十分な学術的な知見があること。

c 届出事項

特定有害物質使用事業所を廃止しようとする者は、bにより実施した調査の結果及び規則第50条第2項に規定する項目を知事に届け出なければならない。

なお、廃止時に行われる調査の結果の記録については、条例第62条の規定により、事業者自らも保存し、土地の譲渡等が行われる場合には次の管理者に継承されることとなる。

イ 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等（第60条関係）

(7) 土地の区画形質の変更を行おうとするときの義務者について

第60条は、土地の区画形質の変更に起因する公害の発生を防止することを目的としており、土壤の汚染に係る調査・対策の義務は、汚染の原因となる行為を行ったか否かにかかわらず、特定有害物質使用地において「土地の区画形質の変更を行おうとする者」に課すこととした。

このため、第59条第2項及び第62条第2項では特定有害物質使用地に係る記録継承の義務を定めており、事業者においては、土地の購入等を行うに際しては、当該土地に係る土壤汚染の状況を確認し、土地の区画形質の変更等を行う場合の負担の問題等を十分認識することが望まれる。

(4) 土地の区画形質の変更の実施等について

第60条第1項では、土壤汚染が「周辺の環境に影響を及ぼすこと」を防止するという観点から、汚染土壤が飛散、流出し、また、雨水の浸透経路が変わる可能性が生じる事象として「土地の区画形質の変更を行おうとするとき」を取り上げ、その時点で調査、対策を求めることとした。

土地の区画形質の変更を行おうとする者は、土地の区画形質の変更に係る計画及び規則第51条に掲げる事項を知事に届け出る（第60条第1項）。

「土地の区画形質の変更」は、特定有害物質使用地の一部での土地の区画形質の変更も含まれるが、敷地内の樹木等の修復工事などの通常の管理行為までを対象とする趣旨ではなく、軽易な行為であって、面積が10㎡以下の土地の区画形質の変更で、高さが1.5mを超える法を生ずる切り土又は盛土を伴わない行為については適用除外としてさしつかえない。ただし、土壤が汚染されている蓋然性がきわめて大きい場所における土地の区画形質の変更等については、その規模を問わず適用除外とすべきではない。

土地の区画形質の変更を行おうとするときの調査の項目は、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときの調査に準ずる。既に特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときに当該調査が実施され、その調査結果が保存され、又は引き継がれているものにあつては、調査が実施されたものとみなすことができる。ただし、廃止され、又は引き継がれた後の特定有害物質使用地において、さらに特定有害物質が使用された場合はこの限りでない。

土地の区画形質の変更を行おうとするときの調査の範囲は、原則として土地の区画形質の変更を行う区域とする。ただし、区画形質を変更することによって、そのほかに「状態が変化（またはその可能性がある）区域」が存在する場合にあつては、その区域についても調査の対象とすべきである。ここで言う「状態が変化」とは、①土地の形質の変更により雨水の流動方向が変化し、今まで流入しなかった区域にも雨水が流入するようになり、地下水への影響が懸念される場合、②土地の形質の変更により新たな土壤の露出面ができ、その部分から汚染土壤が飛散、流出する可能性が生じる場合をいう。

(ウ) 特定有害物質使用地公害防止計画（H15.3.31付け気水第285号により改正あり）

第60条第2項の調査の結果、特定有害物質使用地の土壌が、土壌汚染に係る基準に適合していないことが確認された場合は、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壌に起因する公害が発生することを防止するために必要な計画（「特定有害物質使用地公害防止計画」）を作成し、知事に提出しなければならない（第60条第3項）。

「土壌汚染に係る基準に適合していない」とは、規則第50条第1項第1号イ(ア)から(ウ)までに掲げる基準に該当しない場合である（規則第53条）。

「汚染された土壌に起因する公害」とは、汚染土壌が露出面から飛散、流出し、周囲に拡散すること、汚染土壌中の有害物質が地下水汚染を引き起こすこと等である。

「土地の区画形質の変更に伴う」公害とは、土地の区画形質の変更を実施することによって直ちに発生する公害（例えば、掘削時に生じた切削面から土壌が飛散するなど）だけでなく、将来において発生する公害（例えば、雨水の浸透経路が変わることにより帯水層に汚染が拡大するなど）をも含んでいる。従って、「特定有害物質使用地公害防止計画」には、工事施工中に生じる公害を防止するための計画のみではなく、将来にわたって汚染が拡大することを防止するための計画を含んでいなければならない。

なお、特に将来にわたる公害の発生を防止する方法としては、汚染土壌の封じ込めや汚染物質の抽出等、汚染土壌を周辺の環境から隔離し、又は土壌中の汚染物質を除去する方法が考えられ、事業者に対して指導を行うに当たってはこのような将来にわたる汚染リスクが少ない方法が実施されることが望ましい。ただし、本規定の意図するところが「土地の区画形質の変更に伴う公害」を防止することであり「土壌汚染の解消」ではないことを踏まえ、周辺環境への影響を防止する内容の指導で足りるものである。

#### (エ) 完了報告等

第60条第4項では、事業者が特定有害物質使用地公害防止計画の誠実な実施と完了した場合の完了報告の提出を義務づけた。

#### ウ 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等（第61条関係）

第61条では、知事による指導、助言及び勧告について定めた。知事が勧告を行うことができるのは、事業者が第60条の義務に違反して、土地の区画形質の変更に係る調査を行っていない場合、特定有害物質使用地公害防止計画の作成又は誠実な実施がなされていない場合で、土地の区画形質の変更に伴う公害が生じる恐れがあると認められる場合に限っている。土壌の汚染に係る規定は、土壌の汚染に起因する公害の発生を未然に防止するための指導を行おうとするものであり、罰則の規定は設けていない。

#### エ 土壌調査結果記録等の管理（第62条関係）

特定有害物質使用地の適正な管理は、当該土地で第59条又は第60条の規定により土壌に係る調査又は対策が行われた場合、当該調査又は対策の結果を踏まえその後の管理を行う必要があるため、第62条では、それらの記録の保存及び土地を譲渡等しようとする場合の記録の継承の義務を定めた。

#### オ 特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合（第63条関係）

特定有害物質使用地においては、当該土地の汚染された土壌に起因する公害の発生を防止するため、継続的に適正な管理がなされることが原則であるが、当該地における土地の区画形質の変更に伴う公害が見込まれない状態になった場合においても義務を継続して課すことは不必要であるため、第63条では、第59条から第62条までの義務を課さないこととする場合を定めた。具体的には、規則

第56条において次の3つの場合を定めた。

(7) 汚染された土壌の無害化処理が完了した場合（規則第56条第1号）

現在、特定有害物質により汚染された土壌を処理する方法としては、土壌の封じ込め、特定汚染物質の安定化処理又は不溶化処理が一般的である。

しかし、これらの方法は、「汚染物質はそのまま土壌中に残るが、当面の間、周辺環境への拡大を防ぐ」ことを目的とした処理方法である。

従って現状では、当面の間当該土地の土壌汚染の状態と処理方法を勘案して、事案ごとに、本規定にいう無害化処理に該当するか否かの判断を行うこととする。

(イ) 汚染された土壌を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合（規則第56条第2号）  
（H15.3.31付け気水第285号により改正あり）

汚染された土壌が敷地外に持ち出され、当該土地については汚染土壌が存在しなくなる場合である。

これは、現地外に持ち出された汚染土壌は安定化処理等を施し、廃棄物処理法の受け入れ基準等を満足する形にした上で廃棄物最終処分場等に埋め立てられているケースがあることを考慮した規定である。汚染土壌を敷地外で処理する際には、処理先の状況を十分勘案して行われる必要があることはいうまでもないが、場所を変えた公害の発生の要因ともなりかねないことから、事業者においてはできる限り現地内処理を優先することが望まれる。

(ウ) その他土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合（規則第56条第3号）

将来的に様々な土地の利用形態が考えられることから、個別に知事又は委任市長が判断できるように設けた規定である。

(4) 第3節「特定廃棄物処分場敷地等の適正管理」について

ア 特定廃棄物処分場敷地等の記録の管理等（第64条関係）

(7) 特定廃棄物処分場の範囲

第64条の特定廃棄物処分場とは、まず第1に廃棄物処理法第8条第1項に規定されている一般廃棄物処理施設の許可に係る最終処分場（平成3年法律第95号による一部改正前（以下「改正前廃棄物処理法」という。）の一般廃棄物処理施設の設置届出のある最終処分場を含む。）、第2に同法第9条の2に規定する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る最終処分場（改正前廃棄物処理法による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置届出のある最終処分場を含む。）、第3に同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の許可に係る最終処分場（改正前廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の設置届出のある最終処分場を含む。）のうち、同法施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げる最終処分場（通称「管理型最終処分場」という。）、最後に同法第14条第4項の許可（平成9年11月30日以前の許可に限る。）に係る産業廃棄物処理業の用に供する施設（改正前廃棄物処理法の法律第14条第1項の許可に係る産業廃棄物処理業の用に供する施設を含む。）のうち、同法施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供する場所で、その面積が1,000㎡未満の最終処分場である。

これは、特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に係る規定が、廃棄物処理法による廃棄物処分場の適正な管理を前提に、廃棄物処分場が閉鎖された後の当該地の土壌の適正な管理を意図してい

ることによる。

「特定廃棄物処分場跡地等」とは、特定廃棄物処分場の敷地及び特定廃棄物処分場が廃棄物処理法に基づき閉鎖された場合における、特定廃棄物処分場が設置されていた土地全体をいう。当該敷地内であれば、現に廃棄物の埋立が行われていなかった場所・区画も含む。

(イ) 特定廃棄物処分場に係る記録

特定廃棄物処分場に係る記録の項目は、当該廃棄物処分場における廃棄物の種類、埋め立てた場所の区画及び規則第57条第2項に掲げる項目である。おおむね廃棄物処理法による届出項目であるが、廃棄物処理法においては記録の保存の義務を定めていないことから本規定を設けたものである。

(ウ) 特定廃棄物処分場敷地等を譲渡等しようとするときの義務

特定廃棄物処分場敷地に係る譲渡等の場合に、特定有害物質使用地と同様の趣旨で、記録の継承の義務を定めた。

イ 特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更の実施等（第65条関係）

第65条は、特定有害物質使用地における第60条の規定と趣旨及び手続等を同一のものとしている。

(3) イにおける記述を参照されたい。

以下、特定有害物質における場合と異なる点を述べる。

(7) 特定廃棄物処分場跡地で土地の区画形質の変更を行おうとするときの義務

第65条第2項の規定により土地の区画形質の変更を実施しようとする事業者に求める調査の内容は、規則第59条に規定している。

特定廃棄物処分場跡地において土地の区画形質の変更を行う者は、特定廃棄物処分場跡地における土壌調査の実施にあたり、廃棄物処分場跡地の埋立層内部までに及ぶ区画形質の変更を行うのであれば、埋立層内の安定化が失われることとなり、外部に対し新たな公害の発生を生じるおそれがあるため、当該処分場跡地全体を土壌調査の対象として捉えた調査が必要である。

当該処分場跡地の土壌調査は、予め埋立処分した廃棄物の質や量、浸出液、発生ガス、覆土等の記録の把握が前提となっていることから、調査にあたっては、表土調査又は土壌ガス調査は実施せず、直接ボーリング調査を実施し、埋立層内外の汚染状況を把握することとした。

(イ) 処分場跡地公害防止計画

特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の場合においては、土壌の汚染が確認された場合に「特定有害物質使用地公害防止計画」の作成及び実施を求めているが、特定廃棄物処分場における土地の区画形質の変更の場合は、土地の区画形質の変更を行うすべての場合に「処分場跡地公害防止計画」の作成及び実施を義務づけた。これは、特定廃棄物処分場においては汚染された土壌だけではなく、「埋め立てられた物」に起因する公害を防止することが目的となっていることによる。

「埋め立てられた物」に起因する公害とは、埋め立てられた物（過去において埋め立てられた廃棄物）が露出面から飛散、流出し、周囲に拡散すること、埋立地の遮水層が破損して、埋め立てられた物の中の有害物質により地下水汚染を引き起こすこと等を想定しているものである。

なお、公害防止計画実施の過程でやむを得ず掘り起こされ発生した物（過去において埋め立てられた廃棄物）については、廃棄物処理法の通知により「当該処分場から掘り起こされ発生したものは、工事を施工した者の廃棄物」と取り扱うこととされていることから、土地の区画形質の



変更を実施した者が新しく発生させた廃棄物として、廃棄物処理法の規定により処理されることが必要である。

ウ 特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更に係る指導等（第66条関係）

第66条では、知事による指導、助言及び勧告について定めた。知事が勧告を行うことができるのは、事業者が第65条の義務に違反して、土地の区画形質の変更に係る調査を行っていない場合、処分場跡地公害防止計画の作成又は誠実な実施がなされていない場合で、土地の区画形質の変更に伴う公害が生じる恐れがあると認められる場合に限っている。特定有害物質使用地における第61条の規定と同趣旨である。

エ 処分場跡地公害防止計画の実施記録の管理（第67条関係）

特定廃棄物処分場跡地の適正な管理は、当該土地で第65条第2項又は第4項の規定により土壌に係る調査又は対策が行われた場合、当該調査又は対策の結果を踏まえその後の管理を行う必要があるため、第67条では、それらの記録の保存及び土地を譲渡等しようとする場合の記録の継承の義務を定めた。特定有害物質使用地における第62条の規定と同趣旨である。

オ 特定廃棄物処分場敷地等における記録の交付等を要しない場合（第68条関係）

第68条では、第64条から第67条までの義務を課さないこととする場合を定めた。具体的には、規則第62条において次の3つの場合を定めた。特定有害物質使用地における第63条の規定と同趣旨である。(3)オの記述を参照されたい。

(ア) 汚染された土壌及び特定廃棄物処分場敷地等に埋め立てられた物の無害化処理が完了した場合（規則第62条第1号）

(イ) 汚染された土壌及び特定廃棄物処分場敷地等に埋め立てられた物を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合（規則第62条第2号）

(ウ) その他土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合（規則第62条第3号）

(5) 第4節「地下水の水質の浄化対策」について

ア 地下水の水質の浄化対策について

本県では、これまで、水質汚濁防止法に基づく定期的な地下水調査、市町村が独自に行う環境調査、その他通常の立入検査等がきっかけになって判明した地下水汚染事例に対し、「神奈川県地下水汚染防止対策指導指針」に基づき指導を行い、浄化対策を推進してきた。

平成9年4月1日から水質汚濁防止法に基づく浄化措置命令の発動が可能になったが、水質汚濁防止法に基づく命令は、汚染原因者が同法の特定事業場である（又はあった）場合に限定されていることから、特定事業場以外の事業者による地下水汚染については、周辺住民への著しい健康影響が顕在化したとしても、法に基づく命令が不可能である。このため、条例では同法の限界を補い、法律では対応できない事例に対応するため、事業場の範囲を限定しないで対応するための規定を設けた。

条例は水質汚濁防止法を補完する関係にあり、同法と条例のどちらでも命令を行うことが可能な事例が想定されるが、そのような事例については水質汚濁防止法の発動が適当である。

なお、地下水浄化対策に係る事務の概要は別表6のとおりである。

イ 知事の調査への協力（第69条関係）

第69条では、地下水の水質の汚濁が認められた際、知事が汚染源特定等のために調査を行う場

合、土地の試掘等の特殊な調査が必要となる場合があるため、土地の所有者等に協力を求めることができる旨を特に定めたものである。

「地下水の水質の汚濁があると認める場合」とは、当該地域に設置されている井戸又は湧水において、地下水中の特定有害物質が地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号）を上回る濃度で検出されることをいう。

#### ウ 事業者による調査（第70条関係）

第70条では、地下水の水質の汚濁の原因である可能性があるとして認められる土地において事業を行っている者等に地下水の水質の汚濁の原因に係る調査の実施を指導できる旨を定めた。

「地下水の水質の汚濁の原因である可能性があるとして認められる土地」とは、知事が行う汚染源推定及び汚染範囲特定のための調査（汚染井戸調査、周辺地下水調査、周辺事業所等調査、廃棄物の投棄事実の調査等）により、汚染源を推定するに至った土地をいう。

調査の実施を指導する対象者は、対象地で現に事業を行っている者のほか、当該地で「事業を行っていた者」である。規則第63条第1項では、汚染の原因となった地下浸透があった可能性があるとして認められる時において、特定有害物質を製造、使用、処理又は保管する作業を行っていた可能性があるとして認められる者としている。

指導する調査の内容は、土壌中に存在している汚染源を特定するための調査であり、汚染源を特定するため、必要に応じて、汚染源と推定された土地における表土調査、ボーリング調査等の実施を指導することとする。

#### エ 地下水の水質の浄化に係る指導等（第71条関係）

##### (ア) 地下水の水質の浄化について

調査の結果、地下水の水質の汚濁の原因地であると認められた土地で事業を行っている者等は、地下水の水質を浄化するための計画（浄化対策計画）を作成し、実施し、それぞれ知事に報告することを要する。知事は、浄化対策計画の作成及び指導について指導及び助言を行い、浄化対策計画が作成されない場合又は誠実に実施されていないと認める場合には勧告を行う。

第71条の義務者は、当該汚染源の土地で現に事業を行っている者であるが、その者が資料等調査及び土壌調査の結果等から汚染原因者でないと認められる場合にあっては、汚染の原因者に義務を課すこととしている。規則第64条第1項では、汚染の原因となった地下浸透があった時において、当該汚染源の土地で特定有害物質を製造、使用、処理又は保管する作業を行っていた者を義務者と定めた。

##### (イ) 浄化対策計画

地下水の浄化対策計画とは、土壌中及び帯水層中に存在している汚染物質を取り除く、又はこれ以上汚染物質が地下水に供給されることを防止するため、土壌掘削法、土壌ガス吸引法、バリア井戸の設置により、周辺への地下水の汚濁の拡大防止を図るなど地下水の水質を浄化するための計画である。

知事は、浄化対策計画の作成及び実施について必要な指導及び助言を行うこととしている（第71条第3項）。事業所に対して調査の指導を行うに当たっては、周辺の地下水の水質の汚染分布図、地下水流動図等がある場合はこれを示し、事業者の浄化対策計画の作成を支援するものとする。

事業者は浄化対策計画が完了したときは知事に報告をしなければならない（第71条第2項）

浄化対策計画は、土壌中の汚染物質を除去する、という点においては、当該敷地内の土壌が、土壌汚染に係る環境基準を満足することをもって完了とみなされる。

一方、帯水層にまで汚染が達している場合にあっては、当該汚染地域の地下水が地下水の環境基準を満足する状態になることを原則とすべきであると思われる。しかしながら、汚染地域の地下水すべてについて環境基準を満足させるためには、非常な長い期間が必要とされる可能性があり、汚染原因が複数存在した場合など、1事業所で浄化対策を行っただけでは達成不可能である等の理由から、単純に判断することができない場合がある。したがって、浄化対策計画の終了に当たっては、総合的に判断することとする。

#### オ 地下水の水質の浄化に係る命令等（第72条関係）

##### (ア) 命令を行う場合

条例第72条では、事業者が条例第71条による勧告に従わない場合において、現に人の健康に被害を生じているか、生ずるおそれがある場合に地下水の浄化の措置をとることを命ずることができることとした。

また、命令を行うのは、人の健康に係る被害を防止するために必要な限度であるが、人の健康の被害を防止するために必要な範囲を明確にするため、規則第65条により対象となる地下水の利用等の状況、浄化を求める基準を定めた。

対象となる地下水は、次の用途に供されるものである。

##### ① 人の飲用に供せられている地下水

上水道が整備されていても、常態として飲用されている場合を含む。

##### ② 水道法に規定する水道事業の原水として取り入れられる地下水

##### ③ 地域防災計画等で、災害時に飲用に供せられる水源とされている地下水

「地域防災計画等」には市町村地域防災計画、都道府県、市町村の条例又は要綱が含まれる。

##### ④ 水質環境基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となる地下水

浄化を求める基準は、規則別表第13に定めた。この基準は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年3月13日付環境庁告示第10号）の基準を踏まえたものである。なお、フッ素及びフェノール類の基準は設定されていないので、この2物質については地下水の浄化の措置をとることを命ずることはできない。

##### (イ) 命令に係る協力義務

第72条では、汚濁の原因者に対し措置命令を行うこととしているため、命令の対象者が現在の土地所有者と異なる場合がある。この場合、命令に係る措置が確実に実行されるよう、土地の管理者に浄化措置への協力義務を課した（第72条第2項）。

ここでの協力義務は、自己の土地で措置を行うことの受忍という意味での協力であり、浄化装置の設置場所の提供、機材の置き場の提供、作業員の出入りの承認等が想定される。

#### (6) 第5節「地盤の沈下の防止」について

##### ア 地盤の沈下の防止について

旧条例では、過去に大きな地盤沈下を引き起こした横浜市の一部、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市の一部、海老名市及び寒川町の5市1町を地下水の採取規制地域として指定し、監視指導の強化や事業者の自主規制などに基づく地下水使用の合理化、削減等の地盤沈下防止対策の推進を図ってきた。

この結果、現状では、地盤沈下は一部地域での圧密沈下を除き、全般的には沈静化の傾向にある。

しかし、近年、地下水は良質な水資源として再評価されるなか、新たな需要が生じており、地下水採取量の推移によっては、現状の地盤環境が維持できなくなり、新たに地盤沈下を引き起こすおそれがある。

このため、今回、従前の地下水採取量に応じた届出制にかえて、揚水施設の構造基準による許可制を導入することとした。

#### イ 地下水採取の規制地域の指定（第73条関係）

これまでの精密水準測量、観測井等による継続測定データや地盤沈下規制手法調査等の解析から、旧条例の指定地域（横浜市（工業用水法の指定地域を除く）、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市の一部、海老名市及び寒川町の地域）を規制地域とするほか、工業用水法（昭和31年法律第146号）の指定地域である横浜市鶴見区（京浜急行電鉄本線以南の地域）及び神奈川区（京浜急行電鉄本線以南の地域）の地域を含めて横浜市全域を規制地域とした。

#### ウ 地下水採取量の削減等（第74条関係）

現状は、全般的に沈静化しているものの、精密水準測量、観測井等による継続測定データや地盤沈下規制手法調査等の解析から、当面当該指定地域の現状地盤環境を保全するには、地域によっては、大幅な採取量の削減を必要とする。このため、地下水採取する者に対し、冷却水の循環使用、製造工程の洗浄水の回収による再利用など地下水の継続的利用が図られるよう、第74条により、地下水採取量の削減に努めなければならないこととした。

#### エ 地下水採取の許可（第75条関係）

第75条では、地盤沈下の防止を図るため、指定地域内で揚水機を設置して地下水の採取を行おうとする事業者は知事の許可を受けなければならないこととした。

一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm<sup>2</sup>を超える揚水施設を設置する事業者を許可の対象としている。

「揚水施設」とは、動力を用いて地下水を採取する施設である。

個人が飲料用に供する目的で揚水施設を設置する場合は「事業者」に該当しないが、マンション等の集合住宅の管理組合は事業者には該当することは他の規定の場合と同様である。

工業用水法も地盤の沈下の防止を図ることを目的に本条例と同様の構造基準が設けられていることから、同法の適用を受ける事業者については、許可対象外とした。工業用水法の対象は、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に限定されていることから、クワハウスやプールなど他の事業用に地下水を採取する者は、同法の規制地域内であっても、この条例の規制の対象となる。

また、地下水の温度が摂氏25℃以上（温泉源から採取されるとき温度）又は温泉法（昭和23年法律第125号）で温泉の定義として規定する物質が規定量含有していると認められた場合には、同法による許可を要することから、これについても、許可対象外とした。

なお、旧条例の適用のもとに、日量100 m<sup>3</sup>以上の地下水を採取し、届出を行っている事業者については、そのまま条例の許可事業者に移行することとし、手続きは不要とした（附則第17項）。また、旧条例では届出が不要であったが、この条例の許可対象となる事業者についてもこの条例の許可を受けたものとみなすこととしたが、条例施行の日から6月以内に知事に届出をすることが必要であり、届出がない場合は、許可が取り消されたものとみなすこととした（附則第18項から第20項まで）。

オ 許可の基準等（第76条関係）

(ア) 許可の基準等

第76条の規則で定める許可の基準は規則第68条第1項で次の基準とした。

- ① 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22cm<sup>2</sup>以下であること。
- ② 揚水機のストレーナーの地表面からの位置が100mより深いものであること。
- ③ 揚水機の原動機の定格出力が2.2kW（当該揚水機を設置する井戸の全揚程(実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。)が50m以深の場合にあつては、3.7kW)以下であること。

なお、附則第17項又は第18項により許可を受けたものとみなされる既存の事業者については、この基準にかかわらず既存の揚水施設の構造を認めることとし、変更の場合の許可基準は、変更後の揚水機の吐出口の断面積の合計、揚水機の定格出力及びストレーナーの位置がそれぞれ縮小し、減少し、深くなること又は同等のものであることとした（附則第21項、規則附則第23項）。

(イ) 許可基準（構造基準）の適用の除外

条例第76条第1項ただし書では、(ア)の許可基準を適用しない場合について定めた。

a 防災又は消防の用に供する揚水施設

知事が認める防災又は消防の用に供する揚水施設は、地震、火災等の非常災害時に通常の給水に代えて給水するためのものであり、自家発電装置等を備えたものであって、次に掲げるものとする。

- ① 避難者等に対する生活用水等として用いるもの。
- ② 消火用として用いるもの。
- ③ 危険物、高圧ガス等貯蔵施設、製造施設等の安全確保として用いるもの。
- ④ 下水処理場、廃棄物焼却場等の社会一般に極めて大きい影響を及ぼす事業所の操業確保として用いるもの。
- ⑤ その他、非常災害用として、特に認めるもの。

なお、防災又は消防の用に供する揚水施設であっても、地下水の採取が地盤沈下の原因となるおそれがあるため、これらの揚水施設の設置に際しては、地質、周辺における地下水の採取状況等を十分に配慮することが必要である。

b 農業の用途に供する揚水機

農業に供する地下水採取は、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難な場合に、許可基準の適用を除外することとした。

カ 変更の許可（第78条関係）

第78条では、変更許可を要する事項を、第75条に規定する揚水施設の数、位置及び構造、地下水の採取予定量及び用途に係る事項の変更とした。

したがって、既に設置されている揚水機と比べ、吐出口断面積や出力が同じ揚水機に変更する場合又は同じ位置にストレーナーをもつケーシングへ変更する場合にあつては、変更許可申請は必要としない。

キ 規制地域の変更に伴う届出（第81条関係）

条例第81条は、今後規制地域を新たに指定する場合に、当該地域において現に地下水を採取している者に係る経過措置をあらかじめ定めているものである。

## ク 採取量等の測定等（第85条関係）

第85条は、旧条例第52条の採取量等の測定等と同様の趣旨であるが、今後の規制地域の見直しのため、地下水の汲み上げの監視の区域を広げることとし、第2項の指定地域の周辺における測定等の義務を新たに規定した。

### (ア) 指定地域における採取量及び水位の測定

指定地域における採取量及び水位の測定については、条例第75条第1項の許可（みなし許可を含む。）を受けた事業者に対し、地下水の採取量、揚水位、静水位等を測定、記録し、その結果を半年ごとに知事に報告することを義務づけた。

なお、許可を受けた揚水施設により、日量250m<sup>3</sup>以上の地下水を採取する事業者にあつては、新たに自由地下水（不圧地下水ともいい、被圧されていない地下水をいう。）の水位の測定を義務づけた。これは、地盤沈下を起こしやすい地層（例えば、泥炭質泥層など）の地盤沈下の監視に特に有効であることによる。

指定地域における地下水採取量及び毎月第1月曜日に測定する地下水の水位についての測定結果のうち、毎年1月1日から6月30日までの間の測定結果については7月31日までに、7月1日から12月31日までの間の測定結果については翌年の1月31日までに知事に報告する。

また、事業者の地下水採取量及び地下水水位の測定記録保存期間は3年間とした。

### (イ) 指定地域の周辺地域における採取量の測定

条例第85条第2項では、「指定地域の周辺地域」として一定の地域を指定し、その地域内で条例第75条第1項で規定する揚水施設を設置して地下水採取をする事業者に、採取量の測定、記録及び報告義務を課すこととした。

なお、この地域で地下水を採取している者の測定については、平成13年4月1日から適用することとした（規則附則第14項）。

この地域における地下水採取量測定に係る報告は、年1回とし、毎年1月1日から12月31日まで測定結果を翌年の1月31日までに知事に報告することとした。また、当該事業者の地下水採取量の測定記録の保存期間は3年間とした。

規則第78条で指定した地域は、過去に一定規模の地盤沈下が生じたことから、現在、水準測量調査を実施している藤沢市及び鎌倉市の地域並びに上流での地下水採取の影響が下流地域におよび地盤沈下が生じるおそれがある厚木市の指定地域以外の地域である。

## ケ 地盤沈下防止に係る命令（第86条関係）

条例第86条では、地盤の沈下が現に発生しているか、または発生するおそれが十分であると認められ、かつ、地下水の採取行為と地盤沈下との間に因果関係があると認められた場合に、揚水施設の設置者に対し、揚水施設の改善、地下水の採取量の減少若しくは採取の停止を命ずることができることとした。

## 8 第8章「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」について

### (1) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

第8章自動車の使用に伴う環境負荷の低減は新たに設けられた項目である。

自動車が環境に及ぼす負荷としては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質による大気汚染、自動車の走行に伴う騒音、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出などが考えられる。

これらの問題を解決していくためには、公害の防止に止まらず、広く環境保全上の支障の防止に

向けた事業者、県民及び県の責務を明確に定めて取組を進めていく必要があり、自動車の使用による環境負荷という考え方を取り入れたうえで、条例に盛り込み、施策の推進を図ろうとするものである。

(2) 第1節「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」について

ア 自動車を使用する者等の責務（第87条）

第87条の規定は、自動車の使用に伴う環境負荷を低減するためには、事業者及び県民一人一人が、環境に配慮して自動車を使用することや環境への負荷の少ない自動車の使用に努めること等が必要であることから新たに設けたものであり、第2節「自動車の使用に係る管理計画の作成等」及び第3節「自動車の駐車時における原動機の停止」の各規定の基本となるものである。

条例第87条第1項の規定は、自動車を使用し、又は所有する者に対して、輸送効率の向上や公共の交通機関の利用を図ること等による走行量の抑制や適正運転の励行など自動車の使用方法について環境への配慮を求めたものであり、自動車を使用するすべての者に適用されるものである。

条例第87条第2項の規定は、自動車を使用する者が、環境への負荷の少ない自動車を購入し、使用することに努める必要があることから設けたものであって、これも自動車を使用するすべての県民に適用される。

ここでは、環境への負荷の低減を窒素酸化物のほか二酸化炭素などの排出ガスの低減及び騒音の低減など幅広くとらえたうえで、排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他騒音などの環境への負荷の少ない自動車を広く低公害車としており、低公害車を電気自動車、天然ガス自動車等に限定するものではない。

「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、同条第3項に規定する原動機付自転車は含まれない。これは、同条第3項に規定する原動機付自転車については、排出ガス規制がまだ開始されていないこと等からであって、今後、規制が開始された場合には条例の対象とすることを検討することになる。

イ 自動車を販売する者の義務（第88条関係）

条例第88条は、環境への負荷が少ない自動車の購入の促進を図るためには、自動車を販売する者が、自動車を購入しようとする者に対して、排出ガス値など環境に係る情報を一括して提供することが重要であることから、自動車の販売を業とする者の責務を新たに設けたものであり、第87条第2項及び第89条の責務の実施を支援するものである。

条例第88条第1項の規定は、自動車の販売を業とする者が、販売する自動車に関する環境情報を記載した環境仕様書を備え置くべきことを定めたものである。

ここで、対象とする自動車の範囲は、規則第79条に規定するとおり、二輪の自動車及び中古車を除く自動車、つまり四輪の新車である。中古車については、様々な製造年度の種類のある自動車について環境にかかる数値を調査することが中古車販売業者にとって困難であることから除外することとしたものである。

規則第80条は、環境仕様書に記載すべき排出ガス値、騒音値、燃料の種別及び燃料消費率などの環境情報について規定しているが、これらの環境情報は大気汚染、道路交通騒音、地球温暖化への対応を意図したものである。また、記載される数値は、運輸省に届出される諸元表に記載

される値であり、加えて、試験法が明示されているものである。

備え置くべき環境仕様書については、特に様式を定めるものではない。これは、環境仕様書を備え置くべき販売者の負担を考慮したものであり、例えば販売される自動車のパンフレットに必要な内容が記載されていれば、パンフレットであっても差し支えないし、パソコン等による打出しデータ、運輸省の監修のもとに発行されている自動車諸元表のコピー等でも差し支えない。

条例第88条第2項は、自動車の販売を業とする者が、購入者の求めに応じて、販売しようとする自動車に関する環境情報を説明する義務を負うことを定めたものである。自動車の販売を業とする者に、事業所で販売する自動車に関する環境仕様書を事業所に備え置き当該自動車に関する環境情報の説明に努めること、及び当該自動車を購入しようとする者が環境情報について説明を求めた場合には環境情報を記載した書面を提示して説明しなければならないことを義務づけた。

なお、少なくとも、自動車の販売を業する者においては、販売しようとする自動車に関する環境情報項目について正確に説明できるだけの知識の習得が期待されることはいうまでもない。

(3) 第2節「自動車の使用に係る管理計画の作成等」について ～削除

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成14年神奈川県条例第55号）

(4) 第3節「自動車の駐車時における原動機の停止」について

ア 駐車時の原動機の停止について

駐車場等において原動機が停止されないことによる排出ガスや騒音の問題は、その多くが住民の身近なところで発生する問題であるが、それゆえ問題の解決は運転者一人一人のモラルによるところが多く、これまで本県においてはアイドリングストップ運動などの形で対策を進めてきた。

本節は、自動車の駐車時の原動機の停止が、自動車の使用に伴う環境負荷を低減する手法として、運転者一人一人がその意思により確実に実行できるものであって、かつ、その実行によって、個々の効果は小さくても積み重ねによって環境への負荷の低減について大きな効果が期待できるものであるところから、新たに条例の規定として設けたものである。

イ 自動車の駐車時の原動機の停止（第94条関係）

条例第94条の規定は、自動車を運転する者が自動車の駐車時に原動機を停止するべき旨の責務を定めたものであるが、条例第87第1項の規定が、自動車を使用する者すべてに対して、みだりに排出ガスを排出し、騒音を発生させないことを求めていることを踏まえ、条例第94条の規定は、条例の規定の効果及び実効性から、特に駐車時における原動機の停止についてその履行を求めたものである。

ここでいう自動車とは、条例第87第1項の場合と同様、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とし、同条第3項に規定する原動機付自転車は含まない。

自動車の駐車とは、道路交通法第2条第1項18号に規定する駐車とする。

駐車時においてのみ原動機の停止を求めることとしたのは、県環境科学センターの調査結果で、2分以上のアイドリングを停止することが総合的にみて環境対策となることが明らかになり、信号待ちまでを対象とすると、かえって交差点周辺の環境を悪化することが考えられるからである。

また、規則第86条において除外規定を設けているが、これは、原動機を停止することによって、当該自動車の特殊な用途のため他に大きな影響を与えることが予想されたり、業務の遂行に支障がある場合に配慮したものであり、このうち第1項においては道路交通法に規定する緊急自動車などを除外し、第2項においては要冷蔵、冷凍の物品を運搬中の冷蔵冷凍車やコンクリート運搬



中のコンクリート・ミキサー車などを除外し、第3項においては、検問、整備不良、事故等により継続的に停止する自動車を除外し、第4項においては、その他やむを得ない事情があると認められる場合を除外するとしたものである。

なお、バス、タクシーなどのように安全上、営業上の必要性が認められる場合については、上記の第4項に基づき、特に盛夏期、厳冬期等については一定の配慮をしつつ、指導を進めていくこととする。

自動車の駐車時の原動機の停止に係る具体的な指導については、条例に規定されている、運転者に対する一般責務規定、駐車場等の施設の管理者の周知義務規定、自動車管理計画の作成等規定のなかで、総合的に実施するものである。

なお、自動車の使用に関する規制という面で警察と協力して実施することとし、条例施行に際しては警察との連携を図る。

第94条の規定については罰則規定を設けていないが、これは、アイドリングの抑制の必要性が県民に十分浸透していない段階での刑罰規定は、かえって県民の遵法意識を害するおそれがあること、また、罰則の規定を設けた場合には、罰則の適用のための違法状態の認定について技術的に解決しなければならない問題があることから、現状では罰則規定を設けないこととしたものである。

なお、県外から来県している自動車であっても、県内においてアイドリング行為を行えば、当然、条例の規制の対象となる。

#### ウ 駐車場等管理者の責務（第95条関係）

##### (ア) 駐車場等管理者による指導

自動車の駐車時の原動機の停止を広く進めていくためには、第94条で述べたとおり、一義的には、自動車を運転する者がその責務を果たすことが重要であるが、条例第95条第1項では、これに加えて、自動車の駐車又は保管のための施設の管理者に、その管理者としての社会的責任として、当該施設内で駐車する自動車への原動機の停止の指導及び当該施設内で原動機を停止しないことによる周辺環境への被害の防止措置の実施を義務づけた。

「自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者」は、自動車の駐車又は保管の用に供する施設を管理し、かつ、他者に当該施設を利用させている者であれば、その規模の大小を問わない。

##### (イ) 駐車場等管理者の周知の義務

条例第95条第2項では、同条第1項の規定をうけ、さらに、一定規模以上の自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者に、その周辺環境に与える影響の大きさを考慮し、当該施設を利用する者に対して駐車する自動車の原動機の停止について周知する義務を定めたものである。

規則第87条第1項で、この規模の要件について500㎡以上と定めた。これは、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による路外駐車場の届出義務が500㎡以上の駐車場に定められていることを踏まえ、周知義務の実施等を指導するうえでの実効性を確保することを考慮したものである。

この基準は、条例第95条第2項において例示した駐車場法上の駐車場、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）の自動車ターミナルのほか、規則第87条第2項で道路法（昭和27

年法律第180号)の自動車駐車場、事業所、公園等に設置される駐車場、月極駐車場等の自動車保管場所などにも適用することとした。

なお、500㎡は自動車の駐車のために供する部分の面積であり、通路、植栽などは含まれないこととする。

条例第95条第2項に規定する周知の方法については、看板など書面による掲示、駐車券への刷込み、放送等の口頭による周知などが考えられるが、実際の周知方法は、駐車場等の管理の実態に合わせて駐車場等の管理者が判断するものである。

#### エ 駐車場管理者への勧告（第96条関係）

条例第96条は、自動車の駐車時の原動機の停止の制度を有効に機能させることを担保するために設けられたものであり、第95条第2項で述べた駐車場等の管理者の周知義務を駐車場等の管理者が行っていない場合、知事が、駐車場等の管理者に対して、適当な周知の措置を実施するよう勧告を行うことができることを定めた。

周知の方法は駐車場等管理者の選択にまかされるが、駐車場等の管理者が周知の措置を行っていないと認める場合の判断に当たっては、自動車の駐車時の原動機の停止がなされていないことについて苦情が発生したような場合に特に注意するべきであり、このような場合には駐車場等の管理者に対して十分に指導することが必要である。事業者に対する勧告の前提としては、十分な指導・助言がなされることが必要であり、実際の勧告にあたっては、文書による勧告が適当であることは他の勧告の規定と同様である。

## 9 第9章 「オゾン層破壊物質の回収等」について

### (1) 制定の背景

オゾン層の破壊を防止するため、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が昭和63年3月に、また、これを受け具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が昭和62年9月に採択され、我が国においても、これらを的確かつ円滑に実施するため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が昭和63年5月に制定された。

この法律では、特定フロン（以下、「CFC」という。）等を特定物質として、製造、輸出、輸入に対し規制するとともに、特定物質を業として使用する一次ユーザーに対し、特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に努力することを求めている。

しかしながら、CFCについては、平成7年末で製造が禁止されたにもかかわらず、過去に放出された量が膨大なため、拡大を続ける南極オゾンホールに見られるように、今後オゾン層の破壊は一層深刻になるものと予想される。

このオゾン層の破壊を食い止めるためには、CFCの製造禁止だけでなく、現在使用されているCFC使用機器が廃棄される際にCFCの回収を適正に行う必要があり、そのための積極的な取組が求められていることから、条例によりCFCの排出抑制と適正な分解処理を規定することとした。

なお、フロンの回収処理を適正に推進するため、関係事業者、消費者、行政等が参画したフロン適正処理のためのシステムを構築するとともに、システムを運営する「神奈川県フロン回収処理推進機構」（以下「推進機構」という。）を設立した。

### (2) 規制の概要

オゾン層破壊物質のCFCを使用した機器は、各家庭や事業所に広く使用されており、廃棄され

る際には、市町村、販売店、廃棄物処理業者、工事事業者等多様なルートを通じて廃棄されている現状から、全ての過程において、何人に対してもみだりに大気中に排出することを禁止した。

そのうえで、回収、分解処理等に当たっては、CFCを使用した機器を廃棄しようとする者をはじめ、廃棄機器を引取る事業者、そしてこれらの機器を最終的に処理する事業者などが、それぞれCFCの回収、分解処理等に向けて適切な役割を担うことが必要となっていることから、これら関係者の責務を規定し、その責務に違反した場合には、一定の範囲内で知事は必要な措置をとるよう命ずることができるものとし、さらに、その命令に違反した場合は罰則を科することとした。

なお、オゾン層破壊物質の回収等に係る制度の概要は別表7のとおりである。

### (3) オゾン層破壊物質の指定（第97条関係）

オゾン層を破壊する物質には、CFCのほかに、ハロン、四塩化炭素、トリクロロエタン等の物質が指摘されており、これらは、洗浄、発泡、冷媒等の分野において使用されてきた。

このうち、洗浄、発泡の分野において使用されるCFCやトリクロロエタンは、生産全廃を受け、その多くは他の物質に転換されている。

また、消火設備に使用されているハロンについては、平成5年末に製造が禁止され、「ハロンバンク」などにより全国的な回収、再利用システムも整備されている状況がある。

一方、冷媒の分野では、冷蔵庫やカーエアコン等の機器にCFCが使用されており、今後、これらの機器が耐用年数等から数年のうちに大量に廃棄されてくるものと見込まれ、廃棄する際に適正に回収されなければ、大部分が大気中に放出されてしまう恐れがある。

こうした状況を踏まえ、オゾン層破壊物質を指定するに当たっては、物質ごとの用途、使用状況等を勘案し、課題の緊急性に対応して主に冷媒の分野で多量に使用される物質を対象とすることとした。

冷媒に使用されるフロンには、オゾン層破壊係数の大きいCFCと係数の小さいHCFCがあるが、とりわけ、CFCについては、現在、その放出が社会的に問題視され、回収処理に向けた取組を優先的かつ緊急に行わなければならない物質であることから、当面、CFC5物質を指定することとした。

なお、CFC115とHCFC22の混合物であるフロン502などについても、今般の規制の趣旨から規制の対象となるものである。

また、CFCは冷蔵庫等の断熱材としても使用されているが、断熱材からの回収は、回収技術の開発やコスト等の課題が克服されていないなど、回収の環境が未整備である状況を考慮し、今回、対象としないこととした。

### (4) 特定機器の指定（第98条関係）

オゾン層破壊物質としては、冷媒として用いられるCFC5物質を指定したところであるが、特定機器の指定に当たっては、これらの物質が使用されている機器の普及状況、冷媒としてのフロンの使用量、回収から処理までの技術レベル等を勘案し、CFCを冷媒として使用し、積極的に排出防止策を講ずる必要のある冷蔵庫、カーエアコン、冷凍空調機器及び自動販売機を対象としたものである。

### (5) 排出防止のための適切な措置（第98条関係）

第98条では、排出防止のための具体的な措置は明示していないが、一例をあげれば、特定機器の整備又は修理を行う事業者は、整備や修理を行う際に、フロンが大気中に漏れ出さないよう、整備

等をしようとする機器の圧縮機等を利用して、冷媒を一所に封じ込め、バルブ等で遮断することやフロン回収装置を正しく装着して操作することなどの措置をいう。

なお、回収装置を安全に取扱うため、回収しようとする冷媒の種類が回収装置及び容器に適合しているかの確認や回収容器に過充填とならないよう事前に確認するなどの操作前、操作中の点検は言うまでもないことである。

(6) 回収事業者（第99条関係）

第99条では、廃棄者の回収義務の履行方法の一つとして「特定機器からのオゾン層破壊物質の排出防止のための措置を行う旨を表示している事業者に回収措置を委託する方法」を規定しているが、この意図するところは、廃棄者が回収義務を果たすために、フロンの回収措置のできる事業者等を選定できるよう「排出防止のための措置を行う旨を表示している」という客観的な基準を設けたものである。

具体的には、フロンの回収装置、回収容器を所有（回収装置にあつては、必要の際に他から借用するなど確実に使用できる状態にある場合を含む。）し、かつ、フロンの回収技術を有する者が在籍（推進機構の講習会受講者等）し、回収を自ら行うことのできる事業者（自動車整備工場、自動車解体処理業者、廃棄物処理業者、冷凍空調機器整備業者等）をいう。

また、回収事業者には、フロンの回収を上記の回収事業者に確実に委託できる回収協力事業者（自動車販売店、家電品販売店等）についても含めることとしている。

これらの事業者については、推進機構が指定することとし、指定を受けた事業者には、「フロン回収指定事業者」や「フロン回収協力事業者」のステッカーを配布し、利用者から見て分かるように店頭に掲示してもらうこととしている。

なお、「回収措置等を委託する方法」等の表現があるが、ここでいう委託とは、書面により正式な契約を取り交わす行為だけをさすのではなく、冷蔵庫等を引取る際に、口頭により回収する旨を依頼する行為等も含めることとしている。

なお、委託に当たっては、処理費用は原則として廃棄者が負担する。

(7) 反復廃棄事業者（第99条関係）

「特定機器を反復し、又は継続して廃棄する事業者」とは、自動販売機等の特定機器を多量に所有し、自ら業として使用している、ビールやジュース等の飲料メーカー等のユーザー事業者を想定しているが、その適用に当たっては、廃棄の態様をみて判断することとしたい。

これらの事業者は、該当する機器を多量に所有し、しかも、こうした機器を業として使用していることから機器の更新も頻繁に行われることが見込まれるため、環境に与える影響も負荷も当然大きくなることから、一般の事業者よりも強い義務規定を課すこととした。

(8) オゾン層破壊物質の回収等に係る勧告、命令及び罰則（第100条、第101条関係）

オゾン層破壊物質の排出防止については、CFCを使用した機器を廃棄する者及び回収、分解等の作業を行う事業者それぞれに回収等の役割を求めているが、このうち、回収に当たって重要な役割を担う回収事業者、処理事業者及び反復廃棄事業者については、確実な回収を求める必要があることから、それぞれが責務を履行していないと認められるときは、知事は必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとし、当該勧告に従わないときは、排出防止のための措置を命じ、さらにその命令に違反した場合には罰則を適用できることとした。

## 10 第10章「日常生活における環境保全の責務」について

### (1) 第1節「日常生活に伴う騒音公害等の防止」について（第102条関係）

第102条は、旧条例第41条の「住民相互の協力等」の規定を基本的に継承しているものであるが、日常生活における環境保全の責務の一環として本章に整理したものである。日常生活における騒音・振動に係る公害は規制基準により行政が強制的な規制を行うことが必ずしも効果的でない面もあることから、自らの配慮と相互協力を求めることとしている。

「屋外に設置する機器」とは家庭用冷暖房装置の室外機器等をいう。また、本条の「自動車の使用」に伴う公害とは、自動車のドアの開閉、不要な警笛の使用等による騒音をいう。

### (2) 第2節「日常生活等に伴う水質汚濁の防止」について

#### ア 日常生活等に伴う水質汚濁の防止について

公共用水域の水質保全を図るためには、事業所に対する排水規制と併せて、公共用水域の水質汚濁負荷として大きな割合を占める生活排水に係る対策の推進が不可欠なものとなっている。

生活排水対策については、水質汚濁防止法に規定があるが、本条例では、この規定を踏まえ、生活排水対策の取組を進めていくために、県及び県民の責務をより具体的なものとするための規定を設けた。

#### イ 日常生活等に伴う水質汚濁の防止（第103条関係）

第103条第1項は、生活排水の発生源が家庭であることから、県民の理解と協力がなければ、生活排水対策の推進は望めないことから、県民の心がけ、努力について例示を挙げて訓示規定を設けたものであり、水質汚濁防止法第14条の5の「国民の責務」と同様の趣旨で定めたものである。

「廃食用油の適正な処理」とは、食用油については使いきるように心がけるべきであるが、やむを得ず廃食用油として捨てる場合は新聞紙等に含ませてゴミとして適正に処理すること等をいう。

「洗剤の適正な使用等」とは、「神奈川県洗剤対策推進方針」（昭和59年10月18日制定）に基づき、石けんなどの分解性の高い洗剤を適量で使用すること等をいう。

第103条第2項は、公共用水域の付近でのキャンプ、バーベキューなどの野外活動に伴う排水等による水質の汚濁を防止するため、野外活動の際の心がけ等について規定を設けたものである。

「河川区域、湖辺、海岸等」とは、公共用水域の付近一般を指し、排水等を流した場合、明らかに公共用水域に流入する区域をいう。

また、「調理、野営等」とはキャンプ、オートキャンプ、バーベキューなどの調理、洗濯等の生活排水を排出する行為を伴う野外活動をいう。

「油の回収等」とは、調理に利用した油の回収・再利用を行うこと、第1項と同様の廃食用油の処理を行うこと、不用となった燃料等を捨てないこと、必要のない洗浄、洗濯等をしないこと等の公共用水域の水質の汚濁を防止するための具体的な行動をいう。

#### ウ 生活排水処理に係る県の責務（第104条関係）

第104条は、生活排水対策推進に係る県の責務を規定したものである。県の責務については、水質汚濁防止法第14条の4第2項で「生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。」と規定されており、この規定を踏まえ、県の責務の内容について規定したものである。

「市町村と連携して」とは、水質汚濁防止法第14条の4第1項において生活排水対策の推進は

市町村が主体的に行うことが規定され、同項第2項においては県の施策は市町村域を越えた広域的な施策の実施や市町村の施策の総合的な調整と規定されていることを踏まえ、県の施策実施に当たっては市町村との密接な連携を行うべきことを規定したものである。

「基本方針」とは、県全体に関わる生活排水対策に係る指針、方針、計画等を指し、具体的には、「神奈川県洗剤対策推進方針」や「神奈川県生活排水処理施設整備構想」がこれに当たる。

また、「生活排水対策に係る施策の実施」とは、流域下水道の整備、市町村が実施する合併処理浄化槽等の生活処理施設整備事業への支援、県域全般を対象とした普及啓発等をいう。

#### エ 合併処理浄化槽等の設置等（第105条関係）

第105条は、生活排水を排出する者の生活排水処理施設整備の責務を規定したものである。

生活排水対策は、家庭等での心がけとともに、処理施設の整備が重要である。特に、下水道が整備されていない地域において浄化槽を設置する場合、し尿のみを処理する単独処理浄化槽ではなく、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及を促進することが課題となっている。

水質汚濁防止法第14条の6では、「生活排水を排出する者は（中略）生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。」と、生活排水を排出する者の施設整備に係る努力義務を規定しているところであるが、本条では、「生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備」として合併処理浄化槽を具体的に示したものである。

「下水道が整備されることとなる地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域をいう。

「集合処理施設」とは、複数の家庭から排出される生活排水を集合して処理する施設をいい、ここでは、下水道を除く農業集落排水施設、地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）及び団地等における大型合併処理浄化槽等をいう。

### 11 第11章「製造事業者等の責務等」について

#### (1) 製造事業者等の責務等（第106条関係）

##### ア 製造事業者又は販売者の責務

第106条第1項は、旧条例第40条第1項を改めたものである。

公害の防止は、一義的には、施設、機器を使用する事業者がその義務を負うものであるが、公害を生じさせるおそれのある施設又は機器で多くの場所に設置される施設又は機器からの公害を未然に防止するためには、施設等を製造又は販売する者は一般的には当該施設の公害の発生要因及び公害防止のための技術に熟知していることから、施設等を製造又は販売する者に、当該施設等の使用者が公害防止のための措置をとるうえで役立つ表示や注意書等の手段により施設等の使用者に注意を促す等の措置をとることを求めることとした。

旧条例では「知事が定める施設又は機器」を製造又は販売する者に義務を課していたところであるが、当該施設の定めは行われていなかった。この条例では、義務対象を明確化するため対象とする施設又は機器を規則で定めることとした。

規則第90条では「空気調和機器又は冷凍機であって原動機の定格出力が7.5キロワット以上」の機器を指定した。この機器は、旧条例では指定施設であった施設で、16(1)エに述べる理由によりこの条例では指定施設から除外した施設であるが、汎用機器であり、今後、使用者自らが本機器か

らの公害の防止対策を行うに当たり機器の製造者及び販売者の役割が特に重要であることから、この規定による公害防止の効果を期待することとした。

#### イ 建築物の設計等をする者の責務

第106条第2項は、旧条例第40条第2項を発展させたものであり、建築物の設計又は建築物に係る施設若しくは機器の設計又は工事を行う事業者、受託者に対し公害の防止のため必要な助言をすることを義務づけている。公害を未然に防止するためには、一般に公害の防止のための方法を熟知している建築物の設計者等に受託者への助言を行わせることが効果的であることから設けた制度である。

旧条例では公害の種類を「騒音又は振動による公害」に限っていたが、この条例では「騒音その他の公害」とし、大気汚染や水質汚濁による公害も含めて助言を行う責務を定めた。

### (2) 下請企業等に対する援助（第107条関係）

#### ア 親事業者による指導又は援助

第107条第1項は、旧条例第59条の規定を継承したものである。

一般に下請事業者は、環境保全上の支障を防止するための技術等を十分備えていない場合があり、また、事業内容そのものが親事業者の都合により制約されることにより、独自の環境対策が行いにくい状況にある。このことから、親事業者に対し、下請事業者への指導又は援助に努めるべきことを義務づけ、当該義務を親事業者に徹底するために、知事が勧告を行うことができることとしたものである。

旧条例では「公害の防止」に必要な指導又は援助であったが、この条例では「環境の保全上の支障を防止」するためとした。これは、この条例が公害の防止にとどまらず、第5章や第9章で広く環境保全の支障の防止を事業者に求めており、これらの責務の実施についても親事業者の指導又は援助が重要になることから規定したものである。

#### イ 運送委託者による援助又は協力

特定の貨物自動車運送事業者に反復し、又は継続して運送を委託する事業者は、当該貨物自動車運送事業者の自動車の運行に対し一定の支配権を有することから、運送を受託した運送事業者が条例第8章に定める自動車の使用に伴う環境負荷の低減の義務を履行するためには、運送を委託する事業者の援助又は協力が必要である。このため、第1項の親事業者の責務と同様、運送を委託する事業者に対し、運送を受託した事業者への援助又は協力を義務づけ、当該義務を委託事業者に徹底するために、知事が勧告を行うことができることとしたものである。

## 12 第12章「環境保全に係る知事の措置等」について

### (1) 第1節「報告の徴収等」について

#### ア 報告の徴収（第108条関係）

第108条は、旧条例第64条を継承したものである。

この規定は、条例の規定を確実に施行するため、知事に報告徴収の権限を付するものであり、たとえば、公害の発生源を把握するため、フロン回収の実施状況を把握するため等の目的で事業者又は関係人に報告を求めることができる規定である。従って、この条による報告の徴収は罰則による強制措置を設けている（第122条第4号）。

#### イ 協力の要請（第109条関係）

第109条は、旧条例第63条を継承したものである。

この規定は、昭和46年制定の公害防止条例で規定した「水質の保全上必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に必要な協力を要請するものとする。」との規定を、昭和53年制定の公害防止条例で対象事項及び対象者を拡大したものであり、たとえば、上水源水域での水質の保全に関して関係地方公共団体の長に必要な措置をとるよう協力を要請することができる規定である。

この規定は、知事の措置だけでは本県の環境を保全することができないと判断される場合に関係団体等に具体的な措置をとるよう要請するものであり、措置を要請するのは旧条例と同様に「公害の防止上必要があると認めるとき」に限った。

#### ウ 情報提供の要請（第110条関係）

第110条は、「事業者又は県民の環境の保全に関する取組に資するため」事業者等が持つ環境に係る情報をなるべく透明なものにしていく趣旨で定められたものである。

条例施行のために事業者等を調査、監視等することは、必要に応じ第108条の報告の徴収、第111条の立入検査等で強制力を持って実施すべきことであるが、本条はそれらの場合とは異なり、事業者等の環境に係る取組内容等の情報には他の事業者及び県民の環境の保全に係る取組を奨励、支援するために有用な情報が多数存在することから、知事が、事業者及び県民を代表して事業者又は関係人に協力を求め、事業者又は関係人が保有する環境の保全に関する情報を収集することができることとしたものである。

「環境保全に関する取組に資するため」要請するとは、たとえば廃棄物の減量化やエネルギーの効率的な利用等に係る取組を推進するために有用な情報を事業者等に要請することをいう。

提出を要請することができる情報は「環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するもの」である。「環境の保全に関する情報」とは、公害の防止その他のこの条例で義務づけている事項に限らず、広く環境の保全に係わる情報一般をいう。

情報は「事業者又は関係人が保有するもの」であり、事業者等が現に保有していない情報を求めること（たとえば新たな測定を要請すること）はできない。

この規定は、事業者・県民の環境への取組を促進するためのものであるから、知事は、県民等の求める情報がどのようなものであるかに常に配慮し、本条の運用を行うこととする。また、事業者等に協力を要請する規定であり、強制力を持つものではないことに留意する必要がある。

なお、この規定により知事が保有することとなる情報は、知事が自ら公表する義務を負うものではないが、神奈川県機の機関の公文書の公開に関する条例（昭和57年神奈川県条例第42号）の対象の文書であることは当然である。

#### エ 立入検査（第111条関係）

第111条は、旧条例第65条を継承したものである。

この規定は、条例の規定を確実に施行するため、知事に事業所等への立入検査の権限を付するものであり、報告の徴収の場合と同様、たとえば、公害の発生源を把握するため、自動車管理計画の実施状況を調査するため、フロン回収の実施状況を把握するため等の目的で事業所等への立入検査ができる。立入検査を拒み、妨げ、忌避した者に対しては罰則の適用がある。

（第122条第5号）

なお、この立入検査は行政権の行使としての権限であり、犯罪捜査とは無関係であることを



明確にするため第3項を設けた。

(2) 第2節「緊急時等の措置」について

ア 緊急事態が予想される場合等の措置（第112条関係）

(ア) 大気の汚染

第112条第1項は、大気の汚染について緊急事態が予想される場合に、知事は、その事態を一般に周知させるとともに、汚染の減少に必要な措置を求めることができるとの制度であり、旧条例第29条の趣旨をそのまま継承している。

具体的には、緊急の事態の到来を気象状況等からあらかじめ察知して事前に大気の汚染の予防の措置をとることを主眼とするものであって、大気汚染防止法第23条（緊急時の措置）の対象としている段階よりも一段階早く措置を講ずることをめざしているという意味において、これと相互補完的な関係に立つものである。

なお、同条及び大気汚染防止法第23条に基づき、「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱（昭和47年6月14日制定）」を定めており、光化学スモッグ注意報の発令等を行い緊急事態が予想される場合の必要な措置を定めている。

(イ) 水質の汚濁

条例第112条第2項は、公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、飲料水の取水その他人の健康又は生活環境に重大な影響が生ずるおそれがあると認める緊急事態において、知事が必要な措置を命ずることができるとの制度であり、旧条例35条の趣旨をそのまま継承している。

水質汚濁防止法第18条（緊急時の措置）が、対象となる事態を「異常な濁水その他これに準ずる理由」という自然的条件により発生したものに限定していること及び対象範囲を国の定めた水質環境基準項目に限定していることに鑑み、これら以外の事由あるいは範囲に係るものをも包含することとして法律上の制度との相互補完を図っているものである。

イ 非常時の措置（第113条関係）

非常時、すなわち事故等が生じた際の措置については、旧条例第56条において、そのような事態が生じた場合の通報、応急措置、措置命令等に関して定めていたが、第113条では、事業所に限らず、新たに自動車の事故についても対象とした。これは、道路におけるタンクローリーの横転事故等に伴い、公共用水域の水質汚濁により水道水源等に影響する事例がみられることから、新たに規定したものである。

いかなる場合が「非常時」に当たるかについては特に限定を加えていないところから、不可抗力によると故意又は過失によるとを問わず日常的な事業活動の範囲内にあるものとは通常想定しえないような経緯によって「事業所の施設、容器等の破損等の事故又は自動車の事故に伴い、規則で定める物質が放出し、又はそのおそれが生じたときは」は、事業者は、所要の対応をしなければならないものである。ただし、対象となる物質は、規則第92条第1項に限定的に列挙されているところであるので、それら以外の物質に係る事故が生じても条例第113条の適用はないものである。

なお、通報機関については、市町村の公害主管課（室）又は地区行政センター（神奈川県川崎地区行政センターを除く。）環境部（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市については、市長に通報機関の指定を委任している。）となっており、事業所を設置する事業者は、当該事業所の所在する市町村の公害主管課（室）又は地区行政センター（神奈川県川崎地区行政センターを除く。）環境部に通報することとなるが、自動車の事故に伴い公害が生じ、又はそのおそれが生じた

ときは、所在地がわからない場合もあることから、周辺を含めた市町村の公害主管課（室）又は地区行政センター（神奈川県川崎地区行政センターを除く。）環境部に通報することは止むを得ないものである。

(3) 第3節「事業所の移転」について（第114条・第115条関係）

第114条は、旧条例第60条を継承したものである。

住居系地域に立地している事業所からの公害により周辺的生活環境が著しく損なわれ、当該事業所が移転する以外に適切有効な公害の防止方法が見当たらない場合において、知事が当該事業所の移転について助言及び勧告を行うことができることを定めた。

助言又は勧告の相手方は通常事業所の設置者であるが、事業所の設置者が当該事業所の土地又は建物の所有者と異なる場合の所有者に対しても「その他関係人」として助言又は勧告を行えることとした。

対象となる事業所は、一般的に公害の防止上深刻な問題を生じる蓋然性の高い「物の製造、加工、修理又は消毒」を行う事業所に限定した。

第115条は、旧条例第61条を継承したものであり、移転等の措置を円滑にし、公害の早期解消を図るため、移転等の勧告を行った相手方が中小企業者である場合の知事による資金の援助について規定した。

13 第13章「雑則」について

(1) 市町村との関係（第116条関係）

ア 本条の趣旨

第116条はこの条例と市町村の条例との関係を規定した。

本来、地域の環境の保全是、市町村がそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて行うべきものである。地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条においては公害の防止その他の環境の整備保全是市町村が処理する事務として位置づけられている。

この条例は県全体の環境を保全するために必要な規定を定めているが、市町村が自らの環境に係る役割を果たすため、この条例とは別に、独自の条例を定めることは望ましいことである。この条の規定は、そうした環境保全上の支障を防止するための市町村の条例とこの条例との関係を整理するため新たに設けたものである。

イ この条例が関与していない事項について

第1項では、この条例が関与していない事項について市町村が条例を制定することを妨げないことを規定した。これは、この条例が規定している規制等の事項は、この分野での規制等がこの条例による他は許さないという統制的意味での規定ではないこと、従って、市町村がこの条例で定める事項以外の事項に関し必要な事項を定めることができることを明らかにしたものである。

ウ この条例が関与している事項について

第2項では、この条例が関与している事項について市町村が条例を制定する場合におけるこの条例の適用について規定した。この条例が関与している事項についても、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて独自の手法、基準等による条例を制定することは許される。この場合、当該事項について、市町村の条例により環境保全上の支障を防止するための目的が担保されるならば、県条例と市町村条例で二重の規制等を行う必要はない。第2項では、このような場合には環境の

保全に係る市町村の本来の役割を踏まえ、この条例の該当部分を適用しないこととする措置を定めた。

この条例を適用しないこととするためには、市町村の制定する条例の内容が「この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるもの」であることが必要である。この条例の趣旨に則したものであるかについては、この条例と市町村条例のそれぞれの該当規定が目的を同じにしていることが必要であり、この条例と同等以上の効果が期待できるものかについては、それぞれの条例の規制等の対象、手段、基準等を総合的に比較して判断することとする。

この条例の不適用は条例の章又は節を単位として行う。これは、市町村が条例でひとつのまとまった規制等の体系を整えた場合に初めて当該市町村の条例に該当範囲の規制等の措置を委ねる趣旨であり、また、規制等を受ける側にとって条例の適用関係が複雑にならないように配慮したものである。

この条例の該当個所の適用をしないこととする手続は、知事が認定する市町村条例及び当該条例により適用しないこととするこの条例の章若しくは節を神奈川県公報により公示することである。なお、この手続は知事の判断により行うものであり、市町村の申請等の手続は必要としない。

## (2) 環境審議会への諮問（第117条関係）

第117条は、旧条例第62条を継承したものである。

この条例の施行に関し基本的な事項を定める場合には神奈川県環境審議会の意見を聴かなければならないこととした。基本的な事項とは、指定事業所の指定及び規制基準の設定を例示しているが、規制対象、規制基準の変更を行おうとする場合が代表的な事例である。

## (3) 委任

第118条は、旧条例第66条を継承したものである。

この条例を施行するために施行規則を制定することを定めている。

# 14 第14章「罰則」について

## (1) 罰則についての考え方

昭和46年制定の公害防止条例では、本県における厳しい公害事情に対応するため、当時の地方自治法により条例に許容されている限度（2年以下の懲役、10万円以下の罰金）の罰則を適用した。

平成3年の地方自治法の改正により、罰則の許容限度が2年以下の懲役、100万円以下の罰金に引き上げられ、それに伴い旧公害防止条例での罰則の見直しを行ったが、罰金刑について、激変を緩和する趣旨から一挙に地方自治法の許容限度まで引き上げることはせず、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の当時の罰金刑（最高50万円）との量刑も考量して、罰金の最高額を10万円から40万円に引き上げた。

このような経緯、及び大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による罰金刑の最高額が平成8年の改正により100万円となったことを踏まえ、また、環境保全に係る義務の重要性を考慮し、この条例では、昭和46年からの方針どおり、地方自治法により条例に許容されている限度（2年以下の懲役、100万円以下の罰金）の罰則を罰則の上限として採用することとし、懲役刑と罰金刑との間の均衡、罰則の各段階間の均衡を考量して罰則を定めた。

(2) 罰則の体系等について

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を罰則の上限とし、旧条例の罰則の体系は基本的に維持し、旧条例の罰則を次のとおり改めた。

旧 条 例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
2年以下の懲役又は40万円以下の罰金	→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
1年以下の懲役又は40万円以下の罰金	→ 1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
6月以下の懲役又は20万円以下の罰金	→ 6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金
20万円以下の罰金	→ 20万円以下の罰金
10万円以下の罰金	→ 10万円以下の罰金

なお、この条例で新しく設けた規定では、第72条第1項の地下水の水質浄化に係る命令に違反した者に1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金を、第101条のオゾン層破壊物質の回収に係る命令に違反した者に20万円以下の罰金を設定した。

15 施行及び経過措置について

(1) 施行等（附則第1項・第2項関係）

この条例の施行期日は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行期日を定める規則（平成9年神奈川県規則第110号）により平成10年4月1日とした。

また、この条例の施行に伴い、旧条例は廃止する。

(2) 経過措置（附則第3項から第23項関係）

附則第3項から第23項までにより必要な経過措置を定めた。

附則第3項から第12項までは指定事業所に係る経過措置であり、旧条例とこの条例の指定事業所に係る許可の連続性を考慮した規定を設けた。

附則第13項は第29条第2項に規定した特定有害物質を製造等する事業所の施設に係る構造基準について、附則第14項は第30条に規定した水質保全水域への排水の排出の禁止について、それぞれ既存の事業所が対応に要する期間を考慮した規定を設けた。

附則第15項及び附則第16項は、第7章第1節の特定有害物質使用地の適正管理及び同章第2節の特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に係る義務者について、過去に特定有害物質使用事業所又は特定廃棄物処分場を設置していた者を義務者とみなす場合等について規定した。

附則第17項から21項までは、第7章第5節の地盤の沈下の防止に係る経過措置であり、旧条例で届出制であった地下水の採取をこの条例で許可制として規定したことに伴い、旧条例との連続性を考慮した規定を設けた。

附則第22項では、旧条例の規定により行政が行った勧告、命令、警告等及び事業者が行った報告、届出等について、この条例に対応する規定がある場合にはこの条例によってなされたものとみなすこととした。

附則第23項はこの条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用について、旧条例の規定によることを定めた。

## 16 指定作業・指定施設

### (1) 条例別表の変更内容について（別表関係）

条例別表では指定作業を確定する基として、公害発生の蓋然性が大きい作業を指定している。

旧条例で指定していた作業を、公害発生の蓋然性、県内で行われている作業の実態、指定方法の分かりやすさ等の観点から見直しを行った結果、旧条例から次の変更を行った。

ア 第43項の「砂糖の製造の作業」を「糖類の製造の作業」に変更した。

日本標準産業分類の表記の変更に合わせてものである。

イ 旧条例の第51項「資源の再生の作業」と第53項「廃棄物の処理の作業」を合わせ、第51項「資源の再生又は廃棄物の処理の作業」とした。

資源の再生の作業については、当該作業により再生される製品が需給状況等により再生品として扱われなくなると、全く同様の作業が廃棄物の処理の作業に該当する場合がある。また、その逆の場合も起こりうる。これらの場合、旧条例では指定作業の追加として変更許可申請が必要となっていたところであるが、作業内容に変更がないにもかかわらず手続を求めることは不必要であることから、両作業を合わせひとつの作業としたものである。

ウ 旧条例の第55項「廃ガスの燃焼の作業」を「廃ガスの燃焼又は分解の作業」に変更した。

オゾン層保護対策としてのフロンガスの分解作業が事業として行われているが、同作業のようにガスを分解する作業を公害の発生の防止のために指定作業に追加するため、廃ガスの分解の作業を追加した。

エ 旧条例の第62項「動力を用いて行う空気その他の気体の圧縮、液化又は圧送の作業」を削除した。

従来、この作業により規制対象となっていたのは、建築物の空調機器、大型冷蔵庫関係の機器、動力源として用いる空気の圧縮機等であったが、これらの機器自体の改良が進んでいること、機器の設置に当たっての環境配慮が進んでいることを踏まえ、事前規制の対象とする必要性は薄れていると判断し、別表作業から除外した。

オ 旧条例の第63項「燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の作業」と第64項「燃料その他の物の燃焼による空気の加温又は冷却の作業」を合わせ第61項「燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業」とした。

これらの作業は、大気汚染防止法ではボイラーとして分類されているものであり、法と整合させたほうが分かりやすいことから、ひとつの作業としてまとめたものである。

カ 旧条例の第72項中「物の製造、加工又は修理に係る作業で規則に定めるもの」を第69項で「物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則に定めるもの」とし、消毒の作業を加えた。

海外からの製品を荷上げする港等において消毒、殺虫を目的に「くん蒸」の作業が行われているが、同作業のような消毒作業を公害の発生の防止のために指定作業に追加するため、消毒の作業を追加した。

### (2) 指定作業及び指定施設の追加（規則別表第1関係）

事前規制の対象とする指定作業及び指定施設については規則別表1により指定しているが、旧条例の指定作業及び指定施設を、施設の改善等を踏まえた公害発生の蓋然性の変化、県内で使用されている作業及び施設の実態を考慮し見直しを行った。

旧条例から追加した指定施設は、県内での作業実態を踏まえ必要な施設を追加したもので、光フ

ファイバーケーブルや特殊ガラス製造のための二化珪素蒸着成長施設、半導体製造のための化学気相成長施設、骨材やセメントの製造のためのコンベア施設、廃棄物の熔融施設、フロン分解処理施設、コンテナ洗浄施設及びシアン化水素を用いるくん蒸施設である。

旧条例から除外した指定施設は、圧縮機及び送風機を(1)エに述べた理由により除外し、また、公害対策の普及により公害発生の蓋然性が薄れたことから、原動機の定格出力が1kW未満のせん断機等の小規模な施設、特定有害物質を使用しない染色施設等で公共下水道に接続する施設及びブラスト等の施設で密閉式のものを除外した。